

76  
66

希露離教論

全

020591-000-3

76-66

希露離教論

リギョール/述

M30

ABI-0406



佛國リギヨル口述  
日本前田長太筆記

希露路離教論

全



## 緒言

人若し日本の正教者と諸君は何故公教者とならざるや」と云ひ、公教者には「何故正教者とならざるや」と云ひつゝ、其兩教會の信仰の相異なる點、其相離れたる時代原因、及今尙相離れつゝある理由等を問ふあらむ、一部の人士は必ず之に答ふるを得べしと雖、信徒の多數に至つては恐くは之を知る者なかるべし、是れ余が本書を刊行する必要を感じたる所以なり、余は本書に於て以上の諸點を詳に指教す、而して其指教するに當つてや、敢て議論の道を探らず、議論したるは蓋し已むを得ざる點に於てのみ、其他は一切記事を是れ旨として、事實を事實に語らしむるの優れるに如かじと思へり、故に過去の

事實は過去の事實自ら之を語り、現在の事實は現在の事實自ら之を語る、書中引用列擧したる考證に至つては必ず其出所を明記せり、考證の多きは枚擧に違わらざれども、筆者をして一々之を日本文に譯出せしむるの煩勞を避けんが爲め、且は毎々同一の語句を掲載して讀者の倦怠を買はんことを恐れたるが爲め、十中の八九は悉く之を遺棄せり、然れども人若し之を知見せんと欲せば、何時たりとも直に其原文(希臘文)を示す可し、且本書はピデピオス氏の「東洋教會論」(Pitzipios. L'Église Orientale)、『ロルバクル氏の「教會歴史」(Rohrbacher. Histoire de l'Église)』及ペタウィウス氏の「神學定義篇」(Petavius. Dogmata theologica.)の二書に引證する所最も多きを以

て、欄外に一々書目を記し、讀者をして自ら同書に就て其考證を求むるを得せしめたり、余は書中一字一句の末に至るまで、成るべく事實に相違なからしめんが爲め頗る苦心經營したれども、萬一余の注意に洩れて正確を缺きたる所之ありとせば、大方の此正を仰て直に之を改めんと欲す、尙余は茲に讀者の安心の爲め特に一言せんと欲する所あり、他莫し、若し本書掲ぐる所の一の證據人によりて薄弱取るに足らずと思はれなむ、余は他に亦十の證據を有するが故に、幸に來訪を辱ふせむ充分之に満足を與ふるを得べしと云ふ事是なり。

本書は主として事實を傳ふるにあるが故に、文章の如きは成るべく平調を旨として抑揚頓挫の法なく、纒曲迂廻の奇なし、然れども毎頁を

して殆ど事實に充塞せしめたるを以て、讀者は之を讀で必ず一驚を喫するならん、曰く斯事實あるにも係らず、正教公教の信民が從來吳越の觀を爲して、宛然東西萬里に隔離せるが如きは何ぞや、事の真相を視るときは、兩教の信民は密接の關係ありて其一致合同を拒否する理由一をも掲ぐる能はざるにあらずや云々と、然り、本書の事實は讀者をして必ず思ひ茲に至らしむべし、況や余の本書を草する、固より人身攻撃に涉るが如きことは片言隻句をも吐かざるに於てをや、若し不幸にして人の感情を害ふが如き語句之ありとせば、是れ筆者の言辭に爛はざるの致す所、決して余の本意にあらざるなり、吾人は由來正教者を尊重する者、吾人の知れる同教者に就て其言動を見るに、敬

虔眞率、忠良誠實にして、其信仰の念、其奉教の行大に感佩すべきものあり、是故に余は本書に於て固より敵意を狹んで以て正教者と言論を戦はすの心はなし、單だ一片の友情を以て、眞理を尋ね正道を歩せんとする者に、一條の光明を垂れんと欲するのみ。

明治二十年六月初一日師父リギョール氏の意を承けて

前田長太謹識

# 目次

離教の起原	一頁
離教の大成	七頁
教義相異の點	十六頁
教皇の主權	十六頁
聖靈の發出	二十八頁
煉獄の存在	四十頁
無原罪の懷孕	六十頁
慣例相異の點	七十三頁
施洗の方法	七十四頁
容酵除酵の「パン」	七十九頁
聖体を授くる方法	八十六頁

司祭の不娶……………九十三頁

土曜日の小齋……………九十五頁

鬚髯……………九十六頁

跪拜……………九十六頁

嬰兒に聖体を授くる件……………九十八頁

彫像と畫像との區別……………九十八頁

十字架の徴……………百頁

曆……………百頁

聖堂の向方……………百一頁

死者の粧飾……………百二頁

離教の分裂……………百三頁

フロレンスの公會議……………百廿一頁

君士坦丁堡の陷落……………百卅九頁

羅馬教會と露君教會との交渉……………百五十頁

土政府の下にある希臘教會の狀態……………百五十八頁

東方教會の現狀……………百七十九頁

露國教會の狀態……………百九十四頁

# 希露離教論

佛國 リギョール口述  
日本 前田長太筆記

## 離教の起原

離教の第一因は、コンスタンティン帝の遷都（西暦紀元三百三十年）にあり、初め皇都は羅馬に在り、教會の首都も亦羅馬に在り、然るに帝の漸く勢を天下に得るや、皇都を羅馬より遷して東の方ビザンヌに處けり、後に君士坦丁堡と稱するもの即ち是なり、此よりビザンヌは當然として興り、一時に天下の壯觀を極めたり、是に於て乎ビザン

ス教會の司教は、皇都の所に社會的隆高を加ふるを見、教會も亦之に應じて壯嚴偉觀を加へざるべからずと爲すに至る、即ち政權東漸と共に教權も亦之に隨はざるべからずと主張せり、遷都以後幾んど五十年（紀元三百八十一年）、君臣第一回の公議會は「同



此二司教  
 なす、其  
 故は聖年  
 間、自ラキア  
 アンチオキア  
 統治キリヤ  
 アレキサンドリア  
 己の弟子  
 マルコの子  
 以て之を  
 創立せし  
 由るに

部の司教を擧げて名譽教祖に任じ、之を羅馬司教の次班に第づべし、何となれば君堡は新羅馬なれをなり』との決議を提擧せり、是れ實に政治上の意味を以て宗教に加へたるもの、教會に取りては容易ならざる波瀾と謂はざるべからず、抑も權力位班の教皇に亞ぐものは、アレキサンドリア、アンチオキアの二司教のみ、然るに今やアンチオキアの司教を超へ、アレキサンドリアの司教を凌ぎて、直に羅馬教皇と肩を比せんとするは抑々何たる事ぞや、此に至りて議論百出す、爾後數代の間、東西互に確執して、兩々相降らざりし所以のものは、全く此の『君堡は新羅馬なれをなり』との一語に基けり、何となれば此語は實に政權と教權との混同を意味すれをなり。君堡の司教の主張する所は、天下此に都せるを以て、教會も亦此に權力を増し、隨て自らも亦其位階を加へざるべからずと爲すにあり、羅馬の司教の執る所は之に反して、羅馬教會は天下の未だ君堡に都せざるに先ちて存立せるもの、其司教は聖ペトロの後繼にして、聖ペトロは萬國教會の首たる耶穌基督の命を承けたるものなれを、固より

皇都の遷徙に依りて、教會の首都も亦之に隨つて左右せらるべき理なしと言ふにあり、争端一たび爰に開けしより、紀元三百八十一年、軋轢互に絶へず、前者は常に其位を守らんとし、後者は頻りに之れを奪んとす、蓋し後者は教會創立者基督の命に倚らず、單に政治上より立論して曰く、教會は天下の首都の繁榮に依りて繁榮し、天下の首都も亦教會の繁榮に依りて繁榮す、何となれば皇州千萬の民人は、多く是れ教會の信民なれをなり、故に此教會にして繁榮を極め、其司教にして權勢を得、其信民にして歸服せむ、即ち繁榮は皇室に歸し、權勢は皇帝に屬すと、是に於て乎同都の少天子テオドロスは之に倚るの利なるを知り、親ら其後背に立ち、令を降して全亞細亞の司教等は、君堡の司教より裁許を得るにあらざれを、決して撰定せらるゝこと能はずと命じたり。

其後紀元四百五十一年カルセドニアの公議會は、皇居及び元老院所在地たる光譽を荷へる新羅馬は、教會の位階に在りても、之と同じき光譽を擔ひ、乃ち羅馬に尋ぎて他

の教會の上に在るべし』と宣したり、然れども若し君堡の政治上天下の首都たるの理由を以て、其司教の位を擧ぐべき理由なりとせむ、何が故に既に廢都となりたる羅馬の司教を尙第一位に置き、而して自ら甘んじて其次班に第でられんことを欲したるか、吾人は寧ろ更らに進んで自ら天下の第一位なることを宣せざりしを奇しむなり、而して其是れが裁許を羅馬教皇に願ひたることの如きは、更らに怪訝に勝へざるなり、是亦教皇の權盛を否定し得ざるの証なり、羅馬の司教が此專横なる決議に反對せるは、固より言ふべき要を見ず、聖レオ教皇は之に答へて『皇帝の在す處は皇居の地なり、然れども使徒の座と爲すこと能はず、神の定め給ひたる所は、人の定めたる所に依りて動かさるべきものにあらず』と云ひたり、若し之に反して公議會の唱ふる所の如くせむ、其結果に至りては如何、何れの處、何れの時に在りても、邦國の分立するに隨ひて、教會は益々其異れる數を加へ、皇都の勃興するに従ひて、其教會の首長なるものは、隨て獨立同權となりて、又た何人の制裁をも受けざるに至るべし、是れ

豈耶蘇基督の教旨を証するものならんや、即ち其群は一にして、其之を牧するもの亦一なり(シヨアン傳一の十六、同二十一の十七參看)との聖意にあらざるなり、果して然らむ君堡の司教等が口實を設けて争ふ所知るべきのみ。

遂に紀元五百八十三年に及びては、斷食家たるマオアン四世は恣に新號を僭稱して、『新羅馬なる君堡の大司教、全教會の教祖』と言ふに至れり、然るに教皇グレゴリウス大聖は之に答へて、自ら稱するに『神の僕等の僕』を以てして、謙辭以て其專横倨傲を懲らさんと欲したり、然れども倨傲は益々其度を加へ、畢には之を悛むること能はざりしのみならず、爾後其垂裔に至るまで、常に稱するに『全教會の教祖』を以てす、教皇は之に反し、今日に至るまでも尙ほ『神の僕等の僕』たることを明言せり。

紀元六百九十二年、第六公議會に於ては、君堡の皇居地は古羅馬と同一の特權を有し、教會の事情に於て、亦之と同様にして、唯其位階のみは之を羅馬の次班に置くべしと決したり、若し第一公議會の提議を以て、東西兩教會分離の萌芽なりとせむ、既に是

但此時ア  
レキサン  
ドリア第  
三教祖は  
アキア第  
アの教祖  
は、第四  
位、セル  
ザレム第  
五教祖は  
五位に置  
り決へし  
り決へし  
た。

に至りて稍々其形を成したりと稱せざるべからず。

茲に注意すべき二個の件あり。

(第一) 第四世紀より第九世紀に涉れる羅馬及び君堡兩司教の論争は、權力上の争議にして教理上の衝突にあらざりしこと是なり、異端の勃興すること多き斯敷世紀に際して、東西兩教會は幸ひにして其教理に於ては、毫も衝突を來したることなく、却りて之が爲に互に力を盡して異説を排したるが如き、寧ろ兩々相倚りて以て互に氣脈を通じたるもの之あるを見る。

(第二) 君堡の司教等は、自家の權威を主張すること甚しきにも拘はらず、羅馬教皇の權威に對しては、敢へて之を拒否することなく、却りて東方教會に大事件起る毎に、必ず羅馬教皇の裁斷を仰ぎたることの如き是なり、而して前後八回の公議會は、悉く東洋に開かれたるものなりと雖、羅馬教皇は常に使節を遣りて以て全會を統管し、而して其決議ある毎に、未だ曾て自ら其裁斷を下さざりしと云ふことなし、東方教會の

風俗教義に關することく雖、一々羅馬教皇の裁許を経るにあらざれど、建て、以て法と爲すこと能はざりしは勿論の事なりき、然れども君堡の司教の權威に關する箇條は、其術策に依りて加へたるものにして、固より羅馬教皇の裁許を受けたるにあらず、其之を公議會に通過せしめたる所以のものは、偏へに皇帝の權勢に依れるものなり、若し夫れ離教の開祖たるフォシウスの如きも、皇帝より二回擧げられて、大司教の位に登りながら、猶二たび羅馬教皇に請ふて、其教權を明にせんとしたるが如きは、羅馬教皇の大權を認めて已まざる的証なることを知るべし。

### 離教の大成

フォシウスの時(紀元八百八十二年)に至るまで、羅馬及び君堡兩司教の論争は、全く個人的にして、教義的の論争にはあらず、此の時に當りて君堡の政權は漸く頽廢を來たし、宮中の式微は人民の腐敗と伴ひ、教法師の監理は教會の中に弛み、信民の多數は習慣に依りて公教會に到ると雖、虔誠の念を以て群牧に一たるにあらず、随つて其

基督に三位に  
ありて、位  
聖父、聖子  
聖靈は、  
生れ、父聖  
及出づるは  
常なる事な  
り、初めは  
の教義なり  
五回の公  
會議は、第  
一、ニカ  
ドニア、  
紀元四百  
五十年、  
年、第一  
コンスタン  
チヌス、  
五百三  
十三年

教義に至りては、之を知るもの殆んど稀なり、是に於て乎、  
馬の轡を脱するは此時に在りど、乃ち書を裁して之を公にし、  
信民の状態の此に陥りたるは、羅馬教皇の異端に近づきたる爲なりと  
なし、其因を以て教皇が君堡第一の公議會（紀元三百八十一年）  
の信條中、聖靈は『及聖子より出づ』との一語を等閑に看過  
したるに歸したり（此事後段に詳論す）、是れ何等の勇氣をや、  
然れども記せよ、此文の挿入せられたるは、紀元四百四十八年  
にして（但以斯巴耳亞會議に於て）、  
ウスの之を擧げて非難したるは、紀元八百八十二年にあり、  
即ち此間相距ること實に四百三十四年、且此第一公議會の後  
希臘、羅馬合同の公會議五回に互りたるも、遂に此信條を以て  
誤謬なりと指摘したるもの一人も之なきは如何、殊に  
フオシウスが當時司教に擧げらるゝものは、羅馬教皇の前に於て  
其信仰を告白すべしと云ふ例に倣ひ、前後二回辭を卑ふして、  
一々羅馬教會の信條を遵奉すと誓ひながら、此時に至りて之  
を以て怪なりと揚言したるは如何、而かも希臘人の巧智を以てして、  
久しく之れを雲

第三同じ  
くコンス  
タンチヌ  
ス、  
アタル、  
第八十  
四年、  
第七百  
十七年、  
第五又  
コンス  
チヌス、  
八百六  
十九年、  
開

煙過眼に附し去りたるは如何、頗る怪訝に堪へざるなり。  
フオシウスをして此議を爲すに至らしめたる原因を討ぬるに先ちて、  
其信條中に此一句を加ふるに至りたる濫觴を究むるの勝れるを信す、  
一神三位の定義は基督敎の要領基礎にして、  
即ち聖父、聖子及聖靈の三位一體たることは、  
是れ何人も知る所なり、然れども福音書（  
マテウスの二三）の示す所によれど『萬物之れに由りて造らる、  
凡そ受造の者一として之れに由りて造られざるはなし』  
とあるに據り、マセドニウスは説を爲して、  
聖靈は聖子の造りたるものにして、既に一の受造者たれど、  
又聖父と同躰なるにあらずと主張せり、  
紀元三百八十一年の君堡第一公議會は則ち此マセドニウスの説を  
排斥して、『聖靈は聖父より出で、聖父及聖子と共に禮拜せらるべきものなり』  
と定めたり、  
是れ聖靈は聖父聖子と同躰にして、又聖父聖子の如く神なりと言へるにあり、  
已に何人も聖子より出でたる聖靈は、之と同躰なることを知れるを以て、  
隨て之に關する疑義の生ずべき理なく、爲に公議會は之に關して論議すべき所以を見ざりしなり、

蓋しアリ  
ウスの説  
に據れば  
聖子は聖  
父に造ら  
れたるも  
のれに同  
聖父と同  
位同体と  
あらすに  
主張せり

而して同公議會よりフオシウスの時に至るまで、此主意に關して準據を置くに足るべき希臘羅匈兩學者の説は、聖靈を以て聖父及聖子より出づるものなりと斷言するにあらざるはなし、唯其異なる所は、言明の方法にして、主意にあらざる、一は則ち聖靈は聖父及聖子より出づと稱し、他は則ち聖靈は聖父より聖子に依りて出づと言へるにあり、(余は別に是等の證據を詳論し、更に是等言明の方法に關する異論を決すべし。)然らむ如何にして信條中に「聖子より出づ」との文字を挿入するに至りしか。

第五世紀の中葉に當り、以斯巴耳亞に於て「アリウス」(Arius)教派に屬する「サベリウス」(Sabellius)及「プリシリアヌス」(Priscillianus)の二派は、聖子は聖父と同位にあらざして、又同躰にもあらず、羅馬教會の信條に「聖靈は聖父より出づ」と定むるも、別に聖子より出づと言へる所なきを以ても明かなりと揚言したることあり、然れども先にアリウスの説を駁したるニケアの公會議(紀元三百二十五年)に於て、聖子は聖父と同體なりと定めたるを見れたる、信條中別に聖靈は聖父及聖子より出づと掲出せざるも、其聖

子より出づべきことは、言を待たずして明なり、乃ち是に於て乎トレード(Tode)の議會(紀元四百四十八年)は、此異端を駁撃するが爲に君堡第一公議會(紀元三百八十二年)の信條中に「及聖子より出づ」との一句を添加したるなり、此慣例は渾べての信民に浸染し、佛蘭西及日耳曼も亦之に習ひ、遂には廣く諸國に行はるゝに至りしと雖、其後三年を経(即ち紀元四百五十一年)、カルセドニアの公議會よりフオシウスの時に至るまでは、之に關して何等の注意をも與へたることなし、何となれは是れ其定義を更に明白に解説したる一條の註に過ぎざれをなり、而して當時神學者の間に行はたる議論は、其信條中に挿入せられたる文字の意義に關して起りたるにあらず、唯斯の如く文字を挿入するは如何と言ふにありたるのみ、乃ち知る聖靈は聖子より出で、之れと同位同躰なりとの義は、既に何人にも領會せられたる所なるを、余は茲に第七世紀の聖マキシムスの言を引き、渾べて他の賢人學者の説を代表せしめんと欲す、其言に曰く「聖父は聖子と聖靈との第一根原にして、聖父は聖子を生み、聖子も亦聖靈を出だす、

然れども聖靈は聖父より聖子に依りて出づるものなり、何となれを聖父は兩者の第一根原なれむなり』、是れ東西兩教會に行はれたる一般の教義なり。

人教皇レオ第三世(紀元七百九十五年より同八百十六年に至る)に問ふに、信條中斯の如き註解的文字を挿入するの可否を以てす、乃ち答へて『其之なきは更に之れあるに勝り、且つ信仰は之を顯はすに管に註解に限るにあらず、他に之を發揚すべき方法は多く之あり』と稱したり、同教皇は自ら二個の銀盾を作らしめ、各々之に希臘羅馬兩國語を以て信條を刻せしめ、而して遂に彼の『及聖子より出づ』との一句を載せずと雖、以斯巴耳亞、佛蘭西及日耳曼に在りては、前記の慣例依然として存し、信條の中尙『及聖子より出づ』との一語を加へり、斯の如く此慣例は到る處に行はれしと雖、何人も亦之を難詰したることなし、其理は已に前陳したるが如く、是れ其慣例渾べての教會の信仰に對して、別に變化を與ふることなれむなり、『及聖子より出づ』との一語は、紀元千十五年、即ち教皇ベネチクトス八世(紀元一千〇十二年より同一千〇廿四年に至る)の時に至るまでは、又

羅馬教會に唱へられず。

紀元八百八十六年に於て、フ・シウスは初めて此信條中に同文字を挿入するの非なるを鳴らしたるのみならず、神靈を以て聖子より出づと爲したるは、羅馬教皇の想像にして又異端なりと主張せり、是れフ・シウスの羅馬教會と分離すべき教義上の口實を設けんと欲したるに依れるなり、フ・シウスの斯の如き術策を案出したるは免も角も、此事東方教會の教法師及信民等が、其信仰の事に關する無識の致す所なるや、或は情念の爲に晦まされたるやは、之を知るに由なしと雖、其自己の教會の平安福利を忘却したるは、甚だ驚嘆の至りなり。

幾許もなくしてフ・シウスは、哲學者レオと稱せられたる皇帝の權威に依りて、其教位を剝奪せられ(紀元八百八十六年)、遂に逐はれて謫所に歿せり(紀元八百九十一年)、其後繼は則ち皇弟にして、是れより又羅馬との親交を求め、教皇ステファンヌ五世(紀元八百八十五年より同八百九十一年に至る)の裁許を得て、東西兩教會の關係舊に復し、之と共に君堡の教

法師も亦書を裁して教皇に致せり、此後同教皇の後繼フォルモズスは三人の使者を君堡に遣り、教會事情の視察を命せり、是れより後教祖十たび代を換へて、『及聖子より出づ』との論争跡を絶し、即ち紀元九百九十八年フォルシウスの親族セルギウスが、君堡教祖の位に登れるまで殆んど百十二年の間、全く事なきを得たり、フォルシウスの野心ありて、フォルシウスの力量を缺きたるセルギウスは、其赫々たる祖先の足跡を追蹤せんと欲し、小公議會を開きて、羅馬教皇を以て異端の徒なりとなし、之を破門して教會の外に放逐すべしと議決したり、紀元一千零十八年セルギウス歿し、其後三代を経て即ち離教の大成に至る、三世の教祖はミカエル、セルラリウス（紀元一千零三十四年）と稱し、實に其教位の品格を傷くる所の一人なり、然れども余は此教祖の悖徳に關して何を言はざるべし、是れ故らに彼を陥れんが爲に讒言を爲すと誤解せられんことを厭へむなり。

但之を一言すれど、同ミカエルは有らゆる耻辱を甘んじて、羅馬教皇と最後を斷すべ

しと決心せり、然れどもミカエルはフォルシウスの創思せる口實を以て、未だ自己の胃脛を満足せしむるに足らずとなし、乃ち『及聖子より出づ』との議論に、更に是よりも基礎なき所の新説を加へたり、其新説は羅馬教會が聖祭の供物に用ゆる除酵麴、即ち無酵の「パン」に關する疑義なりき、ミカエルは則ち無酵の「パン」は「パン」にあらず、（然れども聖書の記事と世界の製麴者との言は之を反す）、故に此除酵麴を聖祭に用ゆる羅馬教會は異端なりと主張せり、此理由は教會の慣例を詳に知る者の外は、殆んど之を理會すること能はざるが故に、茲に之を省きたり、（詳しくは後段に論ず）、斯る瑣々たる理由を以て、小公議會を召集し、自ら之を統理して、君堡教會は羅馬教會より斷然分離すべしと決したり、時に紀元一千零五十四年なり、然るに東方教會の信民及司教等の中にさへ、如何なる原因に依り、如何なる手段に依り、又如何なる人に依つて、其の全教會の中心より分離したるかを知るもの甚だ尠し、中に之を知る者あるも、羅馬教會及其教皇に對する嫌厭と恐怖によりて分離しつゝあるものもあり、而か

も同教會と教皇とは何か故に嫌厭すべく、恐怖すべきかを知らずして然るなり。

### 教義相異の點

余は既に離教の大成に至るまでの問題は、兩教會信仰相異の點に關する問題にあらざりしことを前述したり、然れども兩教會分離の後は、離教をして確然鞏固たらしむべき利益より、異説を建て、之を信民の眼前に懸け、以て分離の趣旨を明かにし、之に依りて其信民を羅馬教會より離隔せしめんと欲し、又之を以て羅馬教會は其元始の教會の信仰を汚漬したりと爲したり、故に余は今茲に東方教會特に君堡の司教の、羅馬教會に對せる難詰の點を擧げんと欲す。

教義に關する重なるものは四ヶ條あり、曰く教皇の主權、聖靈の發出、練獄の存在、(而して又輓近難する所は)聖マリアの無原罪の懷孕即是なり。

#### 第一 教皇の主權

全教會の中心より離隔しながら、羅馬教皇の主權を認識するは、理に於て許さざる所たるや瞭かなり、然らずんば到底奇怪なる撞着を免るゝこと能はず、去れど勢ひ其分離を義とするが爲めには、道理らしき理由を作爲せざるべからず、然らば其理由は如何、教皇の主權に對する信仰を變じたるものは誰ぞや、初め有せざる所の主權を、西人漫りに之を教皇に加へて誤りたるか、或は既に有する主權を、東人横に之を教皇より拒みて誤りたるか、是等は苟も前段を一讀したる者は自ら之を知らん、且一ヶ年に涉れる東方教會の歴史、及今日まで執行せらるゝ同教會の拜禮式祈禱文等も、東人の頻りに教皇の主權を認識して已まざる証たり。

之を反覆細叙するは其煩に堪へざるを以て、唯繼に其證據の要領を擧げんと欲す、カルセドニア公議會に列したる教父(司教)等は(此公議會は則ち君堡の司教等が其野心を行ふ基となしたるもの)時の教皇聖レオ第一世に對して其決議を陳じ、且「陛下は頭首が渾べて其肢躰を制するが如く、教使を以て全會を統理し給へり」と公言せり、而して彼の著名なるアレキサンドリアの司教、聖シリルス(Cyrillus)が教皇聖セレスチヌス



スに書を呈して、異端「ナストリウス」派に關する事を云ふや、中に曰く「之に依りて神の命と給ふ所と、教智と、教會の古例とに依りて、万事陛下の神聖に繋るを知る、故に予は今魔鬼が教會を擾亂するを見て、敢て之を陛下に告んとす」更に聖「マリウス」(Marius)は「眞偽を分つは陛下に在り、祖先の信仰を躊躇なく言明するも亦陛下に在り、主の陛下に與へたる権利は無上至尊なり」と云ひ、聖「テオドルス」(Theodorus)は「是の故に信仰の動かざる磐石は、實に耶穌基督の宣ひたるが如く、堅く羅馬に立てり」と云ひ、聖「シリウス」は復た「我儕は肢體の如く、其頭首に繋がれざるべからず、其頭首は則ち羅馬の司教及使徒聖ペトロの聖座是なり」と云ひ、史家「エゼビウス」(Eusebius)は聖「パロト」を以て「羅馬第一の司教」と稱せずして、「基督教者第一の司教」と呼べり、是れ即ち全教會の司教たるを謂ふものなり。

更に之を東方教會の拜禮式祈禱文に徴するに、耶穌基督の與へたる聖ペトロの特權は、今も猶古の如く明に之を唱へて已まず、即ち教皇の主權を拒絶するにも拘はらず、其

聖ペトロの祝日(七月廿九日)を祝するや、之を頌するに「使徒の頭首」を以てして、而して其後繼の聖人たる教皇の日を祝するや、「全教會の頭首」として之を謳へり、(東方教會の祝祭日に用ひらるゝ頌歌を著し、特に「レオ」・「シルベストル」の兩教皇を讃頌する祝祭歌(二月十八日)を看よ、之を羅甸の歌謠に比するに、更に精美巧妙にして、且つ莊高を極む、今一々此に擧ぐることを敢てせず、若し果して羅馬教皇の主權を以て拒むべきものなりとせば、何故に其之を頌讚するが如き文字は、悉く之を其祈禱文中より抹殺せざりしか、然れども是れ敢へてせざりしなり、何となれを此は初めより傳はりたるものにして、教祖若しくは列聖の作り謠ひたる所のものなるを以て、之を抹殺するは、教祖及び列聖を破門するに當れむなり、故に之を守りて舊の如くなるは、是れ自ら其分離を請るなり、若し之を抹殺せば、是れ其基礎を壞るなり、然れども此列聖の世に在りたる日は、東方教會も亦全教會の一部にして、分離することなし、其分離するに至りて後は、則ち一人も教聖なし。

之を言語章句の上に求めざるも、更に的確の證據あり、事實の證據即是なり、何をか事實の證據と言ふ、曰く總べて宗教上の大事件あるや、設ひ東方教會の中に起りたるものなるにも拘はらず、其裁斷は悉く之を教皇に依頼したることは是なり。

教皇聖クレマン(紀元九十年より同百年に至る)の教位に在るや、希臘哥林多教會に内訌起りたることあり、時に使徒約翰は尙ほ生存して、羅馬よりも尙ほ哥林多に近き以弗所に在りき、然るに哥林多人は以弗所に行かずして、羅馬に往き、約翰に行かずして、クレマンに往き、以て其裁斷を仰ぎたり、而して當時クレマンの哥林多人に贈れる書は、今も尙ほ現存せり。

異端「アリウス」(紀元二百八十年に生れ同三百三十六年に死す)教派の盛威を張り、會議をナールに起して、本教の教理を奉せる、アレキサンドリアの教祖アタナシウスを目するに左道を以てし、教位剽奪の議を決するや、アタナシウスは他の數人の司教等の事情を同うする者と共に羅馬に到り、教皇ユリウス(紀元三百三十七年より同三百五十二年に至る)の前に起ちて、自己を辨護したることあり、當時希臘の史家ソッメンは之に關して曰く「各人の事を憂ふるは、教皇の義務なるが故に、各人の地位は之を其舊に復したり。」

又會て金口約翰はエドクシア(Eudoxie)皇后の讒に依りて、横に君堡より放逐せられたることあり、約翰の之を教皇聖インノセンス第一世(紀元四百零二年より同四百十七年に至る)に訴ふるや、インノセンス第一世は皇帝アルカヂウスに對し、勇快傑作の書を贈りたり、然れども帝は之に従ひて約翰を其舊に復することを敢てせざりしかを、教皇は遂に最後の手段を執り、斷然皇帝及皇后を破門すべしと決したり、恰も此時に當りて人民は皆皇帝の措置を怒り、殆んど内亂を企てんとするが如かりしを以て、帝は已むこと能はず、遂に約翰をして其舊位に復することを得せしめたり。

是に由りて之を觀れを、教皇にして其主權を有するにあらざるよりは、烏んぞ能く君堡の皇帝及皇后を破門するが如きを敢てせんや、而して又此主權にして人民に認識せらるゝことなかりたらんには、斯く内亂を以て、皇帝を強ゆるに至りたることなかりつ

らん、既に然り、其主權にして皇都に對するも斯の如く強かりきを見む、他の諸國に及びたるは、玆に之を證するを待たずして明なり、而して又彼の君堡の野心家も公に各人の之を認識したるを知りて、苦し之を拒絶せむ、渾べての信民の望に逆ふを恐れたるは、又明なる事實なり。

離教の先導アナトリウス(紀元四百五十一年)のカルセドニア公議會の決議書に、新羅馬に關する箇條を加へしより、教皇聖レオは之を以て破門に當すると爲すや、乃ち罪を人に嫁し、謝するに其自家の野心より出でたるものにあらざして、偏へに君堡の法教師及信民の希望に従ひたるに依るものなることを以てし、同書中に於て『萬事皆教皇の裁許に依る、若し其聖意に依らずんば、何事も亦効あることを得ず』と稱したり、而して此アナトリウスは教皇に對して斯の如き口實を設けつゝ、尙皇帝の權威を籍りて、遂に教會破門の責罰を免れたり。

若しアナトリウスを以て離教の種子を蒔きたるものなりとせむ、其之を刈りたるは高

名なるフオシウスなり、フオシウスは教皇聖ニコラウス第一世(紀元八百五十八年より紀元八百六十七年に至る)に書を呈したること前後二回、其辭恭謙にして自ら下り、以て君堡の司教に擧げられたるを裁可せられんことを請ひたり、此書中に於て殊に注意すべきは、其信仰宣言に關する一段なり、即ち其信仰は教皇の把持する所と一も異なる所なきを詳述して餘蘊なきこと是なり、然るに其後教皇之を聽かずして却りて之を破門するや、フオシウスは書を著して教皇ニコラウスを詈りたり、而して更に其後教皇ジョンネス八世(紀元八百七十二年より同八百八十二年に至る)の再び彼を破門するや、是に於て乎漸く『及聖子より出づ』との信條に關する議論を起したり、而かも此議論たるや此時に至るまで未だ何人も之を唱へざりき、而してフオシウスの之を唱ふるや、其初は唯之を以て横に信條を汚濁したりと謂ふに過ぎざりしかど、年を経るに従ひて異端を以て之に嫁したり、故に之を事實に徵すれど東方教會は疑もなく羅馬教皇の主權を識認し、且其主權は固より此に行はれたるや言を待たず。

フ・シウスの著「アン、フ・井ロツク」(第九十六章)に曰く「全教會の監督はペトロに托せられたるべし」然れども其教位は聖ペトロに限られたるにわらずして、其後繼者にも亦之を傳へらるべきを認めたるは、彼の希臘の禮拜式祈禱文等に徴するも明なり、何となれど彼等は依然として教祖及列聖の徳を讀し、稱して「全教會の統領」なりと仰げむなり。

ナヴァンスのグレゴリウス聖人は「ペトロは信仰の磐石にして、教會は之に托せらる」と言ひ、他の司教等も亦此特權を認むと云へり、然れども若し教會を堅固ならしむるが爲に聖ペトロに贈りたる特權なりとせむ、之が後繼者も亦其特權なかるべからず、若し然らずんば聖ペトロの後に遺れる教會は、是れ基礎なき家屋なり、基礎なき家屋は建つべからず、家屋は必ず基礎を要す、故に聖ペトロの後繼者は家屋に於て除く能はざる基礎の如く、基督の教會に於て到底除くべからざる所のものなり。

然らむ君堡の司教等は何の理由を以て、此教皇の主權を拒みたりや、又何の理由に依りて、東方教會の全權を執りたりや、其理由唯一あり、即ち君堡は舊のビザンスにして、紀元三百三十年羅馬皇帝定都の處となりたるにありのみ、換言すれば、此新都の政治上に擧げられたるに隨つて、宗教上にも亦擧げらるゝ所なかるべからずと爲すにありたり。

然れども是れ政治上の意味に關する所にして、教會の組織及其教理に關したる所にあらず、而して若し今日に於て此理由を以て之を其教會に語るも、蓋し受くる所なかるべし、即ち君堡は今を距る四百三十年前より土耳其の皇都と爲りたる理由を以て其皇都に應じたる宗教の權威も、之を此に收めざるべからずとするも、彼等は之を馬耳東風に附し去るべし、何となれど土耳其人の宗教は則ち回教なれむなり。

果して然らむ、疑ふ勿れ、耶穌基督は其教會を建て給ひたる當初に於て、已に自ら世の變遷に關せざるが如くに定め給ひたる所なるを、此理は既に明瞭に過ぐるが故に、紀元一千零五十四年離教の大成に依りて、君堡は羅馬に關する所なく、漸く獨立の形勢

に進みしと雖、其後四百年の間遂に一言も羅馬教皇の主權を非難せず、其四百年を経過して後ち、初て茲に道理らしき理由を創思して、之を取るに便せんと欲し、遂に教皇の主權を以て、是れ神より賦與せられたる特權にあらず、人間の横に附與したる所なりとの説を立てたり、此時に當りて恰も君堡は土耳其の侵畧する所となり、土耳其古帝は巧に君堡の司教を利用せんと欲し、之に授くるに政治上の權力を以てして、自由<sup>liberté</sup>に其信民を治めしむるに及びたり。

是に於て乎君堡の司教は惟幕を去り、公然此權力を利用して、遂には皇權も之を措き、輒ち東方教會の信民に令して、君堡は是より全教會の第一位に昇り、其頭首となりたることを言明せり、當時信民は教理に關して何をも教へられざりしかを、又何をも知らずして此奸計に陥りたり。

然るに當時の公議會の決議書<sup>acte</sup>を案するに、彼の司教等は之に註解を下して、以て其奸計を掩ひたり、之を其一條に徴するに、『皇帝テオドロスは羅馬の司教を以て、第一

位の教祖と爲したるが故に、其教祖の位階を與へたるは、テオドロスなり、當時教祖は五人あり、第一は羅馬、第二はコンスタンチノール、第三はアレキサンドリア、第四はアンオナキア、第五は則ちセルザレムの教祖是より、時に第一位の羅馬教祖は甚だ暴戻悖逆を極めたるを以て、第二位のもの代りて第一に進みたり』と云へり、借問す皇帝の羅馬教祖を擧げて第一位に擧げたることの如きは、何處に之を見たりしや、或はテオドロスが以前に全教會の統領たりしを何處に見たりしや、大聖金口約翰は爾く思ふ者にあらざりき、其著『サセルドス』(De Sacerdotio)第二篇に曰く『耶蘇基督は何の爲に其血を流し、や、是れ聖ペトロと其後繼者とに托したる羊を求めんが爲なり』而して復離教の徒は焉くに於て耶蘇基督が其教會に五人の統領を置き給ひしことを知りたるや、若し羅馬教皇を第一位より貶すべき理由を以て、暴戻悖逆なりとせむ、何人に對して暴戻悖逆を圖りたりきや、又何人に裁斷せられ、何の例に従ひて其位を貶せられたるや、是れ東方教會に對して問はんと欲する所なり、而して既に斯の如き理勢

に越け、又別に論すべきものなかるべし。

此に至りて更に一言すべきものあり、他なし、東方教會の羅馬教皇を詰るに、野心と残忍との所爲を以てするもの是なり、然れども余は此二語の眞義に至りては、之を領會せるや否やを問はん、何となれを野心は強ひて他の位階と權力とを借奪せんが爲に力を盡す所以にして、残忍は横に其權利を用ゆるの義なれをなり、然らむ孰れか残忍にして、又孰れか野心を逞うしたる、若し東方教會にして之を以て羅馬教皇の所爲なりとなし、決して君堡の司教等にあらずと言はむ、是れ即ち自己の歴史を顧みず、又之を學ぶざるを自ら表白する所以なり。

## 第二 聖靈の發出

抑々『聖靈は聖父及聖子より出づ』との教義は、何人も未だ曾て疑はざる所なりしかを、離教の起れる初より、フマウスの時（紀元八百八十二年）に至れるまでも、之に關する議論とはなかりしなり、其議の論題に登りたるは、只信條中に斯の如き文字を

挿入するの可否にあり、即ちフマウスは羅馬教會の類典を探らんと欲したるも、未だ教理に關すとは謂はず、又異端なりとも言はざりき、然るにニケアの公議會（紀元三百二十五年）は信條を増減するは不可なりと嚴定したるが故に、教皇は此決議あるにも拘はらず、其信條中に『及聖子より』の文字を挿入せられあるを見て、之を尤めざりしは、是れ信條を紊亂するものにして、ニケア公議會に背反するものなりと云へり、然れども之に答ふるは實に易々たるなり、蓋し當時ニケア公議會が之を決したる所以のものは、「アリウス」教を以て異端と定めたるが故にして、同教派に關する所のことは、悉く之を信條中に入るべからずと云ふの意なり、即ち其會議の精神は本教義を定めたる之を紊亂すべからずと云ふにあり、然れども其後他の異端「マセドニウス」の勃興するや、君堡の公議會を起し、之を拒むが爲に、ニケアに於て定められたる信條中に、『聖靈は聖父より出づ』との一句を添へたり、是れ信條を増減すは不可なりとの制定に背反するが如くなり、雖、異端を拒絶するが爲に、之に同文字を挿入するは、敢て

不可なる所にあらず、故に亦之とて同一の理由を以て、「サベリウス」の異端を拒み、尙更に本教の眼目を明に定むるが爲に『及聖子より出づ』との文字を加へたり、去れを或國に於ては之を信條中に挿入して唱へ、或國に於ては之を加へずして唱へたるも、固より教理に關することなし、是れ之を言に顯はすも又之を顯はさざるも、其意は則ち同じけれむなり、是故に各教會に於ても其之を唱ふる方法は異なり、或は又之に關する神學者の議論も區々なりしと雖、東方に召集せられたる五回の公議會は、未だ一回だも之に關する論争を起さざりき、即ち紀元四百四十八年より同八百八十二年に至る前後四百年間、之が可否の斷案を下すべし好機會の數次來りしにも拘はらず、遂に皆其事なくして過ぎ去りたり、然るにフ・シウスの時に至りて、初て之を以て異端に關すと論難せり、然れども之をフ・シウスの閱歷に徵すれば、何が故に斯の如き論難を發したるかは、自ら明瞭となるものあらん、即ちフ・シウスが羅馬教皇より、君堡の司教たることを裁可せられざりしが故あるのみ。

フ・シウスは斯の如くして方の及ぶ限り教皇を罵り、又方の及ぶ限り人民を誘ひたり、蓋し當時の信民はニケア公議會の時を隔離すること久くして、且つ何故に斯の如き決議の生じたるかを詳に知らざりしかを、フ・シウスの議は東方信民の中に容易に採用せられたり。

然れどもフ・シウスが此議を提起したる時は、則ち是れ自己を忘却したる時なり、何となれを彼れの教皇に對して自己の教職に關する裁可を請願したる時は、二回までも其信仰の教皇の信仰と一點一畫だも差違なきことを証明したれをなり、故に羅馬教皇にして異端に關したりとすれを、フ・シウスも亦共に異端に關したり、若又兩者の信仰共に誤りたりと後日曉知するに至らむ、直に前説を悔改すべき理なれども、彼は之を爲さざりき、故に彼は全く自家撞着の言論を吐きたる者なりと謂はざるべからず、然るに當時君堡の教法師及信民等の其説を容れたる所以のものは、是れ其大學者たる權威聲名と、亦氏を助くる皇帝の權勢とに依れるなり。

此に至りて議論は重大となれり、既に信條中の文字を増減するは、公議會の決議に背反すと云ふのみに止らずして、之を禁せざる羅馬教皇は則ち異端なりと稱するに至りしを以て、是れ遂に教義に關する所となれり、故に全教會の教訓も亦議論に繋れり、即ち基督の教會は何を教ふるや、聖靈の及聖子より出づるとは眞なるや將た偽なるや、若し聖靈を以て聖子より出つるとせむ、本教會の教義に反するや否や、若くは聖靈は果して聖父と及聖子より出づるものなるや、希臘羅馬の教會は之に關して、初めより何を信じ、又何を傳へたりや、教義は發明にあらず、相傳なり、故に此等の疑問を明にせんと欲せむ、先づ第一羅馬教會に依りて之が解答を求むべきのみ、何となれを同教會は今教ふるが如く初より聖靈は聖父と聖子とより出づと教ゆれをなり、而して又同教會の信民は全基督教者の三分の二以上に達せり、然れども茲には同教會の證據を引くを要せず、若夫れ東方教會に於ては如何、近代の教學者は聖靈を以て單に聖父より出づるものなりと云ふと雖、然れども其福音書、其列聖の遺書、其拜禮式、其祈禱文及

其頌歌等は、今日も尙ほ此教學者に反對を表せり、即ち東方教會の全教訓に依れむ、聖靈は聖父より出づるのみに止らず、又聖子より出づと言へり。

今之を福音書に徴するに、聖靈に關すること三回あり、先づ其聖父聖子の關係を明にして、而して其聖靈に關する事に移らん、基督宜はく(一)『我と父とは一なり』(マコアン傳十の三十)、是れ聖父と聖子とは一なる事を云へるなり、何となれを是れ『父の我にあり、我の父に在ること』を、爾曹知りて信せんが爲りたり(同十の三十八)とわれをなり、即ち父子一にして分つべからず、而して又聖靈は聖父より出づることを宣へり(二)『我れ訓慰師を父より遣さん、即ち父より出づる眞理の靈なり』(マコアン傳十五の二十六)、又聖靈の聖子より出づることに關して宣はく(三)『彼れ即ち眞理の靈來らんとす、爾曹を導きて、凡て眞理を知らしむべし、蓋し彼れ己に由て語るにあらず、其聞きし所の事を爾曹に言ひ、又來らんとするものを爾曹に示すべけれをなり、彼れ我榮を顯さん、蓋し我屬わがものを受けて爾曹に示せむなり』(マコアン傳十六の十



三、四)既に我屬(ΕΚ ΤΟΥ ΕΝΟΥ)(我屬より)と云ふ、聖靈の子の屬たることは明晰なり。

聖父と聖子とは斯の如く一なり、去れを如何にして聖靈は獨り聖父より出づるを得んや、若し又聖靈にして聖子より出づるにあらずんば、如何にして聖子の屬を受けて、之を人に示すことを爲し得んや、聖靈にして既に聖子の屬を受くるとせば、是れ聖靈は聖子より出づると云ふも、何の差異か之あらん、而して又基督は其使徒に聖靈を與へ給ひしとき、其己より出づることを示し給へり、「氣を離て彼等に曰ひけるは、聖靈を受けよ」(ヨハヌ傳二十の二十二)、聖靈の聖子それ自らより出づるにあらずんば、安ぞ能く斯の如く直接に之を與ふることを得んや。

既に斯の如く聖靈は聖父と聖子とより出づと雖、之を分ちて二の根原と爲すこと能はず、之に關して希臘の聖パトリウスは頗る詳明なる斷案を下せり、即ち其著「聖靈論」第八章に曰く「聖父は聖子に依りて萬有を造ると云ふも、聖父の力足らざるを言

ふにあらず、是れ創造に二の根原なければなり、其故は聖父と聖子とは同性同意なればなり、既に然らむ之と同じく聖靈を以て聖父と聖子とより出づと云ふも、是れ聖父のみより出づるの不完全なるを謂ふにあらず、又聖子のみより出づるの不満足なるを云ふにもあらず、唯聖父と聖子の一意なるを示すのみ、蓋し是よりも更に明かに言ふは難かるべし。

希臘に於ては列聖及教學士の説を集めて、一卷を成せるものあり、題して「神學定義」と云ふ、中に就きて最も注目すべき所の説を擧げん。

同じく聖パトリウスは曰く「順序に於ては聖靈は聖子の次班なり、然れども聖子より其存在を得て、其より受くる所のものを吾人に示せり、既に存在と云ふ、是れ聖子に造られたる意義にあらずして、聖父と聖子との如く初より共に存在せるを云ふなり。

聖シリルスは異端ネ「ストリウス」に向つて曰く「聖靈は別位たれども、聖子と關係なきにあらず、何となれば真理の靈と稱せらるるべしなり、而して此真理は聖子なり、聖靈

は則ち聖父より出づるが如く、又此聖子より出づるものなり』、同聖は又信條を説明する所に、聖靈の事に關して、其『出づる』と云へる文字を解し、之に變ゆるは『流る』の文字を以てして曰く、『聖靈は聖子より流れ即ち出づ』(Procheitai etoi erpoutenai)と釋したり、此外又別に之に關して二たび論じたることあり、今一々之を擧げず。

聖アタナシウスは又聖子降誕の玄義に關し珍しく解説して曰く『基督は天主聖子なるに依りて、聖靈を遣はし、同じく人間なるに依りて、聖神を受けたり』、之を解釋して其意を探らむ、聖靈は聖子より出づとの事は、固より認識せざるべからず。

金口約翰は同じく降誕に關して曰く『基督は地上に來りて自ら聖靈を與へ、又我儕より肉躰を取れり』。

聖エピフニウスは其著『アンギローナム』(Anquiry)の中に曰く『基督は聖父より出づるとせむ、聖靈は又基督より出づるか、或は又聖父と基督とより出づるか、孰れか之を信せざるべからず、何となれむ基督は『聖靈は聖父より出づ』と言ひ、又聖靈は我屬

を受くと宣ひたれむなり。』

余は此等の證據を以て既に足れりと信ず、若し更に詳かに知らんと欲せむ、諸ふじナヒオスの著『東洋教會』<sup>エクリシヤス・オリエンタル</sup>第一篇五十四葉以下を看よ、即ち東西教會の教學博士の言の符節を合するが如きを知らん。

然らむ其信民は何を信じ、何を有するか、彼の古への列聖の時代より今日に至れるまで、同一の教義、祈禱文、頌歌、及慣例を守り來れるが故に、其心中の信仰は固より之を究むるに由なしと雖、其言行に依りて顯はされたる信仰は、明に之を知り得るなり、是れ其拜禮式祈禱文の言語は、當初より希臘語にして、羅馬教會より受けたるにあらざること明なるを以て、其證據愈々以て確固たれむなり。

今其祈禱文に徴するに、割禮の祝日に當りて云へり『聖子は聖父の象(εἰκόν)なり、聖靈は聖子の象なり』、又聖靈降臨の祝日に唱ふる祈禱文に曰く『爾神性の流、聖父より聖子に依りて出づるもの云々』、又基督に對して曰く『爾の聖言に云へり、曰く『我れ爾曹

に他の我の如きものを遣はさば、即ち訓慰師、彼は我と我父との靈にして、彼に依りて爾等強めらるべきものなり」と、『若し斯の如き例を擧げ來らば、二十回乃至百回は、聖靈は基督の靈なりと唱へ、又其之を以て教會の中に働きつゝありと云ふことを見ん、故に今其煩を避けて祈禱文の一節を提出せん、是れ即ち聖靈降臨祝日後の木曜日唱ふる所にして、其文自ら東西兩教會の信する所を含蓄せり、曰く「聖靈は神にして、聖父と聖子と同性同座に在まし、至て完全なる光にして、光より出で、又始なき完全なる聖父より聖子によりて出で給へり、我儕は之に對して、我儕の祈願を献ぐべし、嗚呼活かし且つ慰むる者よ、爾の民に平安を與へ給へ」斯の如きは尙他に數句あり、其意悉く同きを以て、故らに略して擧げず、若し之を知らんと欲せば、請ふ之を祈禱文に求めよ。

斯の如く論證し來れど、勢ひ左の結論を假定せざるを得ず、即ち若し東方教會の信民にして、羅馬教會の信民と異なる所なく、同く聖靈を以て其出づるや、聖父よりするに限らず、又聖子よりも出づるを信するとせば、尙他に之を言明すべき方法ありや、即ち之を信せずと云ふを以て眞なりとせば、其之を信せざるに、之を言に顯はすとは如何、今茲に羅馬教會に關しては別に言はず、只其列聖は羅馬教會と異なる信仰を有せざりしことを承認せよ、或は若し故らに強辨を試みんと欲せば、其祈禱文と其慣例とを改竄し、而して其拜禮式は悉く之を廢却して、其之を創作したる使徒列聖を破門せよ、然れども是れ思ひ至らざる所なり、然らば則ち東方教會に於ては、其神を禮拜する時に當りて、其祈願の言中にも、自己の過失を懃へ、自己の強項を奏するを以て、尙可なりと爲すものなり。

夫れ斯の如く神を禮拜し、又神を讚美するは、寧ろ彼等に對して大なる便益あり、既に東方教會は羅馬教會を攻撃して、其教理を褻瀆するものなりと難すと雖、若し何れの時か珍らしく全教會の中心に復り來るが如き事あらば、其教理、拜禮、祈禱等の事の如きは、東西分離以前に異ならずして、恰も羅馬教會と其意を同ふするものなる

が故に、聊か煩なくして舊の如く相合するを得べきなり、而かも羅馬教會に於ても、猶古への如く、別に違ふ所あらざるを以て、又其意を承くることを得べし。

### 第三 煉獄の存在

東西兩教會の教義に合せずと爲す所は、此煉獄問題にあり、之を歴史に徴するに、離教の大成（紀元一千零五十四年）に至れるまでと、又其大成の後に至れる長日月間とに、未だ之に關する議論とてはなかりしなり、何となれを兩教會の信仰及慣例は甚だ差ふ所あらざりしを以てなり、余は本論に入るに先ちて、煉獄の何たるかを究むるを以て可なりとす。

煉獄とは何ぞや、曰く善者が其報を享くべき處と惡者が其酬を受くべき處との中間に在る所即ち是なり、蓋し重罰に當らざる小罪を犯して死し、若くは容易に許されざる大罪を犯し是を償ふに及むずして死せる者の靈魂が、無限の重罰を受くるに至らず、又最上の満福を享くるに足らずして、姑く其精煉を受くべき處を是れ謂ふ

ものにして、地上の生存者は、其自家の經行に依りて、其功を移し、之を以て死者の靈魂を救ふに便する處を云ふ、是れ既に昇天したる聖人は、吾人今日の生存者の爲に、其救靈を求め賜へると云へる諸聖通功の理に依りて、吾人も亦死者の爲に其救靈を祈請し得べき希望として、吾人及基督に在りて死せる死人に與へられたる所なり、其の斯の如き處を指して何と云ふやと問はむ、之を稱して煉獄と言ふ、是れ渾べての教議の中に就きて、最も慰藉多き所なり、何となれを地上の生存者は、其親愛せる死者を助くることを得、且其生存者自己に於ても、天性弱きが爲に往々にして過つことありと雖、亦其救靈の希望を懷きて、自ら慰むることを得れむなり、夫れ斯の如し、在天の造物者は「弱且善」なる人間の爲に、其仁慈惻隱の聖旨を以て、預め之を備へ給ひたるは、吾人の謹みて感謝せざるを得ざる所なり、是故に全地の民は悉く靈魂の不滅を信じ、死後必ず斯の如き精煉の場あるべしと信じたり、而して此精煉の場は唯國と民とに依りて其名を異にしたるのみ、然れども其類相似たる祈禱供物及犠牲等を以

て死者の救霊を求めたるは、國と民とに依りて異なるなり、古來希臘人の信仰と習例とに例れを、死者の爲に葬禮を營むにあらざれを、其亡靈は安全の處に入ることを能はずと信じ、是が爲に葬禮を重んじ、若し之を營まざるが如きことあれば、之を以て死者の最大不幸なりとなし、弔祭を行ひて其亡靈を慰むるを以て常例とせり、故に死者にして遺棄せらるゝが如きことあれば、之を以て常に死者の不幸と爲すのみならず、又之を以て生存者の耻辱とも爲せり、而かも此時代に於て死者の亡靈を慰むべきが爲に行はれたる遊戯は、日本に於て行はるゝ所の慣例に似たるものあり、即ち競駢上下二千余年を距り、所在西東五千余里を隔てたる世界の兩端に於て、同じく馬を競駢せしめ、同じく筋力を闘はしめ（相模の如き）、同じく年々一定の期節に於て、街頭に供物を捧げ（中元節の如き）、同じく亡靈を饗するの意を以て、野菜、蜂蜜、牛乳を供へ（日本に在りては中元の日、野菜と共に密乳に代へて、素麺の類を以てす）、又同じく墳墓の上に流動物を献ぐるが如き（希臘に在りては牛乳を以てし、日本に在り

ては清水を以てす）、是れ其國の如何を問はず、其宗教の何たるに係らず、全地の民は皆同じく靈魂不滅の思想と共に、煉獄の思想を懐けることを證するに於て餘あらずや。

而して猶太人の是を信じたること、少しも他の民に異ならざりしは、喋々するに及ぶず、其證歴史に在り、曰く「大將」シメオンは「ドラクマ」金一萬二千を集めて、之を「エルザレム」に遣はし、死者の爲に犠牲を供へしめたり。是れ「マカベエ書」(第二卷十二の三十八)に示めせる所なり。

「マカベエ」を以て聖書と爲すも爲さざるも、歴史たることは拒むべからず、是故に其記者たるものが同國同宗の民人の爲に、此事實を記録したるものなりとせむ、其時代の人々の信じ且行はざる所のことを、故らに捏造すべき所以を見ず、更に之を福音書と聖保羅の書とに徴すれば、煉獄を以て存在するものなりと爲し、是が爲に特に確言したることなしと雖、其之あるを前提して、之が説を爲したることあり、乃ち曰く

「言を以て聖靈に背く者は、今世に於ても來世に於ても救はるべからず」云々。テオドラスの三十二、又曰く「已は火より脱れ出づる如く終には救はれん」(コリント前書三の十五)との如き、皆之を證するに足れり、去れ使徒の頃よりして、聖祭及諸々の經行は、基督信民の救助、安全、及慰籍等を得らるべき希望として定められ、乃ち曰く「若し死者全く甦らず、死者の爲に洗禮を受けて、何の爲にせんとするか、彼等死者の爲に洗禮を受くるは何故ぞや」(コリント前書十五の二十九)、其真意のある所を察すべきなり。

而して羅馬教會如初より今日に至るまで、斯の如く爲し來りしことは、何人も疑はざる所なり、然るに東方教會は之を以て羅馬教會を非難するに供せるは何ぞや、今之を東方教會に就きて察するに、同教會も亦初より斯の如く教へ、斯の如く信じ、斯の如く行ひつゝあり、且今日其煉獄を信せずと云ふにも拘はらず、猶其法教師は之に關して羅馬教會と別に異なる所を行はざるは如何、是れ寧ろ異とすべきなり。

若夫れ之に關する確證を列ね來らんは、頗る煩に堪へざるを以て、今は單だ其最も著しきものを擧ぐるに止めんとす。

「使徒の定理」(第八篇四十二章)(Constitutio post. lib. II. cap. 42)に曰く「人の死せる後三日、九日、及四十日に當りては、弔詩を唱へ、又諸々の祈禱を以て記念せよ、而して又一周年の後、之が爲に同じく祈り、且貧窮の者には其死者の遺物の一部分を施與すべし、是れ其紀念の爲なり」、是故に東方教會に於ては、彼の万民の信仰と、此の使徒の定理に従ひて、其「リチエール」の中にも「教祖の傳ふる所に依り、主が我儕の中より招き給へる諸民の爲に、聖祭の中四十日の間祈るべし」と命じたり。

ミセル、グリカーヌ(Michel Grycas)のニールヌ(Nilus)に與へたる書中に曰く「日々主に在りて死せる死人は、假令罪ある者なるも、其人の爲になさるゝ善行の功あることを疑ふべからず、是れ使徒等の斯の如く定め給へるに依りて證せらる。」  
ニースの聖グレゴリウスは之と同意義の説を爲して曰く「使徒より我儕に傳はりたる

もの、中は、一として道理と利益とのあらざるものはなし、其死せる信民の爲に、聖祭の間、祈禱を献ぐるは、却りて大なる益あるものなり。』  
更に之を君堡の大司教ゼノナテウスの煉獄の辨に徴するに、其教會の事を説明せる一段に曰く『基督教會には日毎に死者の爲に祈り、特に其死者の靈魂の安全を冀ふが爲に土曜日毎に祈を献ぐるの外、年内二回の大記念祭あり、靈魂安全の爲になせる祭は、大齋期節前の土曜日、及聖靈降臨日前の土曜日に當りて行はる、此祭事の原因たるや、若し死者の親戚族家にして困窮なるが爲に、定例に従ひて、其救助となる事を爲し得ざるも、之に依りて其恩恵を受くるに至らしめんが爲なり。』

此等の證據は己に陳腐に屬するが故に、更に強固なるものを求めんと欲せむ、之を希臘法教師の用ふる大祈禱書に就きて觀よ、此書は實に紀元千八百五十一年の新版に係れるものなり、然るに其祈禱文は之を古列聖の唱へたるものに比するに、別に異なる所を見ず、加ふるに其死者の爲に祈禱するは、使徒の定めたる例に従へることを明言し、

且此等の大記念は死者の亡靈の爲に行はるゝものなることを言へり、試に其「大祈禱書」三百三十八葉を閲し、其如何に死者の爲に祝福を求むるかを看よ、蓋し此祈禱書を眼前に緝くにあらずんば、幾んど此言を信すること能はざるが如き概あり、何となれど東方教會は其煉獄を信せずと云ふにも拘はらず、其此處に在る所の亡靈の爲には、却りて羅馬教會に勝りたる事を爲せり、即ち羅馬教會に在りては、渾べて其死者の亡靈の爲には、一年毎に只一回の記念を爲すに過ぎざれむなり、故に東方教會に於ては或は他日其攻撃の鋒を改めて、羅馬教會の其死者の爲に力を盡して祝福を求めざるを非難せんも、未だ以て知るべからず。

前に言へるが如く今日の東方教會に於ては、死者の爲に冥福を祈るべき煉獄なるものを信せずと云ふと雖、之を其列聖エピファニウス、金口約翰及ママーヌの約翰等の熱心なる言辭の中に求め、煉獄に關する説教を證據と爲すに於ては洵に完美の説を爲すもの多し、既に東方教會の定理慣例は、之を列擧したるが如くなる故に、此等の諸列聖が

之に關して等閑視せざりしことは、今更改めて言ふに及ぶじ、唯其信民の日々唱ふる祈禱文と頌歌とに就きて、少しく引證する所あるべし。  
即ち曰く『耶蘇基督よ、天堂に在る忠勇の殉教者は、爾に願ひて、地上より招かれたる信民に、永遠の冥福を與へ給へよと祈れり』(祈禱文四百七葉。)  
又曰く『爾の僕等の靈魂は、之を諸聖と共に同じく安息の中に置き給へ、即ち涕淚と患難と嘆息となく、永生の在る處に置き給へ』(大祈禱文百零三葉。)  
又曰く『死者に平安を與へ給ふは唯爾のみ』(同三百七十九葉)、後者の歌は毎土曜日に誦はる、其他葬禮大紀念祭の日に於て唱へらる、頌歌の類は皆左の如き意義を有す。  
即ち曰く『主よ爾の僕の靈魂に安息を給へよ』、或は曰く『今生より他生に涉りし爾の僕の靈魂に安息を與へ給へ』、是れ恰も羅馬教會に在りて、『彼(死者)に永遠の安息を與へ給へ』、又『永遠の光彼の上に照り給はんことを』と言ふと、其文を異にして其意を同ふするものと謂ふべし。

司祭の葬禮に當りて唱ふる祈禱 特に聖パトリックの大紀念祭の爲に作られたる祈禱は、最も感すべきものなりと雖、甚長きに過ぐるを以て茲に引證するを得ず、單に信民の死者の爲に唱ふる晩拜の祈禱を舉げん。

曰く『天の王よ、古への時に在りて死去せる我儕の祖父兄弟は、之を義人の住家に容れ給へ』(大祈禱文百二十六葉。)

復た曰く『死したる祖父兄弟の爲に神に祈るべし、願くは先代に在りて死したる我儕の祖父兄弟を紀へ給へ』(同百五十二葉。)

復た曰く『彼等をして爾の聖顔の光の清く照らし給ふ所に置き給へ』(同上。)  
更に幾多の證據を擧げて、人の厭意を買はんことは望まず、只此等は皆備に其信民の信仰を發揚する祈禱たることを斷言するものなり、其他死者と死者の靈魂の爲に、東方教會の行ふ所の種々の祭事の如きは、一切之れを録せざるべし、然れども尙茲に一點疑圖を挾むべからざる慣例に就きて一言せん、是れ即ちコンスタンチノーブル及セ



ルザレムの両司教が、日々信民の献納品を受けて、死者の爲に其赦宥を與へ、而して其意を解明する所のものなり、司教は曰く『使徒等に與へられたる權利、即ち渾べての罪を赦す所の特權に依り、死者の猶生存したりし時に、悔改を等閑にしたりし罪を赦し、神に請ひて聖會の捧ぐる經行を受け、以て其死者の靈魂を救ひ、且其堪ふる所の患苦を避けしめ、全く赦されて安樂の境に容れらるゝに至らんことを祈るなり。』

言々明白、又一句の挾むべし註釋を要せず、故に余は此確證に依りて、左の結論を呈せざるべからず、即ち若し東方教會に在りて、斯の如く信じて疑はずとせむ、更に如何に言ひ、又如何に爲すことを得るとせるや、蓋し云爲共に此外に出でじと信ず、若し又不幸にして斯の如く信せずと言はば、此行を以て果して合理なりと爲すを得べきや、或は彼の祈禱や、聖祭や、赦宥や、賑恤や、渾べて此等の死者の爲に行はるゝ所の事にして、若し死者の爲に功を爲すと信せざれば、何の爲に行ふ所なるや、別言すれむ、若し死者の靈魂にして之が爲に赦はるゝ事ありと信せざるに於ては、其靈魂の爲

に善行を爲すを要せず、何となれば東西兩教會に於ては、天堂に在る所の諸聖の事に就きては同意なれをなり、即ち其諸聖は吾人を守護し、吾人の讚美を受くべきものにして、吾人に救はるゝものにはあらず、却りて吾人を救ふべきものなり、且地獄に在る所の悪者は、到底救靈を受くべきものにわらざるが故に、之が爲に愛へざるも可なりと信すれをなり、是故に天堂に在る諸聖と、地獄に在る悪者の外は、遂に何者も之なしとせむ、何故に死者の爲に斯くは愛へ、斯くは行ふぞ、若し天堂地獄の外、死者の處るべき所之なしとせむ、斯の如きは渾べて益なからん。

若夫れ之を以て公教者と新教者の間に比較を試むれば、各々其所信の根本を異にするに依りて、其行ふ所の各々異なる所以を見るべし、即ち公教者は煉獄の存在を信ずるが故に、此に在る所の死者の爲に贖贖となるべき事を爲さんと力を盡し、新教者は初より之を信せざるが故に、死者の靈魂の爲に何を爲さず、然れども希臘教者は、新教者の如く煉獄の存在を否定しながら、却りて煉獄に在るべき死者の靈魂を救はんが

爲に、公教者よりも勝りて其業を勵むは何ぞや、是れ非理の極にあらざるなきを得んや、抑亦斯の如く經行を勵み、財貨を置業者に類つは、何の爲にし、又誰の爲にするぞ、天堂に在る列聖の爲か、或は地獄に在る悪人の爲か、然れども前者は之を要せず、後者は其惠を受くる能はずと知らずや、窮追此に至れを、東教者は複雑の言を以て之に答ふる所ありと雖、一々其答案を分解して之を究むれば、唯西教者の煉獄を信するが故に、吾人は同じく之を承認して信すること能はずとの意を、複轉せる理由の中に飾れるに過ぎず。

然れども其法教師等は、慧敏なる希臘教民に對して、如何にして其教ふる所の、其行ふ所に相反するを掩蔽し得たるや、別言せむ、其言行不一致の點は如何にして之を飾りたるや、若し煉獄を以て羅馬教會の創思發明に係り、東方教會は一日も之を承認したることなしとせむ、東方の教法者は何か故に死者の爲に祈禱し、又何か故に其信民に經行を命せるや、其斯の如く爲す所以のものは、此功を受くべき死者は、恰も羅馬

教會の稱する煉獄の如き境界に在るべきことを思ふが故ならずや。

然るに東方教會は此攻撃に對して、取るに足らざる理由を造り、以て其銳鋒を避けんとせり、即ち此教義の一點は單に文字の論争となれり。

彼の東方教者は曰く『羅馬教會の煉獄を指せる「アルガトリウム」(Purgatorium) 即ち精煉場の語は、希臘に之なし、單に其文字の意を以てすれば、希臘語の「カタルテリオン」(Kathartion) は恰も之に當ると雖も、希臘人は此文字を用ゆるに、死者の靈魂の在る所を指すが爲にせず、故に羅馬人の用ゆる文字は希臘になし、去れを希臘に在りては死者の棲むべき中間の境界を指す文字あることなし』、然れども是れ死者の在るべき中間の境界を置かざる所以にあらざして、又斯の如き境界を否定する所以にあらざ、而して別に之を察すれば、死者の靈魂の在るべき中間の境界に關しては、東西相異なる所、各々其方法あり、基督教の未だ希臘に傳はらざる頃に當りては、希臘人は死者の棲む所を稱

するに「アデーン」(Aden)の文字を以てせり、此文字の意は「見へざる處」の義にして、一般に見へざる世界と其地下の王国とを指せるなり、而して此文字は又善惡に拘はらず、渾べて死せる者の住む所を指せり、即ち「アデーン」の中には諸々の配處あり、各人の功に應じ、義に適ひて、各々其賞罰を受くる所たりき、而して基督教の傳播したる時に當りて、聖者は天堂に於て造物者と共に安樂を受くべしと教へらるゝや、此安樂を受くべき處を指すに「パラダイス」(Paradises)の文字を用ひたりき、然れども其造物者と共に在ること能はざるものは、猶昔時の如く「アデーン」即ち暗の中に殘さるべきものどしたり、加之ならず其「アデーン」は古へに稱したるが如く、各々其配所あり、又此地獄に在りては、死者の此中より出で得べき處も、又永久出づること能はざる處との別ありたるが如きは、共に明に知るを得べきなり、何となれを彼等は造物者に背反したる者の死せる時は、如何に之が爲に經行を盡すと雖、是れ到底徒勞に屬するものなることを知りたれをなり、則ち斯の如く知れるにも拘らず、彼等は猶其死者の「ア

デーン」より脱れ出で、眞の救助を得んことを冀ひて已まざりき、之を例せむ、其紀念土曜日に際して『主よ、爾は人を愛し給ふものに在せむ、信じ且望みて死したる者は、之を地下の暗き火中と「アデーン」の住家より脱れ出でしめ給へ』と祈り、又『愛憐深き爾は、聖名を呼び奉れる者を、暗き所より救ひ出し給へ』と禱るは、是れ「アデーン」より救はるゝことを言ふなり、更に之を解明せむ、東方教會にありては、天堂の外に死者の在るべき處を指すに、唯一字を以て之を言へり、然れども此一字は兩義を指示する所のものにして、一は則ち死者の到底出づること能はざる處、他は則ち遂には此より脱れ出づることを得べき處なり、而して西教者に在りては、此兩處を指すに兩様の文字を用ひ、彼等の稱して出づること能はざる處と爲すものを地獄と言ひ、出づることを得べき處を煉獄と言ふ、若し此兩獄の何故に異なるべきかを問ふものあらむ、余は之に答へて言はんと欲す、即ち其境界と苦痛とは兩々相同じきものなるべしと思はるゝも、其煉獄に在ると云ふは、罪の輕さが爲に、其刑罰と苦痛とも亦輕く、從つ

て又大なる慰藉あり、即ち其苦痛も刑罰も之を承認して受くることを得、且造物者を愛望するに於ては、遂には此より脱れ出づべしと信せらるゝが如き境界にあるを云ふなり。

然らむ希臘教會の煉獄を承認せずと云ふは、之に相當する文字を用ひすと云ふに過ぎず、而かも羅馬教會の稱して煉獄と云へる亡靈の在るべき地下の状態に關しては、東西兩教會其信する所を異にせず、去れむ其羅馬教會に對し、強ひて異端を負はするは、儘に此一字の論争に過ぎざるなり。

然らむ何故に其信民は法教師を憤らざるや、是れ土耳其皇帝の法教師に與へたる權利に依りて、其信民を左右するを以ての故なり、即ち信民にして其法教師を責むるが如きことある時、法教師は之に答ふるに合理の方法を以てせず、只暴力を以てするが故なり、若夫れ此法教師の殘忍壓制と、其信民の奴隸的待遇を蒙れる状態とを明かにせんと欲せば、請ふ之をヒチヒオスの著書「東洋教會」(第一篇九十葉)に就きて求めよ、

蓋し思ひ半に過ぎん、而して余の之を譯出せざる所以のものは、其虚構にあらざるやとの誣言を避けんと欲すれむなり。

吾人は同胞兄弟たる露教會の法教師が、其希臘教會と一致すべきことを主張し、羅馬教會に負はするに壓制殘忍の名を以てすると雖、是れ燎然炳焉たる事實を知らざるの致す所なり、何となれむ若し此兩教會に於ける實際の事情を明にせむ、敢て此誣言を爲し得べき理由を見ざるべけれむなり。

是より諸聖の死後直に天堂に入るを論ぜん——死者に關する兩教會の所説相合せざる點猶一あり、即ち諸聖の靈魂は死後直に神の尊前に在りと云ふこと是なり。

然るに東方教會の主張する所は之に反し、靈魂の安樂は、世界最終の日にあらずんば得ること能はずと言ふにあり、此説は固より新に主張せらるゝ所のものにして、當初の列聖等の教へたる所に合せず、且今日東方教會の用ゆる祈禱文にも合せざる所なり。

金口約翰の眺立比人に達する書の註釋第三の講義に曰く「義人は今世に在りても、亦天堂に在りても、此世界の王の許を離れず、特に天堂に在りては、更に近く天の玉の側に侍し、禱告と信仰とに依りてにあらす、顔と顔とを合せつゝ在り。」  
ニースの聖グレゴリウスは其姉の葬式に臨み、自ら講義を爲して、其死に依りて得たる幸福の狀を祝して曰く「是れ祝せる者の歌、諸々の天使の歌隊、天の祝福、榮光の鑑、又最上の三位の光なり」斯の如きは是れ神の尊前に在りと云ふと何の異なる所かあらん。

而して又セルザレムの教祖テオドールスは第七公議會に於て、此説を提出したるに、全會は之を是認したり、蓋し其説に曰く「義人の靈魂は聖書に示すが如く、天主の掌中にあり、天主は生と光とに在せむ、諸聖の天主の掌中にあるは疑ふべからず、故に諸聖は天主の尊前に在り、去れむ又聖者たる司教は、天主の尊前に尊敬すべきものたるなり。」

若夫れ世界最終の日に至るまで、聖者の賞を猶豫せむ、是れ天主の仁に適せざる事なり、況んや其義に於てをや、況んや又其言に於てをや、蓋し其言に曰く「僱人の値を翌朝まで汝の許に留むべからず」(利未記十九の十二)、然らは何ぞ其聖者に報ふべきものを猶豫せんや。

更に之を希臘教會の諸聖を祝する頌歌と祈禱文とに徴するに、其言ふ所は則ち諸聖の既に神の側に侍することを前提して、自家の祝福を願ふにあり、其結句に曰く「主の尊前を樂みて在せむ、願くは絶へず我儕の爲に禱告し給へ」或は「故に爾等は王中の王の尊前に在りて、諸々の天使と共に永住す」是れ皆諸聖の業に既に神の尊前に立ちて輝けるを云ふなり。

斯の如きは甚明白に過ぐるが故に、東方教會の中には、之が爲に西教者と相論するが如き者ありとは、夢にだも知らざるものあり、去れむ斯の如きは只徒らに分離を勵げます者の説なるが故に、又故らに長論するの要を見ざるなり、(ピヤピオス著「東洋教

第四 無原罪の懷孕

此議論の起りたるは今を距ること幾んど四十年前に在り、即ち紀元千八百五十四年十二月八日、教皇ピオ第九世が其主權に據り、聖母マリアは原罪の汚穢なく母の胎内に孕りしと云ふは、公教の定義にして渾べて基督教者たるもの之を信するにわらずんば、基督本教會より破門せらるべきものと定むるや、東方教會に於ては、又新に非難の説を設け、之を以て教皇は横に使徒傳來の教義を變じて、新定義を作れるものなりとなしたるに始れり、是に於て乎東西兩教會は又更に一論題を加へたり。

去れど余は今東方教會の非難に對して、其基礎あるや否やを究むるに先ちて、聖母マリアの原罪の汚穢なく孕りしことを解明すべき必要を感ず。

汚穢なく孕りしと云ふは、其生さ始めたる時より原罪の汚穢なく、又其汚穢は一刻も靈魂に染まずと云ふこと是なり、而して其斯の如き所以のものは、固より神の特恵に由れるなり。

然らば其汚穢とは何ぞや、之を公教の教義に依りて解明すれど、人間の元祖は神に背き、其罪の罰に依りて、天主の聖寵を奪はれたり、聖寵は人性の上に加へられ、之に依りて智力及判断力は明瞭となり、慾念紊れず、道理に隨ひ、疾病、死亡の憂なく、生さながらにして長へに神を見るを得べかりしなり、然るに之を奪はれたるに依りて、智力及判断力は暗くなり、心情亂れて、疾病、死亡を覺ゆるに至り、遂に神の棄て給ふ所となれり、當時人間の元祖は唯一人のみなりき、故に渾べての人性も亦元祖の性質と同一なり、既に然り、元祖にして斯の如く墮落せし、人性も共に墮落せるなり、隨つて其苗裔は今日に至るまで、其分皆同じく其親の如きなり、何となれど其罪惡の業は一人の過失なりと雖、其過失は後代を追ふて、人の性質に残れとなり、之を稱して原罪の汚穢と云ひ、或は元祖の犯せる罪跡と言ふ、即ち聖寵の恩恵を奪はれて生ずるの意なり、別言すれど、人は皆元祖の罪跡の爲に神に棄てられたるものとなりたり。

人間は皆斯る状態の中に在りたれども、古往今來唯二三の人のみは、母の胎内に在りて、未だ生れて此世に出でざりし先に、其聖寵を復へざるを得て、原罪より癒やされたるものあり、シェレミア及約翰洗者は即ち其人なり、然れども聖母マリアは更に又之と異なり、唯此一人のみは神の特恵を蒙り、聖寵なく一刻だも生きざりき、即ち神は其靈魂を造りて、之を其肉身に合せし時既に之と共に聖寵を具へり、故に原罪の痕跡と汚穢とは、一刻だも其靈魂に染まざりき、随つて今日吾人の慚づる所の慾念の根は、又之と共にあらざりけり、然らば何故に聖母のみは此特恵を受けたるかと問はば、唯道理に依りて然りと答へんのみ、即ち神たる救世主の母として造られたるが故に然れるのみ、去れを斯る人に依りて天主の聖子は、肉身を假りて之を取れを、其肉身は可能的天主聖子に適はざるべからず、即ち可能的清淨潔白のものたらざるべからず、且救世主の母にして其斯の如く渾べての罪惡を贖ふべき援助とならば、罪惡の汚は甚だ此人に合せざるなり。

然れども東教者は是を論じて、聖母マリアの其母に妊まれしは、恰も約翰洗者の如く、未だ胎内に在りて生れ出でざりし先に、淨められたりと稱するを以て足らずとなすかと云ふ。

是れ亦固より特恵なり、然れども天主の母となるべきものなりとせば、猶未だ足らざるを覺ゆるなり、何となれを罪惡の汚穢なるが如きは、是れ慚づべきことなるが故に、之に關して淨めらるゝは、之に關せざるとは異なり、何となれを是れ恰も悔改を以て罪を宥され、之に依りて無罪の状態に繼續すると同じけれをなり、故に天主の母に在りては、其汚穢なく生き始まりたるを以て、更に適すべからずとせんや。

然らば教皇は之を以て定理として決したる時、其救世主の母たるに適すべしとしての故のみに依りて、斯の如くなしたるか、否決して然らず、尙他に理由あり、今之を論ずるに先ちて一言すべきことあり、即ち萬有の理に定義を下すと、其理の存するとは自ら異なり、定義を下すは新しき方法なりと雖、其定義を下されたる理は決して新ら

じきものにあらず、故に教皇が何事を定むるも、其時之を發見して新に人に信せしむる所以にあらず、去れを教義の事に關すれを却りて之を發見するにはあらず、教義は變更すべからざる一定の主義なるが故に、何事をか定むるに當りては、唯其默示せられたる教義にあることを決するのみに過ぎず、而して此默示せられたる教義は、教會の與かる所なれを、其之を定むるは、金匱無缺のものとして遵守せんが爲なるに過ぎず、故に一理毎に定義を下すと云へを、既に一般に信せられたる所の事を、更に詳かに制限するに外ならず、斯の如くにしてマリアの原罪の汚穢を蒙らずして妊まれしと斷じたるは、唯其時に至れるまで一般信民に信せられたる所の事を決定したるに止まれり。

然らむ當時の基督敎者は、一般に之を信したるや、然り、公教會に於ては其信せられたること疑ひなし、何となれを縦令諸神學者の間には、多少之に關する議論は行はれたりとするも、一般にマリアの汚穢なく妊まれし事は當時を距る七八百年以前より年

々公に祝せられたるを以てなり、且教皇の之を定めたる當時の事を察するに、大概基督敎世界に於ては、其司教は諸々の君主及信民の請願に依り、其斯の如く定むるの理なるを見たり、而して其斯の如く請願したる所以のものは、渾べて其信する所を言定せんことを欲するが爲なりき、何となれを是れ只信仰の言明なれをなり、既に其定義の決するや、全教會は稀有の祝歡を爲して、之を喜びたり、是れ教皇の下したる定理は、信民の希望に合し、而して此信民の信仰は、教皇の信仰に合したるを證するに外ならず、即ち是れ公教會が斯の如く信じて疑はざりし確證なり、去れを此論題に於て残りたるは唯東方教會のみ。

東方教會の列聖博士は之に關して、何を教へ又何を傳へたりしや、其拜禮式祈禱文は何を言ひ、何を頌せるものなるや、加之ならず古へより今に至るまで之に關する東方人の慣例は如何、若し之に關する東方博士の言語を尋ねんと欲せを、請ふペロネの「神學造物主論」(第三篇第四章)を看、其詞章の豊富なる、其記事の博大なる、西方教會の中に



稀れに見る所なり。

聖テオファネスはマリアを以て第二のエワと爲し、第一のエワの求めたる災禍を贖ひたりと頌し、乃ち曰く『魔鬼に仇を復へし、我儕の汚褻を淨め給ひしもの』(マリアの自ら人を救ひしにあらざるは、エワの自ら罪を犯したるにあらざるが如し)「一月十六日第九の歌。」

其他希臘教會の祈禱文を討ぬれと、マリアを讚美するものは、皆其汚褻なく潔白のものたりしことを言はざるはなし、曰く『女姓の中にて一人先祖に加へられたる呪咀を止め、之と共に又性質の法を改めしめたる汚褻なきものよ』(祈禱文八月十一日第九の歌。)

歌人聖ヨセフは『爾に依りてアダムより傳へられたる罪惡は贖はれ棄てられたる人生は再び神と和ぐに至れり』(七月十八日第八の歌。)

聖ソフロニウスは福音書中の『爾は神の恩恵を得たり』(ルカ傳一の三十)と云へる所を

解して曰く『此特別の事柄を釋かんと欲するも、言の盡さざるを如何せん、此恩恵は渾べての恩恵に優り、神の尊前に完全満足にして何人も亦曾て受けざりし所のものなり。』

クレタのアンデレアスは曰く『開闢以來何者も受けしことなき恩恵なり。』

希臘教會は『嗚呼渾べての汚褻なき者よ、天主の至聖なる聖子は、爾のみを以て完く清き者と認めて、爾の胎内より生れ、以て信する人の汚褻を淨めたり』(七月九日第七の歌)と歌ひ、ニコマヤのジョージはマリアを以て『性質の美はしく汚褻の認め得べからざる者』となし、アンデレアスは又『罪惡の醸されたる渾べての人性中に、マリアは獨り之に感せず』と讚したり、是等は東西兩教會の列聖は其信する所を異にせず、且マリアの名と、罪に關する思想とは、互に相合するものにあらざりと思ひ、即ちマリアと罪惡とは全く別にして相伴ふこと得ずと信せり。

然らむマリアの孕り始めたる當時に遡ることを得るや、即ちマリアは其初より原罪の

汚褻なく造られたりと爲すの義なりや、或は其造られたる後に淨められたりと云ふを以て足るとするや、答へて曰く若し彼の列聖にしてマリアを以て初より汚褻なく生きたりと信じ、且全く罪惡に關せずと云はんと欲したらんは、更に何の言を以て之を謂ふを得たるならんや、乃ち此等列聖の言と祈禱頌文の言とは、恰も公教會のマリアを讚美する言に同じ、曰く『マリアよ、全美全聖の爾に汚褻なし』、是れ公教會の頌歌なり、焉んぞ彼等と異ならんや、故に若し東方の列聖にして其胸襟を開くべき機會を得たりしならんには、(或は何人か斯の如き機會を得て、其心中の事を明言したるものあるやも知れずと雖、吾人の不敏未だ之を求め得ず)、疑もなく羅甸の教學博士、聖オーグスタヌスの、其著「性質聖寵論」(第三十六章四十二節)に於て、原罪を論じ、此原罪の中よりは「童貞マリアを除くべし、何となれを罪惡を論ずるに至りては、主耶蘇基督の光譽の爲に、是れ畢竟言ふにも及ぶざる所なれをなり」と稱したるが如くなりつらん、然れども假令斯の如き言證は之を擧げざるも、更に其列聖の意を發揚して遺憾なきものあり、即ち十二月九月希臘教會に於てマリアの妊まれたるを祝するもの是なり、此祝祭は大凡第五世紀の比より行はれ、而かも希臘教會より始まれり、是れサバース(紀元五百二十一年歿)の「式法類典」に錄せられたるに依りても明なり、斯の如き祝祭は固より古へに溯るなり、即ち斯る祝祭に關する義は使徒の教訓より出でたるに外ならず、然らずんば是れ決して能する所にあらず、若夫れ之を以て一個人の想像に出でたるものなりとせむ、何人か之を創思し、又何れの時、何れの處に於て、之を祝祭の典例に加へたりや、教會史は未だ曾て之が爲に證跡となるべきものを具へず、若又其古への事を祝するは、教會の教義に違へりとなさむ、其教會は必ず之を禁じ、且一般に公行するが如きことあらざりつらん、即ち其默示せられたる所の信仰に違ふたる諸々の慣例異説の如く、全く禁せらるべかりしなり。

然らむ兩教會に於て、共にマリアの妊まれたることを祝するは、其妊られたる當初より汚褻なかりしを以ての故なりや、然り、之を道理と全教會一般の慣例とに照せむ、

其祝祭を受くべきは必ず聖者に限れるなり、而かも古へより公論あり、『聖者の外に祝日なし』、然らば諸教會の列聖に對しては何を祝するぞ、只其死時を祝するにあり、何となれを眞に尊かりし時は、死せる時にありしを以てなり、是れ其生れし時は罪の汚褻を有したりしが故なり。

然らばマリアの双親は他の人類と同じく、アダムの子孫にあらざりしや、又其女マリアはアダムの子孫として、原罪の例を受けざりしや、然り、マリアの双親は他の人類と異ならざりき、故に義に依りてマリアも亦其例に關すべかりしや疑なし、然れども其之を避けたるは尋常の事にあらず、故に特恩に依るものなりと云ふ、其特恩とは則ち前に云へるが如く、天主のマリアを造り、其靈魂を賦し給ひたる時、之と共に聖寵を與へ給ひたること是なり、然れども他の人類は、其時間に於て或は長く、或は短く人性と同時に此聖寵を受けずして、其生を保ちたり、故に之を吾人に依りて考ふれば、吾人は悔改の結果に依り、洗禮を受くるに當りて、天主の聖寵を與へらるゝに及ぶも

のなり、然れどもマリアに在りては、其靈を賦せらるゝと共に、更に満足に與へられたるなり。

マリアにして既にアダムの子孫たらむ、贖罪を要して天主と和むべかりしなり、故に若少しも罪惡の汚褻なかりしとせむ、救世主の贖罪に對しては如何なる關係を有せしぞや、曰く、他の人に在りては救世主の功蹟に依りて、原罪の汚褻を淨められ、マリアに在りても亦同じく救世主の功蹟に依りて、其汚褻を避けられたり、是れ定義に於て確言せられたる所なり、『曰く渾べて人類は救主耶穌基督の功蹟に依りて云々』、故にマリアも亦救主に救はれたるや疑なし、而かも其救は之を他の人に比して、更に完全のものたりしや疑なし、何となれを救主にして既に人類の罪を救はんが爲に來りしとせむ、其母の更に完全に救はるべきは當然の理なれむなり、而して是れ嘗に其母たる人の爲のみにあらず、又救主自らの爲に斯の如くなさるゝに於ては、其義に適ふこと能はざればなり、其故如何となれむ、若専ら貧窮謙遜の者を慰めんが爲に來りしものな

りせむ、其貧窮謙遜の者を選びて母となすは、義に於て違ふ所なしと雖、天主に在しつゝ、罪人及罪惡の汚褻ある人を選びて、其母と爲すは合理にあらず、却りて其教主たる基督は、其母と共にするに依りて、世を新になせむなり、是れ即ち聖母マリアの其罪と罰とは止められ、第二のヱツとして人類第二の母となりたる所以なり、此は詢に歡喜すべく讚美すべき所にして、此稀有なる運命は、マリアと罪とは關係を有せず、却りて兩々相距つること、斷崖絶壁の如くならざるべからざる所以に在り、之に關して希臘教會の歌ふ所を看よ、即ちマリアを讚して曰く『爾のみ獨我儕の初の母の墮落を恢復し給へり、是れ萬民の救主となり賠償となる者を生み給ひたるが故なり』(八月二十一日第六の歌。)

是等の證據に依り、左の如き假定的結論生ず、即ち若し公教會にしてマリアを以て、其母の胎内に原罪の汚褻なく妊まれざりきと定義したらんには、東方教會は如何に劇しく憤り、其相傳の教訓を以て、(東方はマリアの住みたる處、其口碑は最も親しく其人

民の中に傳はれるが故に)、教皇こそ實に之を潰したるものなりと攻撃したらんも知るべからず、然れども今は否らず、何となれを東方教會及露國教會に在りては、今日に至るまで公教會に勝りてマリアを尊崇し、厚く其汚褻なきを頌讚して、詳に其信仰を示せむなり、而かも露教者に在りては、特にマリアの事を稱するには、汚褻なき事を以て、マリアの聖名と分つべからざるものと爲すまでに至れり、是に於て乎吾人は之に關して古へより今に至れるまで、公教會は却りて露教會に學ぶ所のもの多かりしを斷言するに憚らざるなり。

### 慣例相異の點

離教者は公教者との分離を確かめ、且之を繼續せしめんが爲に、教義及慣例に於て公教會を非難して已まず、教義に關する所は既に之を論盡したるを以て、是より更に慣例に關する相異の點を擧げんと欲す、曰く第一、施洗の方法、第二、容酵及除酵の「パン」、第三、聖体を授くる方法、第四、司祭の不娶、第五、土曜日の小齋(斷肉食)、第

六、鬚髻、第七、跪拜、第八、嬰兒に聖体を授くる件、第九、彫像と畫像との區別、第十、十字架の徴、第十一、曆、第十二、聖堂の向方、第十三、死者の粧飾。

### 第一 施洗の方法

希臘教會は云ふ、洗禮は受洗者の全身を水中に沈むること三回せざるべからず、彼の公教者の如く唯水を灌ぐのみに止まるは、是れ宗徒の定例に違へるものなりと、之を公議會決議書(三十一葉の註)に求むるに、洗禮の語は沈むるの意なり、故に水中に沈めて施洗したる方法は、長く東西兩教會の中に行はれたり、而して又此方法は洗禮の功力を明に示せるものなりき、何となれば人は洗禮に依りて葬られ、又新らたに生れて水中より甦るが如きを以てなり、乃ち人を水中に浸沈せしめて施洗せる方法は、(十三四世紀頃迄行はれたり)、洗禮の功力を示すに適せり、然れども洗禮は人を水中に浸沈せしむる方法に限るや、他の方法を以て之を授くれん、其洗禮に功なきや、換言すれば有功洗禮は水中に浸沈せしむるの外能はざるものなるや、否、基督は其使徒を遣は

し、潭べての人に施洗せしむるを説くと雖、未だ其方法を説かざりき、曰く『爾曹行きて萬國の民に「洗禮」を施せ』(マテオ傳二十八の十九、二十)、之を如何なる方法に依りて施すべきかを言はざるなり、又曾て一日使徒等が三千人に施洗したることあり、然れども其如何にして之を授けたるかは、別に記する所あらず、(使徒行傳二の四十一。)

希臘教者は其主張する所を掩護せんが爲に、「使徒の定理」第四十六、四十七、五十及六十八條を引證すと雖、是等の箇條は異教者の授けし洗禮に關するものにして、毫も施洗の方法、即ち浸沈するや注灌するやの事に關する所にあらず、又同教者は列聖の言を擧げて云爲する所ありと雖、其言たるや皆是れ尋常施法の方法を解釋するものにして、其洗禮の有功に關するものあらず、即ち他の施洗の方法無功に屬すと斷するもの一言もあることなし、若夫れ其列聖時代に於ける施洗の方法は、水中に浸沈せしむるの外之なきやを問ふに、決して然らず、之を列聖の歴傳に徴せんには、蓋し闡明する

所あらん。

彼の殉教者聖ロレンシウスのローマニヌスに施法したる時は、其水を盛りたる器の極めて小なるものなりしを知る、則ち其器の今も猶聖ロレンシウスの名を戴ける聖堂に遺存せり、(スリウスの *SERIES* の著書六百十四葉)、而して之を見む、其中に受洗者を浸沈せしむるが如きことの爲し能はざりしを知り得べし、又聖リンシエ、ルス (*Lindgerus*) が或る婦人に對して其顛死の小兒に施洗せしむべきを勸めて、「水を注ぎて授くべし」(*Intine. eos aqua vel superinfusus*) (マルテューヌ著「教會古禮式」)と稱したり、又當初に在りては病者の施洗せらるゝは、唯水を注ぐに過ぎざりき、而して若斯の如き洗禮を以て疑はしど爲したりしならん、是れ其施洗の方法にあらずして、其之を受くる者の決心如何にありき、別言すれば、注水の功の有無にあらず、其人の覺悟にありき、何となれん多くは既に其教義を知りながら、最後の日に至るまで、受洗するを遷延したるが如き人あれん、其之を受けんと欲する覺悟の有無を疑ひたるに外ならず、(シプリアヌス第

Cyp. Epist.  
76.Marten. De antiq.  
Eccl. rit. lb. 1.  
cap. 1. art. 14.

七十六翰)、又近代に至りて露國、ブルガリア等の人民數千人共に施洗せられたる時、或は水を注がれ、或は膝下河中に入りて之を受けたりと雖、何人も之を云爲せず、殊に希臘人に在りても、亦其功の有無を疑ひたるものはあらず、而して今日に於ても各人各個に施洗せらるゝ時は、人身を浸沈せしむる盛水の器狹少なるが爲に、施洗者は其手を以て其頭部に注水するに資するのみ、是れ注灌の施洗方法と何の差ありや、彼の洗禮を受くる者は、其目的靈魂を淨むるにあり、其外の水に洗はるゝ所以のものは、唯心中の淨めらるゝを示さんが爲に過ぎず、故に此心中の精煉は洗禮の功力に依るものにして、其功力は或は身軀を水中に浸沈せしむるに依りて示され、或は頭部に注水せらるゝに依りて示さるゝものにして、其兩法の功力は、主として聖父聖子聖靈の名を呼ぶと又水とに在ることは、何人も承認せる所なり、其水の多少及其之を用ゆる方法の如何の如きは、是れ洗禮の功力に關係なき所なり、而して他の外教信民も亦斯の如き場合に於て、其信する所似たるものあり、即ち皆其聖堂に入らざる前に、必ず先づ

水を浴す、然れども其方法人に依りて各々異なり、或は手を洗ひ、或は手と足とを洗ひ、又或は手と頭とを洗ふ、是れ皆其心の清浄を示せる爲にして、其功力水の多少に拘はらざることを信せり、是れ洗禮の功力は水の多少に拘はらざるを信ずると同じき所なり。

慧敏聰明なる希臘人は必ず斯の如く知れるや疑ひなし、故に施洗の方法に關しても、希臘人の説は其行と相合せざることを、猶其教義に關する説の其行と相合せざるが如く然り、君堡の希臘人は羅甸人の洗禮を無功となし、露國人は之を有功となせり、然れども君堡の希臘人は未だ曾て露國人を尤めず、而して露國人は君堡の希臘人より其教訓を受けたるものなり、是れ又矛盾を證するものにあらずや、而して希臘人は水中に浸洗して之を授くるにあらずんを、其洗禮は無功なりと稱しながら、千八百五十一年に當りて、君堡の法教師の爲に神學定義書の出づるや、中に只水を注ぎて授くるも眞の洗禮となるが故に、理由の存する時に當りては、又斯の如く行ふも不可なきことを云

へるあり、曰く『洗禮の式は水を浴するにあり、是れ常に三回人身を水中に浸洗するに依りて行はれたり、然れども其斯の如く爲すこと能はざる場合は、之を除くべし、乃ち其爲し難き時に於ては、只水を注ぐことに依りて、洗禮は授けらるゝを得べし』(四百二十二葉)、既に然り、若し理由ありて斯の如く行はるべきものなりとせむ、何故に理由ありて其慣例を行ふに、常に之を行ふこと能はずとせるや、若夫れ近世に於ける西洋の風俗を知れるものは、其何故に人身を浸洗して施洗せざるかの理由を知らん、(今日舊式の行はるゝは僅にミランに過ぎず)、故に希臘人の行爲と教學とに依れを、其施洗の方法は、毫も羅甸教會との間に眞の論題とは爲るに至らず、唯其論題となれる所は、其式の異なる所にあり、未だ些かも洗禮の功力と信仰とに關する所にあらざるなり。

## 第二 容酵及除酵の「パン」

此議論は基督の除酵節に當りて如何なる「パン」を用ひたるかと云へるに起因せり、是

れカエル、セルラリウスの離教の理由を堅固せんが爲に、フォシウスの離教の口實の  
 足らざる所を補ひ、之に關して新説を立てたるに止まれり。

西教會に於ては曰く『基督は聖体を定めたる時は、舊約の除酵節の供物を食せし後に  
 あらむ、必ずや除酵麵を用ひしならん、然らずんば聖体はモイセスの法に背反すれを  
 なりと言はざるべからず』、東教者は曰く『基督の聖体を授け給ひし時は、未だ除酵節  
 の始まらざる以前にあり、依りて常用麵を用ひたるに外ならず』、随つてセルラリウス  
 は曰く『除酵を以て聖体を作れを、非禮なるのみならず、又之を行ふや、無功なる所  
 以なり、何となれを除酵麵は「パン」にあらざれをなり。』

然らむセルラリウスの時に至れるまで、兩教會は之に關して何を教へたるや、未だ「パ  
 ン」の性質、即ち其酵の容除に關して、一言も費したることなし。

此「パン」の性質は聖体の秘跡に關せず、只「パン」は基督の聖体に代ると云へるのみ、  
 故に基督の用ひし「パン」は、其酵の容除孰れにありしやを尋ぬるは、是れ恰も其「パ

ン」は何處の麥を以て作られたるや、又或は赤白孰れの葡萄酒を用ひたりやと問ふに等  
 しさのみ、而して又酵麵は果して「パン」にあらざるやを尋ぬるに、列聖中一人も之を以  
 て「パン」にあらざると云ひたる者なし、是れ渾べての製麵者と他の人民と同意にして、  
 酵の容除に拘はらず、麥粉と水とを以て造れるものは、常に之を稱して「パン」と云  
 へり、聖書の證據を求むれば、舊約の中渾べて七回除酵麵の事を反覆せり、(出埃及記  
 二十九の二)。

初の時に當りては希臘人は聖体に如何なる「パン」を用ひたるやと云ふに、彼等は羅甸  
 教會と少しも異なる所なく、常に除酵麵を用ひ、又時としては容酵麵を用ひたり、此  
 事實は三四世紀の比まで及びぬ、當時希臘人は信念に於て猶太人と異なるが故に、  
 其常に除酵麵を用ゆるに反して、容酵麵を用ひたり、然れども羅甸教會は之を尤めざ  
 りき、何となれを其酵の容除を問はず、等しく是れ「パン」なるの故に依り、毫も聖躰  
 の秘跡に關せざりしを以てなり、而して又當時聖躰の爲に用ひられたるは、除酵麵に



限らざりしを以てなり、蓋し東西兩教會の慣例全く定りたるは、第四世紀の上にあらず、請ふ之が一證を擧げん、即ちアルメニア國に於て聖グレゴリウスの司教の位に擧げらるゝや、アルメニア教會の事情は、悉く之を東洋の式法に隨ひて定めたることあり、今日其拜禮式、其祈禱文、其頌歌等を一見するに、猶悉く東洋の式法に異ならず、然れどもアルメニア人は今日に至るまで、常に除酵麵を用ゆるを廢せず、是れ決して西方教會より學びたるに依るにあらず、何となれを此聖グレゴリウスはカッパドシヤ國セザレアの司教レオンシウスより其教位を受けたるものなれをなり、是れ第四世紀の初に當れり、去れを當時カッパドシヤ即ち東方教會に在りては、猶除酵麵を用ひたりしことを證するに餘あり。

然らば基督の聖躰を定め給ひし時、容酵麵を用ひたりと證するが爲に、何れの理を有せるや、其説二あり、各々稀有のものなり。

(第一)『十字軍(第四)の時、羅甸の軍隊は君堡を畧取して、其宮中の寶庫に一篋を得た

ることあり、其篋は眞珠を以て飾られたるものにして、其中の又基督の使徒等に與へし「パン」あり、(此時紀元一千二百四年)、其篋の銘に曰く「此篋の中に藏するものは、基督の晚餐に當りて『取りて之を食せよ、是れ我肉なり』と宣ひたる時、頰ち給ひたる「パン」なり、然れども其「パン」は容酵麵なりしが故に、羅甸人は之を見て、速に喪失せしめんと企てたりしも、遂に能はず、故に基督の用ひたる「パン」は確然として容酵麵たりしなり』(公議會決議書五十四葉)と云へり。

斯る理由は之を答ふるに値せず、却りて基督敎者たるものにして、其名をも慮る所なく、斯の如きを以て理となすは、頗る慚愧の至りと云はざるべからず。

(第二)希臘人は曰く『聖書に依りて、基督の敵に渡されたる時は未だ除酵節の供物を食し給はざりし事の確證あり、故に除酵麵は用ひられざりき』、勿論之が證據となるべき聖書の一句をも擧げず、然るに福音は却りて明記するに『除酵節の日來り、<sup>ミスケ</sup>逾越の小羊を殺さるべからざるにより、基督は伯多祿及約翰を遣り、其處を備へしめ』(ル

カ傳二十二の七、八、「既にして其時來りければ、十二使徒と共に食卓に就き」(同章十四)、「彼等に云けるは、我れ苦難を受くる先に、再曹と共に此逾越を食することを大に願へり、」(同章十五)、是れ又此祝節を祝せざるが爲にわらずして何ぞや、然らむ孰れを信すべきや、希臘人の説なるや、或は福音書の言なるや。

而して余は希臘人の之に關する説は其行と相合せざるもの甚しきを見る、即ち彼等は基督會て逾越節を祝したることなしと云ひながら、其聖木曜日(拜禮式)中には、基督の逾越を祝し給ひしことを嚴かに謳へり、曰く『シナイ山の顛に律法の石版を書きたるものは、其律法に應せんと欲して、舊禮前表にて逾越を食せると共に、自らを捧げて逾越の犠牲の如く、秘密の犠牲となし給へり』(第八歌)、又他の頌歌には『晚餐は二重なりき、舊禮及新禮の逾越を合して、共に祝ひ給へるなり、新禮は主の聖体聖血是なり』(コヌマスの作、聖木曜日の歌)と云ふ、是等は優に希臘人の説を打破するに足るものなり、其他は皆之を畧して可なり、之を事情に依りて考ふるに、希臘人は其

自家の拜禮式と福音書とに背反して、基督の逾越を食はざりしことを云はざれば、容酵麵の説立たず、若又逾越を食して後、聖体の式を定めたりとせば、已むを得ずして除酵麵を用ひたりと爲すや必せり、何となれば此時他の「パン」を用ゆるを許さざりしを以てなり、之を要するに、希臘人の議論は左の如きのみ、即ち西教者の言に依れば、基督の聖体に用ひし「パン」は除酵麵なりと云ふと雖、東教者に在りては之を容酵麵なりと云ひ、西教者は逾越節の後容酵麵のあらざるを主張すると雖、東教者は基督の逾越節を祝せざりしと云ふ事是なり、然れども基督の之を祝したるは、福音書及希臘人の拜禮式に明證あるは如何、蓋し是に於ては唯怒罵を以て答ふるの外爲し能ふべきものなかるべし。

羅甸教會は寛惇にして一般人民と異ならず、(パン)と稱するものは之を「パン」と稱して、其酵の有無に拘らず、故に基督の何れの「パン」を用ひしやは、之を定むる所なく、只長年月の間、除酵麵を用ひながら、希臘人の容酵麵を用ゆるに關し、何とも云はず、

降りて第十五世紀に至りて、フロアーンヌ(Flourens)の公議會に當り、兩教會商議の末、各々其慣例に隨ひて、古來用ひ來りし「パン」を用ゆることになし、乃ち希臘人は容酵麵、羅甸人は除酵麵を用ふることに一決し、是より長く其例を繼たす、是れ抑何の爲ぞや、兩教會を分離すべき理由の爲なるや、否らず、然るにミカエル、セルラリウスは之を詰りて、羅甸教會に異端の名を負せ、以て兩教會分離の基とせり、然れども此疑問は近きて其真相を見るに及む、忽ち烟散霧消すべし。

### 第三 聖体を授くる方法

希臘人は曰く、羅甸人の「パン」の形色にのみ依りて、聖体を授くるは、是れ基督の定め給へる所を守らず、従つて其功力を蒙ること能はず、何となれを基督の聖体を定め給ひし時は、「パン」と葡萄酒との形色にして、兩様の形に作り、而して此兩形は使徒等に授け給ひし所にして、又自ら爲し給ひしことの如く、使徒等に爲すべきことを命じ、(ルカ傳二十二の十九、二十)、更に「若し人の子の肉を食せず、其血を飲まざれば、

爾曹に生命なし」(ジョン傳六の五十四)と宣へり、是れ兩様の形色に依らずんば、到底救靈を得ること難く、隨つて其生を有すること能はずと云へるものなり、故に羅甸人は其爲す所、主の命に遵はざるなりと主張して止まず。

然れども其聖體の中に基督の存在せる事に關しては、希臘人の信する所は羅甸人の信する所に異ならず、即ち兩教會の教訓に於ても、基督は生きながら聖體の中に存在せり、隨て若し基督を以て生きながら其中に存在するとせむ、其肉と血とは生きたる者の肉と血となるが故に、兩々相離れず、然れども基督は又孰れの形色にも偏く存在して残る所なし、即ち聖體には聖血存し、聖血には聖體常に離るゝことなく存せることは、兩教會の共に信じて疑はざる所なり。

然らむ此秘跡を受くる人に取りては、其秘跡の効力は孰れにありや、其形色にあらざるは必然なり、何となれを其形色は單に被包の如きものにして、功なきを以てなり、然れども功力あるものは其被包の中に在るが如く、此形色の中に存する基督に依りて、

其功力を生ずるなり、故に若し兩教會の信仰に隨ひて、基督は孰れの形色にも存在するものなりとせば、孰れの形色を授くるも其功力の本源なる基督を授くること能はざるや、又孰れの形色を授くるも其眞の生命を得べき功力を受くること能はざるや、東教者は曰く然れども『我肉を食ひ、我血を飲むにあらざれば、生命を受くること能はず』と云へど、一の形色のみを専用するは不合理なりと、是れ別に難き問題にあらず、余は之に答へて云はん、即ち基督は此中に生存するが故に、其血と肉とは各別に存せず、之が一形を受くるは、則ち共に其全形を受くるなり、是故に基督も曰く『我は天より降れる生ける「パン」なり、若し人此「パン」を食はば、窮なく生ずべし、我が與ふる「パン」は我肉なり』(『ジョン傳六の五十一、二』)、是れ吾人をして生命あらしむる所以のものなり、是に於て乎余は同じく基督の言に據りて「パン」の形色のみを受くるも、尙生命を受くべしと信するなり。

然らば何故に其形色を定めて二となしたるや、曰く此聖体を二形色となしたる理由二あり、一は基督死去の時肉と血の離れたることを表し、二は基督を其死去の當時の如くに受領することを表する是なり、聖祭に於ては基督の献げらるるを云ふと雖、基督の newly 殺さるゝ意にあらず、其殺されたるは唯一回のみにして、後の聖祭を爲すものは、其光景に擬して之を守れるに外ならず、即ち基督は兩形式の中に存するも、其光景のみを異にし、肉と血との分れし如く、今は「パン」と葡萄酒の形色を異にして、其死し給ひしことを紀念と爲すなり、之を基督の肉と血との犠牲と云ふ、若之を捧ぐるに二様の形色を以てするにあらずんば、基督の捧げ給ひたる聖き犠牲に擬すること能はざらん、去れを基督は其死し給ひたる時之を紀念として自ら遣し給ひしなり、畧言すれば、此二様の形色は、後人の肉眼にも基督の死去を見せしめんが爲なり、然れども此は其光景を表するのみ、而かも基督は分ちて二個と爲すこと能はず、確然として兩形色の中に存在せり、随つて之を受領するに當りて、何れの形色を授けらるも、其結果に於ては敢て異なる所あらず、何となれを其之を授受するに如何なる方法を以てするも、

蓋しルカ  
傳に據れ  
ば此の語  
は祝杯の  
前に宣は  
れたるに  
なり

其與へらるゝ所のものは生ける基督なれむなり。  
然るに東教者は基督の、杯を取りて之を使徒等に與へ、『爾曹皆此杯より飲め』(マテオ傳二十六の二十七)と云ひたる聖言を引證して曰く、是れ渾べて基督の信民其杯より飲むにあらざれむ、基督の定め給ひし所に従はざるを證するものなりと、然れども此は基督の其使徒に宣ひたる所、他の弟子等の與らざる所なり、若夫れ『我を記せん爲に之を爲せ』(ルカ傳二十二の十九)と宣ひたる所を見む、其果して此事の使徒等に限られたりしを知らん、即ち聖体を作り得べき權利を授けられたる者のみに限られたりしを知らん、故に若之を以て基督の使徒等を見ること、渾べての信民の代表者の如くにして、渾べての信民に給ふ所を、其使徒等に宣ひしとせむ、渾での信民は其婦女たるものに至るまでも、亦悉く聖体を作り得べき權利を與へられたるなり、即ち渾べての信民は皆悉く司祭なりと云はざるべからず、然れども東教會に在りても、一人の之を言ひたるものはあらず。

然らむ之に關して兩教分離以前に於ける兩教會の慣例は如何、惟ふに孰れも兩形色を用ひたるや疑なし、然れども此は必然然らざるべからざりし故なるや、或は一形色のみを用ひしことなりとの理由なるや、決して然らず、何となれむ(第一)病者の爲には一形色のみを授けたれむなり、即ち初より病者の爲には葡萄酒を用ひず、唯「パン」のみを授けたり、希臘教會の史家エゼーヅ(Eusebius)の、セラピオンと稱する老人の聖体を受けたる様を狀して、其司祭の君堡の司教の命に隨ひて、唯「パン」の一形色のみを用ひたることを云ひたり、(第二)嬰兒に在りても亦然り、即ち「パン」の形色を授くること能はざる時に於ては、司祭は葡萄酒を其指頭に浸し、之を吸はしめて以て基督の聖血を受けしめたり、而して東方に於ては今日も猶多くは斯の如くせり、故に此嬰兒は基督を授けらるゝを得ると雖「パン」の聖体は授られず、(ペロネ「聖体論」百九十節)、(第三)渾べての信民も亦然り、即ち基督教民の迫害せられたる時代に在りて、信民は其教會より自己の家に携へ歸りたる聖体は、之を篋中に藏し、一旦事の急なるに遇ひ、

身の危険を感ずるに當りて、乃ち之を受けたるに、唯一形色を用ひたるに過ぎず、斯る場合に於ては固より葡萄酒の形色を受くること能はざりしは勿論なり、若夫れ之が實證を得んと欲せば、「カマコンブ」(窖墳)の中より發見せられたる聖体を藏せし陶製の器皿を觀よ、是れ決して其酒を盛りたるが如き器にあらざりしを知らん、(此陶器と共に「ランプ」の發見せらるゝこと往々にして之あり、是れ聖体の前に「ランプ」を點せる慣例は古へより行はれしことの證なり)、(ペロネ「聖体論」百九十一節)、(第四)今も希臘教會の拜禮式に於て、復活節前の四十日間に、聖体を作るは必ず主の日に限り、他の六日間に在りては、司祭の聖日に祝せし聖体の「パン」の一形色をのみ授く、(ペロネ「聖体論」百九十二節)。

是等は兩教會の兩形色を別にすべからず、又其秘跡の功力を受けて救はるゝが爲には、必ず兩形色を受けざるべからずと信じたるにあらざるを證するに餘りあらん、然れども一形色をのみ受くるは、基督の爲し給ひし所に反すと云はゞ、羅甸教會に在りては

之に答ふるに、其司祭は今日に至れるまで、基督の爲し給ひたるが如く、祭つるに兩形色を供へ、受くるに兩形色を以てすと言はんを欲す、若し希臘人にして羅甸教會よりも更に能く基督の爲し給ひし所を學ぶとせば、敢て問はん、何故に希臘人は兩形色を混淆して之を用ゆるか、基督は敢て斯くせざりしなり、(ルカ傳二十二章を看よ)、畢竟するに此點に於ても東教者の議論は成立せず。

#### 第四 司祭の不娶

東教者に在りても娶らざるに先ちて品級を受けたる者は、後竟に娶らず、然れども品級を受くる前に娶りし者にして之を請ふも、其禮を受くることを得るなり、西教會に在りては否らず、司祭たるものは必ず妻を有せず、若し妻の猶存在する間に司祭の位に登らむ、其夫妻は別居して互に貞節を守るべきなり、故に東教者は之を非難して已まず、然れども此は是れ可能的に基督及使徒等に倣ふにあり、即ち基督は娶らず、使徒等も亦娶らず、其娶りしものは、妻を伴はずして宣教の事に従へり、聖パウロは曰く『我

は衆人の我の如く爲んことを願ふ』(コリント前書七の七)是れ其思考も精神も家眷  
 羈絆なきを以て、自由に司祭の職責を盡し得べきが故に外ならず、即ち司祭の不娶は  
 世の事を思ふ煩を避けんが爲なり、(同七の三十二、三參看)、若夫れ他教者の地位に立  
 ちて、司祭の不娶と妻帯とを見るに、司祭の職と不娶とは、甚適せるもの、如くに見  
 ゆるや明かなり、而して東方教會に在りても亦此趣あり、即ち不娶を守りて大修院に  
 入る司祭は、妻帯せる司祭よりも信民の尊崇する所となり、司教を撰むには必ず此中  
 より其人を擧ぐるによりても知るべし、然るに聖パウロの『夫れ監督たる者は責むべき  
 所なく、一個の婦の夫たるべし』(テモテオ前書三の二)の言に依りて、司祭の不娶  
 を詰るものあり、然れども之に答ふるの要なきを知る、何となれを東教者も之を以て  
 監督司祭の娶らざるべからざる意義なりとは思はざるべきを以てなり、然らざれば其  
 司祭の娶らざるものあるは理の當を得たるものにあらずれなり、既に然らば此語の  
 意義は何を表するものなるや、是れ監督の位に登り得べき者は、一たび娶りたる者に

限るとの意なり、換言すれば、再び娶り若くは寡婦を娶りしものは、監督に登ること  
 能はざるを云ふものなり、之に依りて初より再び娶りたる者は、品級の禮を受くるこ  
 と能はず。

#### 第五 土曜日の小齋

東教者の小齋は水、金兩曜日にあり、西教者に在りては金、土兩曜日にあり、畢竟する  
 に其大小兩齋を守る所以は、身を殺して罪を贖ふにあるを以て、其日の何れにあるも、  
 之を行ふに於ては、別に尤むべき所にあらず、東教者に在りても基督復活前の土曜日  
 には、必ず小齋せざるべからずと承認せり、此は基督の墳墓の中に収められ給ひしを  
 記念せんが爲なり、西教者に在りては毎金曜日には基督の死去を思ひ、毎日曜日に  
 は其復活を覺ふるが如くに、毎土曜日には其墓に降り給ひしを記念せり、既に然り、  
 土曜日の小齋が何の爲にせらるゝやを知らず、又別に教義と道理には忤はざる所以を  
 知らん、而して西教者は東教者の守れる水曜日の小齋に關しては、敢て何をも言はざ

るなり。

### 第六 鬚髻

西教者の多く其鬚髻を剃るや、東教者は之を以て神の命に背けるものなりと爲し、是れ『其誓願を立て俗を離れ居る日の間は、都て剃刀を其頭にあつべからず』(民數紀畧六の五)との言に反すれをなりと云へり、然れども此は舊約に依りて誓願を爲したる者は、其誓願の期限に達するまでは、之を守らざるべからずと云ふのみ、舊約に依るも又或は新約に依るも、司祭は鬚髻を剃るべからずとは命せられず、東教者が鬚髻を長ふするは、其意の儘のみ、鬚髻の蓄否は敢て其彌掌に關する所にあらず、唯風俗の事たるのみ、故に公教會に在りては其嗜好と風俗とに隨ひて、或は鬚髻を蓄へ、又或は之を剃る、此は少しも信條に關する所にあらず。

### 第七 跪拜

跪拜を罪とするは他の理由

西教者は公私の別を問はず、祈る時には必ず跪きて神を拜す、然るに東教者は之を以

あるにあらずるの習俗のみ

て一種の罪とせり、其何の故なるやを知らず、福音書中之に關する命令と禁令とを見ず、若し祈禱を爲すに當りて、其罪となるべき所以を求めむ、倨傲のみにあり、即ち「アリセイ」人の爲したるが如く、或は故らに人の目に觸るゝ處に於てし、或は悔悛に當りて神の尊前に自らを高うするが如き是なり、而して其命せられたる所の事は、唯だ謙遜の徳を旨とするに在るのみ、此は東西兩教會の共に同意する所なり、故に祈るに謙遜の心あれを、其起ちて祈るも跪きて祈るも、何の妨もなし、唯だ祈禱の姿勢の如きは、其國其民の風習に隨ひて、之を表はし、或は首を俯し、或は膝を屈する等、衆目に慣れたる所を以てせむ、人も其風を見て、謙遜の状を思ひ、天主も其心を見て、謙遜の徳を知るべし、然るに希臘人は之に關しても亦其說全く相合はず、即ち西教者の跪拜を以て之を罪に定むると雖、露教者は之を罪なりとはなさず、加之ならず之を其信民に禁ずると云ふと雖、聖靈降臨の日に當りて最重要なる祈禱文を唱ふる時、又は罪の告白を爲す時には、必ず其信民をして跪拜せしめずと云ふことなし、若夫れ跪拜



を以て罪なりとせむ、何故に斯の如き重要な場合に當りて、故らに罪となるべき事を命せるや。

#### 第八 嬰兒に聖体を授くる件

西教者に在りては疇昔より嬰兒には聖体を授けず、是れ其過ち覆して之を汚瀆するが如き危険を避けんが爲なり、然れども東教者にありては今日も之を授くることを廢せず、是等は孰れも嘉すべき美風なり、若之を明言せむ、希臘の風は愛すべく掬すべき敬虔の趣あり、羅甸の風は聖躰を見ること更に恭敬に、又之を遇すること更に懇篤なる趣あり、故に二つながら其慣例に随つて之を持続するの可なるを知る、敢て之が可否を決するに及むざるなり。

#### 第九 彫像と畫像との區別

西教會と異なる所を擧げんと欲して論議を提起するに、知力を盡して之を努めたるが如き痕跡、是に至りて愈々歴然たるを見る、東教者は曰く、昔し神のモイセスを以て命

じ給へる所は、之を拜せんが爲に肖像を作るべからずと云ふにあり、故に畫像は之を作るも彫像とは自ら異なり、敢て西教者の如く神の命に反するものにわらず云々、勿論西教者は彫像を有すると雖、其之を拜すべきにわらざることは、明に之を承認せり、然るに東教者は聖堂の中に彫像を建つるは不可にして、畫像を掲ぐるは可なりとせり、而して其區別の那邊にあるやを知らざるなり、惟ふに其彫像たると畫像たるとを問はず、其實躰に肖て作られたるは、孰れも異なる所を見ず、故に之を畫像とするも彫像とするも、其モイセスに依りて禁せられたるは、造物者に換へて其肖たるものを作り拜するにあり、敢て其肖像の彫刻なると繪畫なるとを可否する所以にわらざるなり、古の時に當りて基督と列聖との肖像を破毀したる毀像者あり、教會に在りても皇宮に在りても、其彫像と畫像とを問はず、之を破毀すること甚多きを極めしことあり、此時は寧ろ彫像の破壊せられしもの其數夥多なりしかど、之に反して渾べて此等の肖像を敬ひ護りたるは東方の列聖にあり、殊にレオ帝がコンスタンチン帝の建てたる基督

の銀像を破毀するや、君堡の人民は之を見て叛を謀りたるが如き事あり、故に東教者にして若し再び其教會歴史を緝かむ、其彫像と畫像との區別を論ずるが如きは、辨を好むに過ぎざる所以を發見せん。

#### 第十 十字架の徴

東教者は十字架の徴を畫するに、西教者の左肩より右肩にするに反して、右肩より左肩に畫せり、固より天主三位一體と罪の賠償とを確信する信仰を以てせむ、其十字架の徴は之を如何に畫するも、問ふ所にあらず、然れども若し其起因にして之を用ひて西教會と異なる所を示さんが爲にするに於ては、是れ實に基督の聖意に悖れるものと云はざるべからず、何となれを基督の其十字架に釘せらるゝに先ちて、弟子等の互に相愛し、相一致すべきことを偏へに祈り給ふたるに反すれをなり、(ジヨアン傳十七の二十二)、故に十字架の徴は分離の徴にあらず、一致相愛のたることを憶はざるべからず。

#### 第十一 曆

東教者は世界の文明人中に肩を摩しながら、其日月は之を其教に當るが如くに教へず、其曆は今日も猶他の萬民の教ふる日より十三日遅れり、是れ別に理由の存するあるにあらず、只新曆は羅馬教皇の命に依りて天下に行はるに至りしを以て、乃ち舊曆を採守して之を改めずと云ふに過ぎず、斯の如き天文學上の事に至るまでも、之を容るゝに於ては、羅馬教皇に歸服するが如く思はるゝを以て、寧ろ世界に逆ふも之を受けざるべしと爲したるに外ならざるべし、然れども此は決して宗教に關したるにあらず、純然たる學術上の事たるなり、然るに東教者の渾べての事皆斯の如くなるは、如何に羅馬教會を覩るに癖見を以てするかを察するに足るなり。

#### 第十二 聖堂の向方

東教者は聖堂に在りて常に東方に向つて祈るが爲に、必ずや其出入の門戸を西方に開き、祭壇は之を東方に置けり、然れども西教者は大概同方向に建つると雖、往々にして地の利に隨ひ、又他の方面に向ふことあり、何となれを神は何處にも在し給ふが故

に、其方面は何れに向ふも、其心正しければ、其祈る所は必ず聞かるべしと信ずれを  
なり。

### 第十三 死者の粧飾

是れ分離の勢に依りて近比創思せられたる議論なり、即ち紀元千八百四十九年君堡の  
教祖アンナムス (Athenes) の令を出し、に始まれり、其令に曰く『死者若し其頭を  
包みて露はさいれを、如何なる司祭も其葬儀に與かるべからず云々』、其理如何とな  
れを西教者の死者を葬るや、其頭を包めるを以て、東教者は則ち斯く爲すべからずと  
云ふに過ぎず、此時に當りて君堡の人民は之を憤り、アレキサンドリアの教祖は之  
に遵はずして、死者は其頭を包めると否とに拘はらず、悉く之を葬りたり、而して此  
令は東方教會の規程と慣例とに差ひたる所のものなり、何となれを希臘司祭の祈禱文  
中(四百二十及四百三十五葉) 行者と司祭とは、死せる時其頭を包むべしとわれを  
なり。

之を要するに如何なる事柄にも拘らず、之を議論するに當りては、自ら制限する所な  
かるべからず、若し其制限を超越して、其言其度に過ぐるあらむ、忽にして自家の  
説を破るに至らん、是れ非理の極其理を晦ますに終るなり。

以上列擧し來れる事項の如きは、眞に是れ東教者の論據とする所の取るに足らざる口  
實なり、之を辨難せんが爲に長論するは、徒に時間を費すに過ぎず、余は既に離教の  
起源、其大成、其成行、及其今日の形勢に就て概言したるを以て、讀者今や東教者の  
何故に分離したるやを知りて、其源因全く巧に設けらるゝ口實の外に存するを了せる  
ならん。

### 離教の分裂

余は是より尙一步を進め、離教に大關係あるミカエル、セルラリウスの代(紀元一千  
零五十四年)より今日に至るまでの事跡を備さに記載せんと欲す。

君堡教會が、有らふる手段を盡して、羅馬教會より全く分離したる秋には、同國の社

會も其教會と同じく大なる禍に罹りたり、東西古今の衰頹史を閲するも、恐くは此國當時の状態より暗澹悲酸なるものは莫かるべし、同國はマホメット二世より侵略せらるゝに至るまでは、内憂外患並び起り、不義不忠は到る處に行はれ、皇帝の庸暗、市民の不軌、司祭の隸屬、風紀の敗頹等、實に其極に達せしかを、凶運は絶へず巡環して、日ならず同國の頭上に墜ちんとせり、彼の回教の徒は宛も大潮の一時に沸起せるが如く、亞不利加の諸州を呑み、亞細亞の西部を併せ、行く々々將に君堡に歩を向けつゝありしは、實に是れ同國の一大凶運にてありたり、此時に當り羅馬教會は、全歐の力を傾けて、之を排斥し、一は以て君堡の危急を救ひ、一は以て歐洲の防禦を爲さんことに銳意盡瘁せり、彼の十字軍の如きは實に此目的に依りて組織せられたるものにして、要は歐亞二洲を親近せしめんとするに在りたり、然るに希臘人民の頑冥なる、遂に此好個の事業を水泡に歸せしめたり、何となれを彼等は飽迄も羅馬の權勢を嫉視して、教皇の救助を拒みたれとなり、然れども彼等は其罰として歐洲國民より、

一層歴屈せらるるに及べり、當時歐洲國民は希臘國民に比し頗る野蠻にして、其野蠻なる氣象習俗は、痛く希臘人民の巧譎不忠を嫌棄し、其奢侈文弱等を嘲笑し、就中其二心ある云爲を許容する能ざりき、不幸にして此野蠻粗暴の氣象習俗は、希臘人民が其援助を排斥する源由となりたり。

是を以て十字軍は遂に君堡を畧取して、之をラテンの王國に化するに至れり、時實に紀元一千二百零四年、然れども幾許ならずして希臘人民再び之を恢復せしが、紀元一千四百五十一年マホメット二世の起るに當り、又々其有に歸したり、是に由りて之を観るときは、彼の歐亞二洲を接近せしめんとせる十字軍は、東西兩教會の一致に幸せざるのみならず、寧ろ却て嫉視、嘲笑、嫌怨等の不快なる感情を一層深ふせしめて、益々兩教會の分裂を媒姪したり、今日は其不狀の感情固より當時の如く激甚ならざれども、尙未だ全く其跡を絶ちたりと謂ふべからず、然り、兩國吳越の情は今仍歴然たり。

余は是に於て同教の歴史を繼説せんと欲す、君堡教會の司教が、同國皇帝の信任に頼りて、永く他國教會の司教の上に其權柄を弄しける時、偶々教祖ミカエル、セルラリウス起り、羅馬教皇の配下を脱し、自から任ずるに東方諸教會の首領を以てせり、此時より君堡司教の廢立等、全く自國に於て行はるゝに至りしかば、爾來事皆同國皇帝の權内に歸し去りたり、是に於て乎皇帝は常に國家の元首なるのみならず、併せて亦教會の首領となるに及べり。

紀元一千零五十八年、イザーク皇帝定法を發布す、次で一千零八十六年其甥アレキシス皇帝之を裁可す、其規定する所は、各村に課するに、年々司教に税を納むべきを以てす、之と同時に司教にも授品式若くは轉任式等に際して、民より税を收むるを得る權を興へたり、降て一千零八十七年に當り、又一の定法出で、皇帝は首府に於ける司教大司教の廢立、及其教會の成立等に關する事項を、任意に制定するを得と規定したり、斯る奇怪の定法によりて、希臘教會は全く其自治獨立の地歩を失ひ、永く皇帝の

專制に左右せらるゝに至りたり、民心を支配せる教會今や奴隸の境界に墜つ、慨すべさにあらずや。

然りと雖余の茲に奇怪なりとする所は、東西兩教會の分裂此の如くなるにも係らず、希臘皇帝と羅馬教皇との間には、事國の利害に關する毎に、彼此相互の親交毫も昔時と異ならざりしこと是なり、今其一例を示さん、一千百七十八年に當り、希臘皇帝マヌエル他の基督敎國の帝王の例に倣ひ、時の教皇アレキサンデル第三世に書呈して、自から謙して教皇の子弟後援と稱したり、而して同教皇も亦斯く呼び、斯く認めたり、是に由りて之を覩るときは、羅馬教會と希臘帝國とは表面上分離の跡毫も見へざるが如し、但だ眞成の一致は業に已に破滅し居たり。

余は此四百年の間（一千零五十四年より一千四百三十九年に至る）、希羅兩國の交渉如何なりしやを詳記するの意なし、然れども但だ茲に余の殊筆せんと欲する所は、此四百年の間、羅馬教皇の一方に在りては、東教者をして唯一の牧群に歸せしめんが爲に、

銳意茲に盡瘁したれども、東教者の中には、能く教皇の心事を諒して、兩教會分離の不幸を號き、早く之を一致和合せしめんが爲に、一片の誠心を以て茲に従事したる者一人もなかりしこと是なり。

然れども同年間に羅馬教皇が試みたる兩教會一致の策は、吾人の忘却に附すべからざるものなるが故に、余は記して以て讀者の清察に供せんとす、蓋し此一事たる吾人の最も注目するに價する事なれをなり。

ビザンツス皇室「パレオローグ」の大祖ミカエル皇帝(一千二百六十年より一千二百八十二年に至る)は、常にシリア王シャルル(Charles)第三世より攻撃せらるゝを以て憂とせしかを、羅馬教皇の保護を假りて之に備へんが爲め、名を宗教上の盡瘁に籍り、使を羅馬に遣はし、兩教會一致の策を講せんと欲せり、且之と同時に君堡司教司祭等をも奨勵し、強て茲に従事せしめんことを命せり、然るに司教司祭等は皇帝の此舉は全くシャルル王を恐怖するより出でたるを見、一人も皇帝の旨を奉ずる者なし、皆以爲らく一致の策は倒底行は

ビザンツス  
皇帝は君  
堡最終の  
一千四百  
一十五年  
まで  
續年  
せり

るべからず、般鑑遠からず、例は歴代の皇帝に在り、萬一此策行はるとするも、離教は決して屏息するに至らざらんと、是故に彼等は一たびは西教者と相會して見たるも、大体に於ては一も議了する所なく、極めて因循姑意の手段を取りたり、蓋し彼等は始より一致和合するを好まざるに由れり、其後教祖司教等は、皇帝の強請再三に及ぶを見て、公然其意を發表したり、殊に教祖の如きは、書を其信民に遣はし、誓つて羅句人と一致するを欲せざるを斷言せり、然れども皇帝は深く一致の成らんことを望み、之を以て切に教祖に迫りたれども、到底其意を挽回する能はざるを見、止むを得ず修道院に隱退せしめんを計り、且之に二ヶ條の誓約を爲さしめたり、曰く若し一致にして成るならむ、終生修道院に隱退すべき事、曰く他の教祖を立て代つて司祭を進退せしむべき事是なり、是に於て乎皇帝は専ら其威權を用ひ、時には暴力を以て司教に迫り、強て己の意に屈服せしめんと欲し、恐嚇手段を取りて、或は之を居宅より放逐せんと云ひ、或は之を流罪に處せんと云ひたれども、初めは皇帝の意に従つて事を議し

たる所甚だ鮮く、僅に教皇の主權を認むる事、及教皇の氏名を祈禱文に記入して之を紀念する事等に過ぎざりき、此時皇帝の意に服従せずして、流謫せられたる者多く之ありたるは事實なれども、是れ唯だ一時の流謫のみ、幾許ならずして皆歸國の途に上り、平身低頭して皇帝の旨を承くるに至りしかを、竟には一人として皇帝の意に悖る者なきに及びぬ、但是等の事は僅々一千二百七十二年より一千二百七十三年に至る二年の間に行はれたりと知るべし。

紀元一千二百七十四年五月、兩教會の公會議佛國のリオンに開かる、教皇グレゴリウス第十世親しく此に莅む、會する者司教五百人、司祭七十人、其他各國の使節等、中にタルタリアの使節十六人、有名なるゲンキスカンの會孫アバガ王も其列にありたり。

六月二十四日、君堡故教祖セルマヌス大司教テオフアネス、數十人の元老議官等を携へて來り會す、中にシヨルヂユ、アソロポリト (George Acropolite) なる者(同國の總理

リオン公會議に開かる事柄を知らんを欲せば、この「教皇の歴史」第七十五卷を看

大臣にして且歴史家たりしを以て)尤も衆望を引きたり、然れども何れも皆鄭重嚴肅に優待せらる、此時黄金を以て封せる皇帝の書翰と、君堡教祖より送れる書翰とを教皇に奏呈して曰く、吾人は希臘教會首長の代表者となり、羅馬教會に服従して、其把持する所の信仰を承認せんが爲に來れり云々と、經る五日、恰も好し使徒聖伯多祿聖保祿の祝日(六月二十九日)に當れるを以て、大殿に於て教皇親ら彌撒聖祭を執行し、衆人公座の前に、書翰(使法の書翰)と福音とを羅馬希臘兩國の言語を以て誦へ、次で教會博士聖ボナベンチエラの演説あり、次に亦信條を兩國の言語を以て歌ひ、羅匈語にては羅匈人之を歌ひ、希臘語にては希臘人之を歌ひたり、歌中『聖父及聖子より出づ』と云ふ聖靈の條章に至りたるときは、兩國の來會者異口同音に三度之を反覆せりと云ふ、東西兩教者の信徳愛徳より出でたる一致和同、是に於て初めて表白せらる。

越へて七月六日、第四回の會議開かる、同會には實に全世界皆代表せられたりと謂ふ

聖地は  
 聖の墳  
 墓即在  
 所のザ  
 セルサ  
 ムミツ  
 デアミ  
 すアを  
 稱

可し、何となれを當時マルタリア國は殆ど亞細亞全洲を領したるに、今や同國より尤も名譽なる使節來りて茲に列席したれをなり、此時教皇は會議を開きたる主要の理由とも稱すべき三個の好案を提出す、曰く聖地の防禦、曰く兩教の一致、曰く風紀の矯正是なり、教皇は温顔殊の外麗はしく、滿面に微笑を含みつゝ、希臘皇帝が公衆の異論を排して、使節を羅馬教會に遣はし、而かも一言國家有形上の利害に及むずして、決然羅馬教會の信仰と主權とを認めたるを深く鳴謝したり、是に於て直に皇帝の書翰、教祖の書翰、及皇太子アンドロニクスの書翰を順次公讀せしむ。

皇帝の書翰の大意は、先づグレゴリウス教皇に呈するに、最上最大の教皇、世界教民の「パーバ」、全基督教者の公父と云ふが如き稱號を以てし、次に皇帝が嘗て七年前（紀元一千二百六十七年）、教皇クレメンヌ第四世より受けたる信條の件々一々記載して送りたり、且皇帝自から之に語を添へて云へるあり、曰く『我等は此信條の件々を眞なり、聖なり、公なり、正なりと認む、我等は之を受けて、羅馬教會の教ふるが如く、

心底より口外に之を表白すべし、又決して之を等閑曖昧に附することなく、堅く相守らんを約言す』終りに羅馬教會の主權を認むる事、分離以前より其時迄羅馬教會の誦じ來れる信條を誦する事、同じく分離以前より守り來れる習例格式等の、信條にも、聖書にも、聖傳にも、又公會議にも背反せざる限りは、永く之を保守せんことを斷言したり。

教祖の書には、敢て信條の宣言もなく、服従の斷言もなし、但だ皇帝が兩教會の一致に銳意盡瘁せる事、或る司教等の之に反對せる事、又教祖は飽までも自己の主權を唱道して、其意を改めざるが故に、皇帝と共に之を一の修院に退隱せしめたる事等を語り、最後に若し教祖が教皇の主權を認めて之に服従するに至らむ、吾等は従前の如く之を教祖として仰がん事、否らすんを、之を廢して、他に教皇の主權を認むる教祖を立てん事等を確言せり。

書中頗る減縮したる事多きは、彼等が後來の心事を示して餘ありと謂ふ可し、然れど



も此書を読み畢るや否や、皇帝の代表者たるシヨルジニ、アッロポリトは御名を以て左の如く誓へり。

『我は我皇帝と我れ自身の爲め、離教を廢棄す、又今閱讀せられたる公且正なる羅馬教會の信條を心に確信し、口に公言し、決して之に背くことなく、永く之を遵奉せんことを誓約す、我は羅馬教會の主權を認め、又之に服従すべき義務を認め、我は凡て是等の事を我皇帝と我靈魂の爲に誓を以て確證す。』

是に於て乎教皇は歡喜の涙に咽びつゝ、「テ、デオム」と云へる恩謝の歌を唱ふ、尋で再び信條を希羅兩國の言語を以て歌ひ、聖靈の『聖父及聖子より出づ』との條章に至りたるときは、同じく三度之を反覆す、滿場一致の歡聲沸くが如く、其歡聲の餘波は延て東方の諸教會にも及びたり、去れん人々は皆此一致によりて好結果の來らんことを待望し、就中聖地の防禦、風紀の矯正等には、必ず偉なる成果あるべしと思料したり。

君堡の使節は、鄭重なる待遇と貴重なる品物を領け、皆欣々然として歸國の途に上り、中に羅馬教會の習例によりて、祭冠と指環とを獲たる司教等は、尤も歡喜の涙に咽びたり、彼等の歸國するや教皇の使節を伴へ來りて、皇帝に謁せしめたり、其後幾許ならずして彼の教祖シヨセフを廢し、シヨアン、ウエツクス (Veneranda) なる者を立て、事凡て會議に決定せられたるが如くす、蓋しシヨアンは故藏書局長にして、博覽強記の聞は高く、初より一致賛成の人にてありたれをなり、皇帝も又彼等を召致して、リオン會議に議決せられたる條々を裁定し、猶其代表者が議場に誓を成したるが如く、自らも之を立て、又親らも書を教皇に送り、再び其服従と信仰とを表白し、猶教祖を始め、東方教會の司教等何れも皆羅馬教會の信條を承領したる旨を報道したり、此時皇子も亦書を送りて、父王と畧ば同一の事を教皇の耳聞に達しぬ、教祖及司教等も亦特別の書を裁して、凡て會議に於て議定せられたる事項を承認する事、就中爾來西教會に於て教理上の定義に相違の生ぜざらん爲め、鞠躬盡瘁すべき事を記して、教皇の主權、聖靈の發出、煉獄の存在、聖体、及他の秘蹟に於ける教理等明かに録した

り。

今日の希臘人にして其祖先等の信仰を知らんと欲せむ、此書實に明瞭なる答となるべ  
けれむ、宜しく就て見るべきなり、此書の裁せられたるは紀元一千二百七十七年にし  
て、教皇グレゴリウス第十世の後任ジョン第二十一世に呈せられたるものなり、使  
者五人之を羅馬に齎し行けり。

皇子アンドロニコスの書も、父王の書と其趣を同ふしたれども、其之を裁したるは、全く  
父王の歡心を獲んが爲なること後に知らる、去れむ皇子は元より一致贊成者にあらざ  
りしと見ゆ。

經る三月、教祖ウェツクスは、羅馬教會を以て諸教會の主母女主、及正しき信仰を教  
ゆる唯一の教會と爲さるる者、隨て羅馬教皇を以て、世界各国の基督教者の公父司教  
と認めざる者は、其の如何なる位階に在るにも係らず、悉く之を教會より破門したり。  
然れども兩教會の一致は、希臘の國民に幸せず、反てドカス、ジョン二皇子の謀反を

茲に主母  
を云ひ、  
女主と云  
へるは、  
教會と云  
ふ名詞は  
原語にて  
女性に當  
て、斯く  
稱するも

のなり、  
其主  
權を崇め  
る語の  
み。

媒妁する機會とはなりたり、皇帝は之を鎮靜せんが爲に叔父二人、甥二人を遣せしに、  
如何なる事にや、後者は其謀反を鎮靜するを務めずして、却て黨與に結托し、自らも  
皇帝及教祖を目するに、異教者を以てせり、是に於て平ジョン皇子は益々其勢を獲、  
自ら會議を開き、司教八人、修士凡る二百人を召集して、羅馬教會の教理を議に附し、  
直に之を異教と斷定し、遂に羅馬教皇を始として、皇帝、教祖及一致贊同の司教等を悉  
く破門することを決議したり、是より殘忍非道なる迫害四に起り、事王室の爲にも、  
國家の爲にも大害となるに至れり。

此時他の一方より皇帝の姪マリヤは、ブルガリア王ラカナス(Iachanas) (元々家の番人より起  
りたる者にして從來  
離教に心酔  
したる者)に嫁し、埃及の王に使者を遣し、(皇帝がブルガリアに於て前記の謀反の鎮靜  
に銳意盡力せるを幸として)、來りて自國を襲撃せしむ、然れども彼の回教徒は人の召  
致を待たずして、早くも此不幸なる君堡に進撃し、左なきだに不幸なる此國をして一  
層不幸ならしむるに至りたり。

此時に當り、同國の教會部内に於ても、擾亂紛然として起れり、彼の一致の際に剣位せられたる教祖ジョセフは、司祭の中に多く自己の黨與となる者を有したりしかを、時の信民其の何れに適すべきやを知るに由なかりき、去れむ此輩と伍を同ふするを耻ぢて、自から國を出でたる者往々にして之ありたりと云ふ。

皇帝ミカエルは尋常の手段の能く爲すなきを知り、威力を逞して反對黨を壓せんと試みたれども、事毫も功なく、却て益々反對黨の激昂と擾亂とを惹起するに及びぬ、而して帝の崩去するに當りては、國亂愈々激甚を加へたり。

讀者は知るなるべし、帝が兩教會の一致和同に盡瘁したるは、宗教其物の爲にはあらずして、全く政治上の策畧より出でたることを、帝をして茲に従事せしめたる唯一の原因は、シリヤ王の攻撃を恐怖したるに在りたることは、掩ふ可からざる事實なり。

帝の崩するや(紀元一千二百八十二年)、皇太子アンドロニク、直に一致反對の意を發表し、且帝の屍を葬儀なく土中に埋めて曰く『父王は羅甸人と交通したるを以て、葬

儀を以て埋葬するを得ず云々』然れども新帝の斯く爲せし原因、亦全く一時の政策に出でたるものなり、帝は國內の人民の二分して、一は一致を贊同し、一は離教を固執し、前者は新教祖ウエックスを載き、後者は故教祖ジョセフを仰ぎ、彼此相互に吳越の觀をなせるは、全く教會の一致より出でたる結果なりと思ひ、此兩間の分離を和解せんが爲には、公然離教者に左祖するに如かじと信じたり、是に於て乎自から非を悔ゆることを爲し、先きに羅甸人と交通したるは過てりと云ひ、其の斯く爲したるは全く父王の意を迎へんが爲なりと公言し、剩へ離教の司祭に命じて、自身の頭上に相當の贖を課せよと云ひたり、離教の徒は之を見て大に喜び、凱歌を奏して故の教祖を歓迎し、其既に死に類せるにも係らず、之を伴へて教祖の宮殿に來り、凡そ自己の便宜利福となる事を其名を以て裁可せしめたり、而して羅甸人と交通したる者には、司祭と世人とに係らず、皆罰を課して各々差等あり、羅甸人が先きに祭式を執行したる殿堂の如きも、一致の凶聲によりて汚瀆せられたりと爲し、内外共に洗滌洒掃するに至

りぬ、教祖ウエックスは引て修院に退隠し、一致を賛し若しくは兩教會の信仰の同一を證明したる書籍も、或は異教異説のものとして排斥せられ、或は往々火中に投せられて焼盡せられたり、而して彼等が之を排斥焼盡したる口實としては、是等書籍は時世に適せざる教理を記載せり、著者は剩り羅甸人に替同したり、且人知の企及すべからざる神性を漫りに穿鑿したり云々と言ふに過ぎずして、道理の證據、理論的の辯論等は一も揭示するを得ず、唯だ凡ての事皆皇帝の權利一とつを以て斷決したり、經る幾許ならずして、アレキサンドリアの教祖アナナシウスを始め、君堡の教祖等は往々離教に買占せられ、茲に會議を開きて、兩教會一致の議案を審斷し、凡て一致の利となりたるものは、一切之を無効と決議したりしかを、東方の教會は又々奴隸の醜域に墮落し、遂に再び救出するを得ざるに至りたり、然れども彼等は是時教會再び自由の天日を見るに至りたりと語るは、嗚呼亦惘然の至りと謂ふ可し。

是に由りて之を觀れど、彼等希臘人民の舉動は、全く狂氣の沙汰に外ならじと思はる

ゝなり、彼等は當時實に病に冒されつゝありたり、而して其病不幸にして痼疾となり、滅亡するにあらざれど、治療すること能はざりき、余は今喋々として此慘憺たる歴史を繰返すを欲せず、但だ一言左に當時の國狀を摘記せんと欲す。

『國內に在りては、詐譎、不信、乖離、政教の軋轢、道義の頹敗、壓制、復讐、隸屬等、國外に對しては畏服、失敗、國力の微弱、回教徒の侵畧、教會の屈從等。』

嗚呼是れ實に同國紀元一千二百八十三年より、同一千四百三十九年フロレンス會議に於て再び一致の擧の試みらるに至る迄の狀況なり、世界廣しと雖、人民多しと雖、同國民の歴史如く慘憺たるもの、恐くを之あらざるべし、一方には國民の盲動と墮落、他の一方には恐るべき天罰と凶運、嗚呼記するも猶毛髮の悚然たるを覺ゆ。

#### フロレンスの公會議

請ふフロレンス公會議を開かしめたる原因と機會とを述べん、

紀元一千四百三十一年、獨逸の司教等、國帝に左祖し、羅馬教皇の權利を定めんが爲

め、ハール(Bis)に集會す集會の意教皇の權利を定むと云ふと雖、實は教皇の權利を殺で、獨逸國帝に教會統治の權を與へんが爲にてありたり、是故に司教等皆以爲らく、一致の美名を以て希臘人を召さむ、彼等は必ず双手を揚げて來り同盟せんと、豈圖らんや希臘皇帝ジョアン、パレオログ(紀元一千四百二十五年同一千四百四十八年)は、獨逸國帝の野心に對して、毫も利害相關せざるのみならず、寧ろ却て帝の既に一大勢力を有せるを嫉視したることを、希臘皇帝は時の教皇ユゼニウス第四世に交を通じ、再び兩教會一致の舉を試るは、教皇の好意と歐洲教民の歡心を得て、自國君堡に於ける回教徒の跳梁跋扈を制するが爲め良好の道たりと思へり。

是に於て乎教皇と皇帝の交渉成り、兩教會一致の公會議を伊太利亞のフェテール(Ferrara)に開くことに決す、此時教皇は君堡に四船を送り、皇帝ジョアン、パレオログを始めとし、東方教會の司教等を迎へたり、君堡教祖ジョセフ、其他の諸教祖の使節、キウ(Kyiv)及全露國の大司教、東方教會の司教、修院長、司教、大司教、及君堡帝國の

有位有爵者等皆來り會す。

一行は紀元一千四百三十八年二月七日を以てヴェニース(Venice)に着し、同月二十八日フェテールに達す、然れども皇帝の茲に到着したるは、三月四日なり、教皇鄭は重嚴肅の禮を以て帝を迎へ、洋々たる喇叭の聲と、圍繞せる信民の叫びとを以て、帝を自身の宮殿に入らしむ、帝入るに當り教皇立て之を迎ふ、時に帝跪かんとせしに、教皇之を止め、抱合の禮を以て之を請け、玉手に接吻せしめたる后、直に帝を自身の玉坐の側に坐せしむ、同月七日教祖來る、教皇は帝を迎ふると畧ば同一の禮を以て、之を優待す。

會議は四月九日聖き水曜日を以て開かる、教皇を始めとし、教祖、皇帝、他の諸教祖の使節、樞機教官、大司教、司教、修院長、司祭及東西二國の有位有爵者、順次其席に着く、會場は聖ジョルジュの聖殿を以て之に充つ、教皇の玉坐は入口の左方に在りて、香臺を距る幾んど四米突、玉坐の下一米突の所に獨逸皇帝の空位設けらる、尋て

羅甸教會の司教等悉く左方に着席す、希臘皇帝、教祖、司教等皆右方の席に着く、其位置順秩等凡て左方の如し、此會の盛舉實に前代未聞なりしと云ふ、教皇は先づ「ベネヂクツォス」の歌を以て初會を開き、次で教祖の決議書を希臘兩國の語を以て公誦す、其次に教皇の決議書の簡讀せり。

然れども會議は他國の帝王司教等の來會を待つが爲め、四ヶ月の猶豫を期せり、其間臨時會を開て、兩教會の教理を審査することに決し、煉獄の存在、善魂の公審判前天主の尊顔に咫尺せる事等を論議す、此議案に就ては、兩教會忽ち一致、一人も異議を挟む者なし、然れども之が決を取る爲には、後の通常會を待ちたり。

猶豫の四ヶ月經過し、紀元一千四百三十八年八月八日、愈々通常會の初會開かる、第一の議案は、信條に一事を加ふること許さる、や否や(其一)、隨て『及び聖子』の文字を加ふるを得るや否や(其二)と云ふに在りたり、兩教會より委員各六名を撰んで之を議せしむ、委員は何れも才學を以て議場に開けたる者、然れども議論紛起、同日の黃

昏に達するも猶決する能はざりしを以て、遂に之を次會に譲る、然るに次會又之を決する能はず、斯くして第三會第四會を同一の議案の爲に經過せしが、第五會に至り希臘教會よりエフエズの大司教出で、得意の快弁を揮つて、信條の増加斷じて不可なる旨を證論す、然るに第六會に至り、羅甸教會よりカルチナール、ジュリアンなる者出で、前者の證論を一々辨駁し、遂に信條に異説を加入するは固より不可なれども、教會が必要に應じて、信條の教理を一層明瞭に發揮するが爲め、説明的に同教理を増加するは、古來の公會議の皆是認し來りたる所なりと斷言す、然れども是より議論多端に涉り、甲論乙駁、更に底止する所なきに至れるを以て、止むを得ず一先づ同案の決議を中止し、直に後案に移り、『及び聖子』の文字の加入は正理なるや否やを議す、即ち聖靈は果して聖父及び聖子より出づるか、古來の教會列聖の教傳によりて、果して其何れなるや否やと云ふ事にてありたり、然るに此案未だ議了に及むずして、偶々フエラールに疫病大に流行す、是に於て第十六會をフロレンヌに移すの已むを得ざるに

及びぬ、然れども此案同都に決了したるが故に、人常に同公議を稱するに、フロレンス公會議を以てするに至りたりと云ふ。

二月二十六日、第十七回の會議をフロレンスに開く、同會より第二十五回に至るまでは、聖靈發出の議を繼續して、聖書を始とし、東方教會列聖の教傳を悉く引證せしかを、エフエツのマルコも最早や之を駁論するに由なく、務めて論點を他に移さんと試みたれども、ジリアンなる者の争ふ可からざる證論によりて、度毎に同一の論點に引戻され、迷路全く杜絶せられたり、蓋しマルコの唯一の遁辭は、今引用さる、證據は改作曲用せられたりと云ふに在りたり、然れども之が答辨は極めて易かりき、聖書と聖傳を此の如く變更するとは、到底爲し能はざる事なれをなり、去れを流石のマルコも進退谷に窮し、己むを得ずして身を引きたり、是に於て乎東方教會の來會者一同、羅甸教會の教理に賛同することとはなりぬ。

エフエツのマルコ既に身を引きて、會議に出づるを欲せざりしも、羅甸教會の者は飽迄も彼が凡ての論難に十分の答辨をなさん爲め、遂に三月二十三日第二十六回の非常會議を開きて、東西兩教者の引用せる書籍の果して中途に變更せられたるや否やを講究したり、然るに希羅兩國の原書能く符合して、一點疑を狭むを得ざりしが故に、兩教會の意向は愈々益々一致に傾くに及びたり、是時教祖は教皇に會議の中止を請求し、其間東方教會の來會者に一致の方道を書せしめたり、爾后兩教會は再び此事に就て會合を爲し、愈々一致の諾否を以て、最後の結を取らんとするに立至りしかを、兩教者の心血非常に熱し來り、甲論乙駁の議論一層紛擾を極めたり、此時露國の大司教イザドール (Isidore) 曰く、速に一致に決すべしと、エフエツのマルコは飽迄も之を否定して曰く、吾人は羅甸教者は異教者なりと斷言せざるべからずと、時にニケアの司教ベッサリオン (Bessarion) 之に問ふて曰く、然らば聖靈は聖子より出づと云ふ者は皆異教者なるかど、マルコは然りと答ふ、大司教曰く、若し果して然りとせば、兩教會の列聖も異教者なりしかど、マルコ曰く、焉んぞ知らん列聖の傳記の變更せられたる

をど、大司教曰く、然れども列聖の遺書を變更するを、誰か能すべき、若し其遺書の中より聖靈に關する章句を一々削らむ、遺る所は恐くは白紙のみならん、今假りに一步を譲り、羅甸教會者が其遺書を改作變更したりとするも、吾人の手にする遺書は依然として存す、今や之を比較考證するに、彼此符節を合するが如きは是れ何ぞやと。人若し彼れマルコの如何なる人にして、又如何なる意より斯く論議したるかを知らんと欲せむ、東方教會の司教、而も此會議に列席したる司教モトンのマヨセツの記事を見む、蓋し思半に過ぎん、氏はマルコの虚偽謬戾を詳に摘記したり、凡そ人を見るは、其性行如何を願みるに在り、遺書變改せられたりとは、是れ其口實のみ、理由は他に在りたり、斯人にして獨り頑然自己の説を把持し、飽迄一致に調印するを肯んせざりしが如きは、固より怪むに足らざるものあり。

斯の如く議場の爭論は、獨り希臘人中にのみ行はれ、紛々藉々、容易に決する所なりしが、ミナレンヌ (Mitylene) の大司教は、早くも、最後の決を取らんが爲に語て曰

く、吾人の擇ぶ所二者其一に在り、羅甸人と一致せんか、將た之を異教者と定めんかと云ふ是のみと、然るに一人も出で、之に答ふる者なかりしかを、大司教再び語て曰く、諸君は聖人マキシムスの金言を服膺するや否やと、衆咸然りと答ふ、大司教曰く、然らむ聖マキシムは何を語りたる、聖靈は聖父及聖子より出づと言ひたるにあらずやと、是に於て教祖は其證據を録して、又々之を議に附さしむ、然れども此新たなる調査は毫も新たなる結果を呈せずして、唯た初より明瞭なる所を反覆したるに過ぎず、是を以て東教者の議遂に一決し、使者を教皇に遣はし語て曰く、議案は既に已に明瞭ならんと認む、是より區々の議論を戦はすは、畢竟徒勞のみ、教皇にして若し一致の好案あらむ、幸に之を吾人に教へよ、但だ吾人の古來の習例を變更せしむる勿れ云々と、然るに教皇は議案未だ終決に及むずして、一致を云々するは、餘り大早計に失すと思料し、左の言を以て之に答ひたり。

『若し卿等にして疑點あらむ、請ふ之を吾人に述べよ、吾人は務めて是が満足の答を



なさん、若し又卿等にして吾人の手にあるものよりも正確なる聖書聖傳を有せむ、請ふ其證據を吾人に呈せよ、吾人亦之を檢覈して論議せんと欲す、若し又卿等にして一點の疑團もなく、正確なる證據もなしとせむ、吾人は一司祭をして彌撒の聖祭を執行せしめ、各自神前に出で、其本心によつて誓はんことを欲す云々。』

希臘人は教皇の此言に接して、頗る逡巡せり、何となれを論議は既に一年有餘に亘れむ、最早や擧ぐるに證なく、抗するに辭なく、進退殆ど茲に窮したれむなり、此時皇帝は直に教皇に答書を呈せんことを督促しければ、君堡教祖の代理グレゴリウス及アレキサンドリアの教祖の使節は帝に答て曰く、

『陛下は如何なる詞を以て之に答へんことを欲するや………吾人は既に之に抗すべき辭なし、若し強て抗せんと欲せば、徒に僞言怪語を重ねざるを得ず、是れ豈に吾人の爲すべき所ならんや云々。』

既に此言あるも、希臘人は猶區々の議論を費し、會合數回、兩教會の一致すべき教理

を千遍萬回も論證し、古來列聖の遺書を又々茲に繙閲し、斯くすること數十日、竟に漸く『聖靈の聖父及聖子より出づ』と云ふ定義に一致するの止むを得ざるに及べり。

此時彼等は羅甸人に、此定義の明截なる式文を請求す、羅甸人は左の式文を送れり。

『聖靈は聖父及聖子より出づ、然れども其出づる本源は二個ありと謂ふ可からず、本源は唯一のみ、若し此定理に反對の説を唱道し、反對の信仰を有する者あらむ、破門者なりと知る可し。』

羅甸人も亦此點に於ける信仰の式文を希臘人に求む、而して彼等は左の如く答へり、曰く、

『吾人も亦聖父は聖子と聖靈との唯一の本源なりと信ず、又聖靈は教會列聖の傳記によりて、聖父及聖子より出づと信ず。』

茲に到て事全く結了したるが如くなれども、一致は尙未だ成らずして、姑息因循の談は依然舊の如く繼續したり、皇帝も司祭も未だ斷然たる決意をなさず、然れども衆皆一

致を希望し居たることは事實、但だ相互に謙退して一人も之が率先となる者なからしのみ、然るに此時ニケアの司教は決然左の如く語り出づ、曰く、

『若し卿等にして果して列聖が、此點に同意したりと信せむ、何ぞ卿等も亦列聖の如く信せざるや云々。』

皇帝も此言に促されて、決答を司教等に求む、而して司教等は『羅甸人の引用したる列聖の證據は、眞誠なり』と答へて、茲に散會を告げたり。

翌日又新たに會議を開き、聖バジリウス、聖アタナジウス、聖グレゴリウス、聖エヒフニウス、聖アナタズス、ニセの聖グレゴリウス、マサスの聖ジャン等の證據を引用比較せるに、不思議にも是等列聖の言は一々相冥投して、宛も同一の口より出でたるが如し、而して是等の言は固より一夜人知れざるうちに改作せられたりとは言ふ能はざる所なれど、希臘人は此會議に臨席する迄は、是等列聖の言を知らざりしものと謂はざるべからず、若し然らずとせむ、離教の學者に誤られたるものと謂はざる可か

らず、去れむ是等の學者は、羅馬教會より分離するとき、其心東方教會列聖の信仰教訓よりも分離し去りたるものならん歟。

次で聖靈降臨後の土曜日又々新たに開會して、皇帝の前に同一の教理を證明し、教會列聖の説を考證す、然れども同一の言は始終同一、固より渝るべき所を見ず、是に於て乎愈々斷然たる決を取らんとする時機に切迫したり、此時先づ初に君堡教祖の意見を叩く、教祖答へて曰く、余の意見は東西列聖の萬口一致せる信仰を承服して、速に羅馬教會と一致和合するに在り、但だ吾人は吾人固有の習例を永く保持すべし、又『及聖子』の解釋的文字は、縦令ひ眞正なる解釋なりと確信すと雖、之を信條に記入するの必要なしと思考す云々と、皇帝は曰く『朕は此會議を他の公會議と同等なりと思ふ、其決議の眞理なるを承了して、羅甸教民との一致を認可し且之を承領せんと欲す云々』尋で露國の大司教(アンチオキアの教祖の使節をも兼任せり)イジドールは左の如く語りぬ。

『西方の教會列聖の説は、正理にして且承服すべきものなり、聖靈は聖子よりも出づるに相違なし、聖父と聖子は聖靈の發出の唯一なる根元、同一なる大本なり、因て余は一致す、又神の前に於き諸君の前に於て、斯く我信仰を宣言す云々。』

余は今日の露教者が、如何なる證據に基て、其祖先とも稱すべき教祖と意見、信仰を異にするすやを知らず、教會の列聖がフロレンスの公會議後此の世に再生して、各其説する所を改廢したるが爲か、將た神自から其黙啓したる所を改めて可なりと命じたるが爲か、余は此點に就き敢て露教者の意見を聞かんと欲す。』

兎にも角にも、當時の司教等は、エフエゾのマルコと云へる頑冥なる一人を除くの外、皆均しく一致に贊同して、聖靈の聖父及聖子より出づる教理に同意したるは事實なり、是れ實に一千四百三十九年六月三日なりとす。

翌四日凡ての司教等（一人を除くの外）、皆教祖と共に其意見を書に記し、之を羅馬教皇に呈す、教皇は直に之を裁可せり、五日を以て一致の決議案を草し、七日に之を

教皇に送り、直に其裁可を経たり。

其他の議案に就ては、言ふべき程の議論もなくして、容易く經過したり、即ち除酵容酵の麵包の使用、煉獄の存在、及諸聖が世界の終を俟たずして、天主の尊前に咫尺する件等の議案に就ては、東西異議なく同意を表したり、羅馬教皇の主權に至りては、東教者斯く議決す。

『教皇の教會分離以前に有したる權利と特權は、悉く之を承認する事、即ち教皇は吾主耶穌基督の代理者たる事、聖ペトロの相續者たる事、且信民の首領にして全教會の大元主たる事。』

即ち是れ、古來教會列聖の承認し、又今日の希臘式書の認定する所と、毫も異なる所なし。

六月九日の夜教祖病に冒され、危期の將に近きに在るを察し、自から筆を採て信仰宣言書を認め、之を皇帝に呈上す、其書に曰く、

『神祐によりて新羅瑪なる君堡の大司教となり、教民一般の教祖となれるジョセフ謹で白す、我生命の終に至り、死期の將に近きに在るを察し、天恩の啓發によりて、自から筆して以て我信仰を記し、耶蘇基督に於ける吾子陛下に之を知らしめんとす、我は吾主耶蘇基督の使徒傳なる公教會、即ち舊羅瑪の公教會の承認教誨する事項一切を承認教誨す、又承了の上之に服従す、加之ならず羅瑪教皇陛下は父中の父、最上の司教、及吾主耶蘇基督の代理たるを自白して、之を萬民に知らしめんとす、且煉獄の存在に至りても、我亦之を認む、以上の條々を確證せんが爲め、茲に記名調印す、紀元一千四百三十九年六月九日。』

素行の端正、信仰の眞率を以て、東西の民心を收めたる教祖ジョセフの遺言、實に此の如し、吾人は茲に記憶し置くべき事あり、他莫し、品行方正、一點利欲なき君子たらんには、耶蘇基督の眞誠なる教會を認め、且之を愛せざる者は、希臘人の中にも之あらざる事はなり。

羅瑪教皇が世界の全教會に對して有する權利は、東方教會の教祖が分離以前より有したる特權と毫も異ならざる事、又東方の教會教祖は従前の如くコンスタンチノブル第一、アレキサンドリア第二、アンチオキア第三、セルザレム第四と一定したる順秩位階を永く保護すべき事等を決定したる后、愈々一致の案成り、七月五日を以て教皇を始とし、東西兩教會の司祭、司教、皇帝、君堡帝國の有位有爵者に至るまで、皆之に記名調印したり、(此案今尙羅瑪の布教會に遺存す。)

同月六日、教皇を始め、兩教會の司祭、司教、皇帝及前記の面々一同、サンタ、マリヤ、リベラタの聖殿に參集す、此時教皇及兩教會の司教、司祭等何れも皆聖祭の式服を穿ちて、相共に盛大なる彌撒聖祭を執行す、聖祭畢て兩教會の一致を謝せんが爲め、「テ、デオナム」を歌ふ、次で一致の案を東西兩國の言語を以て公讀す、希臘語を以て之を公讀したる者は、ニケアのベッサリオン、拉丁語を以て之を公讀したる者は、カルチナール、ジュリアンなり、(一致の案はヒヂヒオスの著「東洋教會」第二篇の三十八頁

に見ゆ。)

爾來離教者は、再び羅馬教會より分離して、其分離を義にせんが爲め、種々様々の口實を案出せんとしたるも、右フロレンス公會議に於て議決せられたる兩教會の眞誠なる信仰は、毫も變更せずして、萬古争ふべからざる眞理として存す、人言は變ずべきも、此事實は永遠變ずることなし、而して余は此會議の歴史を録せる希臘の史家に一言せんと欲す、彼等は凡ての公會議の議案は、日々議決せられたる度毎に、記録せられたるを忘却せり、後世より如何に是非の論を吐かんとするも、當時の記録は得て欺く可からず、彼のフロレンスの公會議の歴史の如きは、希臘兩國の語を以て疾に編述せられ、今尙希臘人羅甸人の覽に供せらる「フロレンス公會議案史」と題せる者即是なり、彼等宜しく就て看るべきなり。

離教者は東方教會の司教は壓服せられたりと云ひ、若しくは當時司教は皇帝の爲に其自由束縛せられたりと云ふが如き口實を設けて、當時の一致を反古に歸せんことを務み。識者は決して是が爲に欺かれざるなり、斯る虚構の口實に欺かるゝ者は、庸暗愚弱の者にあらずんば、當時の實狀を查究する時と力と道とを有せざる可憐兒のみ。

離教者は、當時の司教を以て一致に強服せられたる者と云ふと雖、其實は眞理の力によりて一致に賛同したる事は、彼等の性行に徴して蓋なり、而かも猶強服せられたりと云はむ、余は然り、眞理の爲に強服せられたりと言はむ。

### 君士坦丁堡の陥落

君堡の漸く滅亡に迫まるや、社會の道義は一日より頹敗し來り、其落日孤城の晩景に當りては、道義の衰頹實に絶頂に達したり。

然れども同國の人民は此落日孤城の晩景を眼前に望みつゝも、兩教會一致の吉報を得て、大に喜びたり、彼等の永く羅馬に戀着したる心は、是に於て尙一層戀着の念を深ふせり、帝は自ら稱して東羅馬の皇帝と云ひ、民も亦之に準じて東羅馬の國民を以て

自ら任じ、君臣上下俱に共に羅馬々々と叫びつゝ、一向羅馬を稱揚尊崇しければ、離教の司教等も民の歡心を收めんが爲に、多く羅馬教皇に歸依するに至れり、然れども此は眞誠の歸依にあらずして、單た表面上歸依を爲たるのみ、蓋し羅馬に歸依して其裁可認定を仰がざるときは、萬事に就き舊羅馬を尊稱せる人民を服従せしむるを得ざれむなり。

是を以て東方司教等のフロレンス公會議より歸國して、各々其教區に到るや、直に同會議開會中に死去せる故教祖シヨセフの代りに、メトロフヌス(Metrophane)なる者を選し、皇帝、司祭及人民の一致同心を以て、之を歡迎したり、是に於てメトロフヌスは先づ首府に於て、盛大なる式を執行し、兩教會一致の議案を公言發布したり、其後會議の決議案を東方教會の各司教に送り、之と同時に一通の廻書を各教區の信民に遣せり、同廻書の寫書にして、モトン(Motion)の教民に遣されたるものは、今尙ウェニコのマルメノン(Marcone)圖書館に藏せらる、教祖メトロフヌスは此廻書を以て、聖靈の

教義に關せる兩教會の一致を述べ、且凡ての基督教徒は皆唯一の牧者の下に立つる一群にして、愛徳の祈禱を以て相共に一致せる事を宣言せり、隨てモトンの信民に勸告するに、心の底より兩教會の聖き一致を抱懷せんことを以てせり、廻書の年月日は紀元一千四百四十一年六月と書せり。

然るに教祖の熱心なる盡瘁も、政府の鞏固なる決心も、此兩教會の一致を固持永續せしむるを得ざりしは、遺憾と謂ふ可し、蓋し當時政府は既に已に衰弱動搖して、未來の兆凶のみを豫想し、司祭は己の弱點のみを見て、自信自任の氣象なく、人民に至りては國の滅亡の近きに在るを聞見して、全く失望落魄の深淵に沈みたるが故に、一致の基礎をして愈々益々危殆ならしめたり、此際に當りて、得々たる者は天下に事あれかしと翹望する野心家のみ、彼等は右視左盼して自己の野望を逞うする機會を待ち居たり、而して兩教會一致の問題は端なくも之が機會となりて、忽ち彼等得意の時代を産むに至れり。

自ら任じ、君臣上下俱に共に羅馬々々と叫びつゝ、一向羅馬を稱揚尊崇しければ、離教の司教等も民の歡心を收めんが爲に、多く羅馬教皇に歸依するに至れり、然れども此は眞誠の歸依にあらずして、單だ表面上歸依を爲たるのみ、蓋し羅馬に歸依して其裁可認定を仰がざることは、萬事に就き舊羅馬を尊稱せる人民を服従せしむるを得ざれむなり。

是を以て東方司教等のフロレンス公會議より歸國して、各々其教區に到るや、直に同會議開會中に死去せる故教祖ジョセフの代りに、メトロフヌ(Metrophane)なる者を選し、皇帝、司祭及人民の一致同心を以て、之を歡迎したり、是に於てメトロフヌは先づ首府に於て、盛大なる式を執行し、兩教會一致の議案を公言發布したり、其後會議の決議案を東方教會の各司教に送り、之と同時に一通の廻書を各教區の信民に遣せり、同廻書の寫書にして、モトン(Motion)の教民に遣されたるものは、今尙ウエロオのマルマニオン(Maricenne)圖書局に藏せらる、教祖メトロフヌは此廻書を以て、聖靈の

教義に關せる兩教會の一致を述べ、且凡ての基督教徒は皆唯一の牧者の下に立つ一群にして、愛徳の祈禱を以て相共に一致せる事を宣言せり、隨てモトンの信民に勸告するに、心の底より兩教會の聖き一致を抱懷せんことを以てせり、廻書の年月日は紀元一千四百四十一年六月と書せり。

然るに教祖の熱心なる盡瘁も、政府の鞏固なる決心も、此兩教會の一致を固持永續せしむるを得ざりしは、遺憾と謂ふ可し、蓋し當時政府は既に已に衰弱動搖して、未來の兆凶のみを豫想し、司祭は己の弱點のみを見て、自信自任の氣象なく、人民に至りては國の滅亡の近きに在るを聞見して、全く失望落魄の深淵に沈みたるが故に、一致の基礎をして愈々益々危殆ならしめたり、此際に當りて、得々たる者は天下に事あれかしと翹望する野心家のみ、彼等は右視左盼して自己の野望を逞うする機會を待ち居たり、而して兩教會一致の問題は端なくも之が機會となりて、忽ち彼等得意の時代を産むに至れり。

兩教會一致の後、率先東方教會を攪亂したる者は、隠れもなき彼のエフェソのマルコなり、彼はフロレンスの公會議に於て終りまで頑然自説を把持したる者にして、西方教會の者よりは愚暗詐譎の姦人と説破され、東方教會の者よりは其説斷然排斥せられたるを見て、恨み骨髓に徹したるが故に、是に於て始めて黨與を東方に聚め、フロレンスの公會議と當時議決せられたる兩教會一致の議案とに對して、憤然報仇の舉を企てたり。

然りと雖、皇帝の崩去に至る迄は、マルコの陰謀未だ公然ならざりしが、紀元一千四百四十八年皇帝の崩するや否や、忽ちフロレンスの公會議を攻撃し、公然黨與を糾合し、再び君堡の教祖の位に昇らんことを企てたり、是が爲に一の小冊子を著し、其中に嘗て自身公會議に在て把持したる説を述べて、之を世に公布したり、其大意蓋し左の如し。

『羅瑪人の術數は、務めて日月を遷延空費せしむるに在りぬ、不幸にして君堡教祖』

ヨゼフを始とし、東方教會の司教等は、我を除くの外、往々皆羅瑪人の黄金に買はれて、其信仰を賣却したり、彼等羅瑪人は毫も教議の議論を爲さずして、徒らに譴責を加へ、供給を興へずして、東教者を疲勞せしめんことを務めたり、嗚呼可憐なる不幸兒よ、自ら欲望に暗まされて、其言ふ所の前後撞突するを知らず、若し東教者にして果して黄金に買はれたりとせば、何故譴責を加へられ、供給を興へられずと言ふや、至彼等は信仰定義を議するを務めずして、堅白異同の辨を以て、東教者を欺きたり、至誠以て東方教會の爲を計り、鏡意以て彼等と論戦し、遂に西方學者の膽を寒からしめたる者は、獨り我れ一人のみ、然れども衆寡固より敵せず、一人の正論能く彼等の迷夢を攪破するを得ざるを曉りたるが故に、余は是より身を引て退き、彼等の議論に與からず、抱懷せる意見を述べず、一致の案の如きは、固より之に記名調印するの愚をなさざりき、君堡に歸るや、一心聖書の觀念に従事し、正教の定義を賣却したる異端者と斷然絶交し、獨り教會の古聖を友として心靜に之と語り居たり云々。』



猶彼は他の基督教者に勧告して、フロレンスの公會議に成りたる一致案を排斥せしめんことを以てし、我獨り東方教會の列聖に忠なりしかを、唯だ我言をのみ是れ聞くべし等の高言を卷末に書したり。

フロレンス公會議を距る未だ幾許ならざるに、忌憚なく斯の如き言を吐くとは、頗る大胆無耻の者と謂ふ可し、宜なる哉其書の世に公にせらるゝや否や、嘗て彼と共に公會議に列して、能く彼の云爲を知悉せる司教モトンのジョセフなる者の爲に、一々辨駁せられて、全く其聲價を落したり、ジョセフはマルコの書を把り、毎節辨駁を加へ、其高言を虚無に歸し、毎頁に彼れの狂愚、詐誦、惡意等を摘發し、遂に彼がフロレンスの公會議に反對して、此書を世に公にしたる野心のある所を暴露したり、蓋し彼れ黨與の巨魁となりて、フロレンス公會議に反抗したる目的は、再び君堡教祖の故位に復して、東方教會の首領とならんが爲にてありたれとなり。

同世紀に當りマルコは復た一の書を著せり、其言頗る前書と趣を異にす、此は全世界の基督教者に宛てたるものにして、書中痛く一致の不幸を嘆き、同一一致の不條理にして且不明の妄擧に出でたるを論證し、務めて之を無効に歸せしめんと欲せり、是が爲に各教會固有の習例と一般教會の教義とを混同して、左の如く斷言して曰く『縱令一致の歡聲叫ぶるゝも、二個の教會は依然二個の教會なり、何となれを聖祭を行ふに當り、必ず従前の如く一方の教會は除酵の麵包を用ひ、他の教會は有酵の麵包を用ゆべし、洗禮を施すに際して亦然り、前者は水を額上に濺ぐべく、後者は全身を水中に沈むべし、大齋の如き、彼此の教會又各其期日を異にすべし云々。』

一時の奇論或は凡俗を欺くべし、天下の識者は欺く能はず、マルコの此論忽ち君堡教祖(メトロポリア)教祖の死後選立せられたる者(グレゴリウス)の爲に辨駁せられたり。余は是に於て現今の離教者に一言注意を促さんとす、彼等がフロレンス公會議の事蹟を語るや、一々此エッセツのマルコの書によりて云々し、他に正確なる歴史記録等なきもの、如く然り、同會議の議案を記せる偉大なる二個の大冊の如きは、彼等之が有無

をも知らず、若し知らずして、マルコの如き人間を師としつゝありとせむ、眞に惘然たる弟子なり、若し又知りつゝ尙ほ此の如き人間の弟子とならんと欲せむ、余は彼等の爲に一層惘然の涙を絞らざるべからず。

吾人の茲に注目すべきは、マルコの書の世に公にせられたる年代是なり、余は茲に同書公布年代を講究し置くこと最も必要なりと信ず、蓋し想ふに此書の公布は、皇帝シヨアン、パレオオログの崩去(紀元一千四百四十八年)の後、即ちフロレンス公會議を距る九年後に當れることは事實なるが如し、彼のマルコが同書の中に『會議に來會したる者を忠信救靈の公敵』と罵踏せるを見ても明なり、何となれを若し皇帝猶世に在らんには、會議に來會したる者は先づ第一に皇帝なれむ、如何に彼れ豪膽と雖、敢て斯の如き語を以て、公言憚からなさを得ずと思はるれをなり、且マルコの書の世に公にせらるゝや否や、直に之を採りて辨駁したるモトンの司教も、フロレンス公會議に列したる皇帝を稱するに、『當時の皇帝』と云ひたるを見るに、マルコが其書を公にしたる

時の皇帝は、フロレンス公會議に列したる皇帝にあらざるを知るべきなり、然らむ則ちコルマの書は皇帝シヨアン、パレオオログ崩去の後、少くも其崩去の年代(紀元一千四百十八年)に公布せられたるや明々白々たり、マルコも亦同皇帝崩去の後幾許ならずして死したるものと思はる、何となれをモトンの司教は其辨駁書の中に、マルコが口より糞を吐て死せる由を記せむなり、同司教は此恐るべき最後を遂げたるマルコを、心靜に永眠に就きたる教祖シヨセフに比して、其死天淵の別あることを語りたり。コルコの死するまで(公會議より九年乃至十年後に至る)は、同人の陰謀は大なる害を爲さざりき、是れ或は其書に對する辨駁論の直に世に出でたる爲なるべしと雖、モトロフアヌ、グレゴリウスの二教祖が、政府の後援を獲て、兩教會の一致を鞏固にするを得たる事も亦與つて力ありたるならん、且同人の恐るべき最後を遂げたる事は、益々其黨與を離散せしむる原因となりたり、然るに惜哉當時宗教心一般に消亡して、政治上の利害得失論のみ囂々たりしかむ、折角の一致案も永く繼續するを得ざりしなり。

回教徒は絶えず進入し來りて、君堡帝國を滅亡するの期日に月に切迫したり、同教徒は羅馬教皇が銳意盡瘁して以て、己等を歐洲諸國より追放しつゝ、あるを察したるが故に、初より務めて東方の司教信民をして、羅馬及歐洲諸國と交通せしめざらんことを企圖したり、紀元一千四百四十三年、公會議を距る四年後、アレキサンドリアの教祖ヒロテ、アンチオキアの教祖ドロテ、及ゼルザレムの教祖ジョアキンなる者回教徒の命を受け、否寧ろ同教徒の歡心を得んが爲に、會議を開て他の司教を集め、公然フロレンスの一致案を以て不信より出でたりと宣言し、且メトロポリス教祖を以て教會の典例に背ひて、君堡の位を潜したりと議決し、刺へ同教祖より授品せられたる司教等を以て、皆是れ教祖と同じく羅甸人に左祖したる者なりとて、悉く其位を剝奪する宣告をなしたり、最後に曰く若し其位剝奪の後に在りて、尙教會の聖式を執行する者あらば、直に之を破門せんと、而して此議決を亞細亞全教會、及其所屬の諸教會に施行せしむるが爲に、土耳其政府はセザレアの司教に其任を負はしめて遣したり、遂には彼の皇帝ジ

ヨアン、パレオロクにも迫り、若しメトロポリスを守護して、永く羅甸人と一致するに於ては、同じく破門せんと恐喝せり。

吾人の茲に注目すべきは、此ヒロテなる者は、是より先々二年前（紀元一千四百四十一年）、教皇ユセニウス第四世、及皇帝に諂諛の書を呈上して、フロレンス公會議の好結果を祝し、併せて其一致の成果を欣賀する旨を述べたる者にてありたることは是なり。

是より以後徳義の頹敗は日に月に加はり、宛然流行病の如く人より人に感染したるが故に、當時メトロポリス及グレゴリウス教祖等が、皇帝の後援を假りて、土政府の奴隷となりし司教等を教會の法典によりて任免黜陟し、務めて之が矯正の策を廻したれども、不幸にして其權威十分行はるゝこと得ざりき、此時皇帝は教皇ニコラウス第五世（紀元一千四百四十七年より同一年）に臻りて、之が措置を求めたり、教皇は使節を君堡に遣して此頹敗を矯正して、一致を鞏固にせしむ、好果なかりしにはあらざれども、是又不幸にして

永く繼續するを得ざりき、翌年一千四百五十三年マホメット二世來て君堡を圍み、遂に之を陥落しければ、都の富豪榮華は一朝にして野蠻人の狂手に葬らるゝに至りぬ、然れども斯る惡逆貫盈の都府が、天罰を食んで陥落するに至りたるは、是れ又至當と謂ふべきなり。

### 羅馬教會と露、君教會との交渉

最も信據すべき説に據れば、露國に初めて宣教師の派遣せられたるは、九世紀の末に當れりと云ふ、而して此派遣は君堡の教祖聖イグナシウスと時の教皇ニコラウス第一世(紀元八百五十八年より同八百六十七年に至る)の意見より出でたりとぞ、一世紀を経て、當時の攝政オルガ(Olga)皇后、君堡に於て基督教に歸信す、(紀元九百五十七年)、降て紀元九百八十八年、同國の大王ウラヂミール(Vladimir)の御宇に當り、臣民の大半基督教に歸依したり、此時大王は人民を教誨し、教會を組成せんが爲め、司祭を君堡より召致す、然るに司祭等の此に來るや、全く君堡教會司祭の意見に盲從して、信民を左右する專制權を露

國の司祭に委任し、同國の教會を君堡教會に附隨せしむることを務めたるが故に、事全く君堡帝國の政治的利益となるに至りたり、露國に派遣せらるべき大司教、司教等は、何れも皆君堡の教會に選舉せられて、同教會より派遣せられたり、而して其選舉たるや、往々政界より出でたるや疑なし、設ひ露國に於て司教に選擇せられたる者ありとするも、彼等は必ず君堡に至りて、同都の教祖より聖品を受け、教諭を受くべき規定なりき、斯の如く露國の司祭と信民は、教會内の制度によりて、堅く君堡に結合したるが故に、彼等は君堡帝國の政府を支持する二大柱石となりたるものなり、然れども露帝は早く茲に警戒する所ありて、深く自國の司祭の專横と君堡の政治的干涉とを惡み、速に之が措置をなさんと企てたれども、司祭の自己の特權に戀々せると信民の司祭に盲從せるとの二事は、容易に帝の意を果すを得せしめざりき、是に於て帝は止むを得ず時機の到るを待ちたり。

然るに羅馬教皇がミカエル、セルラリウスの分離(紀元一千零五十四年)以來、東方教會

を一致に歸せしめんが爲に銳意盡瘁せる事は、端なくも露帝をして君堡帝國の干渉を脱して、自國の教會を羅馬教皇に結合せしむる意を開かしめたり、蓋し羅馬教皇との交渉は、君堡との干渉の如く恐るべからざるを知悉したるに由るなり、是に於て乎種々の手段を盡し、露帝が故さら王冠を教皇の手より受けたるが如き又此時に當れり、然るに同國の司祭信民は、始終是等の手段に反抗して、容易に羅馬に一致せざりしかを、帝も司祭信民の結合力に戰ふの勇氣なく、又々機會の到來を待つの止むを得ざるに至りぬ。

兩教會の一致を計る目的を以て開かれたるフロレンスの會議は、露帝に幸なる機會を與へたるが如し、是に於て乎當時の首都モスク(Moscow)の大王バジリウスなる者、キツ及露國全教會の大司教イジドールスをフロレンスに遣して、會議に列せしむ、エヂドールスは元と希臘の人、博覽強記、名聲頗る高かりし司教なり、同司教の會議の始より終りに至る迄の言動を見るに、全くバジリウス大王より旨を奉じて、一致の説に

贊同したるの跡は、歴々として指摘するを得、司教が國に歸りて、一致案を露國に施行するに當り、大王バジリウスは之を國の侯伯及臣民に命ずるの權威なかりし爲め、單に勸告的の舉に出でたり、而るに侯伯及人民等は、司祭と共に一致して、直に之を拒絶したり。

是に於てバジリウスは尋常の道を以て露國を君堡より分離せしむる能はざるを見、一轉他の道を以て徐々と茲に至らんことを期したり、彼は先づイジドールスを其教府キツに遣し、同府及其教權の下に屬せる他の九教區内に於てのみ、自由に羅馬との一致を施行せしめたり、又之と同時に天下に宣言せしめて曰く、キツ及九教區は爾來羅馬と一致せるが故に、従前の露國教會より全く分離脱出せるものなり云々と、而して他の一方に於ては、恰も好し此時君堡教會も亦羅馬教會と一致するに至りたるを以て、バジリウスは之を見て又宣言せしめて曰く、事茲に至りては露國教會も最早君堡帝國に毫も關係なし云々と、是に於て乎遂にモスクの司教は、露國の教祖なるべしと云ふ

ことを公言するに至りぬ、此事大に司祭の賛成を得たり、大王も又斯の如くして君堡の干渉を脱したることを自負し、尙ほ之に依りて大に司祭の權を殺きたるを心竊に喜びたり、然れども更に一層其權を殺がんが爲に、冥々裡にキウの司祭と他の露國教會の司祭との間に、反抗の火を燃さしめたりき。

大王ハジリウスの嗣子、イワン (Ivan) 第三世父の畫策を襲ふて、全然教會を己の政權の下に服せしめんと企てたり、而して君堡の陥落は直に其企圖を實行せしむるに至りぬ、君堡一たび回教徒の手に陥りたれど、露國は最早君堡帝國の政略的干渉を恐るゝ憂なし、而して幸にも回教徒の帝は基督教會に對して、君堡の帝の從來使用し來れる權利保護を使用する能はざるが爲に、イワンは好機失ふべからずとなし、直に天下に公言して、己れ君堡の帝國より教會を左右する權利特權を繼きたるが如く言做し、是より一意以て東方教會の元首たらんことをのみ思考したり。

是に於て乎彼は君堡最終の皇帝の姪を娶らんと、事必ず意の如くなるべしと思ひ、紀元一千四百七十二年遂に之と合誓の式を擧げ、豫期の如く君堡の帝王等の教會に對して使用し來れる權利を執るに至りぬ、然るに彼れの羅馬教皇と交渉するや、元より利害ありたるにあらざれど、是に於て忽ち本來の性情を見はし、公然羅馬教會の大敵となり、東方教會に在る加特力教徒に向て、窘遜を煽動し初めぬ、由來露帝の宗教に對し教會に對する言動は、一時の政畧的野心より出でたることは、争ふ可からざる事實なりとす、而して此事實は基督教の爲には遺憾となり、露教會の爲には羞辱となりたるものなり。

イワン第三世以來露國帝王はモスクの教祖の手を以て、自國の教會を統治せることを、彼の君堡帝國の皇帝が君堡の教祖の手を以て、希臘教會を左右したると毫も異なる所なし。

イワンの後嗣中尤も有名なる者を擧ぐれば、萬口一致、皆ペトロ大帝其人なりと云ふ、然り、同帝は實に露國の創立者と謂ふを得べし、何となれをイワンは同國に政治的の

一致を形成し、ペトロは國力國運の機關を與へたれむなり。

余は茲に帝の宗教上に對せる動作のみを記さんと欲す、政治の策畧を以て、教會舊來の制度を畧んど一變せる者は實に同帝なり、何となれを帝は内に在りては天下の萬機を專斷する大權を掌握せんと欲し、外に對しては土耳其に向つて、東方教會の信民を利用して、出來得るだけ國境を擴張せんと欲せむなり、是が爲に内に在りては全然露國教會を自己の手に左右するを得る制度を立て、外に在りては自國の教會を君堡教會と一致せしめ、此一致の口實を以て、自己の保護干涉の權を君堡の司祭及東方諸教會の上に伸張するは、最も必要の急務なりと思考せり、嗚呼是れ實に露國が土耳其の國權を國土に對せる凡ての侵畧的野望の出發點なり、其野望今日に至りて最も過大となり、一大決戦なくんを、到底停止する能はざるに至りぬ。

露帝は先づ内に在りて教會を全く制御せんが爲に、モスクの教祖の位階を廢し、代ふるに司教の協議會を以てし、之に「統治する聖議會」(St. Synode dirigant.) と云ふ美名を

與へたれども、其實毫も意味なき空名たりしなり、何となれを彼等をして政府の干涉なく(間接の干涉とは云へど、頗る嚴乎たる命令的の干涉)、何事も議定するを得ざらしめたれむなり、此干涉の如きも、帝は「保護」と云へる美名を以て、之に被せられたれども、同國に於ては保護と干涉との異語同義なることは人の普く知る所なり。

外に對しては此聖議會を君堡の教祖に従屬せしめたり、帝は己の命を以て自國の教會の爲に制度をつくらしめ、自から之を君堡に送り、教祖に之が裁可をなさしめたり、帝の君堡に送りたる書の大要は左の如し。

『露國は教祖を以て始終正教會の首領と仰げり、願くを露國教會の治安に必須なる此制度を是認し、裁可し給はんことを、又聖議會が祐助を必要とする場合には、意見を垂れて之を助けんことを云々。』

此時教祖は帝の制度を裁可し、且之と同時に一通の書を附して、司教の議會に送り、宗教上の首領の資格を以て、決して茲に違背せざる旨を申越したり。

何事に於ても露國教會は、君堡教會に對して、多く尊敬と遜讓とを呈す、露國の司祭は始終君堡の司祭に一步を譲り、聖議會の如きも、往々宗教上の難問の義解を君堡の教祖に仰ぎ、教祖の裁可のなき時、若くは君堡教會の採用せざる時は、何事も之を露國教會に採用せざるなり、又君堡の教祖と露國の聖議會とは、縦令ひ感情相合はず、意氣相投せずして、時に反抗憤激の熱度を高むることありとするも、兩間の交渉は未だ會て破裂したることなし、此の交渉によりて、露國教會に對する露帝の權は、多年東方教會の中心と仰がれたる君堡を利用して、巧に其政略を隠蔽したり、又斯の如くして東方の各教會の間に、一致存すと思はるが故に、信民は全く其外觀に欺かれて、眞誠の教會何れに在るやを認むる能はず、甚しきに至りては、之が先入の習俗に盲従して、眞誠の教會を認めんと欲する思念をも起さざるなり、嗚呼亦露帝も術數に富めりと謂ふ可し。

### 土政府の下に在る君堡教會の狀態

ラ、ヨル  
ジ、ス  
コ、ル  
は、教  
祖の  
位に  
昇り  
て、  
後、  
ナシ  
改名  
せり。

マホメット二世の君堡を陥落するや、同都の基督教徒に對して下の二策を取りたり、第一從來の回教を保護して之を信奉せむる事、蓋し回教は臣民一般の法律を以て、基督教徒を統治するを許さず、奴隸の如く使役せしめて、凡ての動勞便益を收めしめたるを知らむなり、第二然れども彼れは國內に基督教徒の多きを見、之を糾合して一地に集中せんと欲したりしかを、故さら彼等に自由を與へて之を優待するの風を裝ひ、以て回教徒の服従と忠誠とを利用せんことを期したり、此二策を實行せんが爲には、基督教の首領を手に入るゝに如くはなしと思へり、是に於て乎先づ教祖を召致せんとしたりしが、不幸にして教祖は一年前に死去せりとの報に接したるを以て、直に君堡の基督教民に令し、其習例によりて一人を選び、之を己に遣さんことを命じたり、此時其選に當りたる者はジョルジ、ニコラリウスにして、氏は博覽強記の聞か高く、殊にフロレンス公會議に於て辨論を以て、文章を以て兩教會の一致案を固持したるより、其名愈々顯然たるに至りたる者なり、マホメット二世は氏の即位の日に當り、嚴めし



く帝衣を着して之に莅み、授品の式は成るべく基督教帝王の時代に行はれたる古例によりて執行せらるゝを欲したり、授品の式畢るや否や、シヨルジは撰者の手に引かれて、マホメット二世の前に至る、時にマホメットは手から司教の杖を之に與へ、希臘語を以て聲高らかに語つて曰く、

『帝國を朕に與へたる聖三位、爾をして新羅瑪なる君堡の大司教、及一般公衆の教祖たらしむ。』

越權も茲に至りて太甚しと謂ふ可し、彼は又一大美麗なる合羽をシヨルジに着用せしめ、國內の凡ての基督教民に對して無限の權利を與へ、稱して之を國首 (Chef de nation) と呼ぶに至れり、隨て教祖はマホメット二世より其政治に忠實ならしめよとの條件を以て、國內の基督教民を教誨するの命を受けたり。

同日マホメット二世は教祖に命じて、基督教の教理と教法を概記せしめ、同教が回教と共に同國內に行はるべきや否やを判知せしめよと云へり、當時の状態は教祖をして、

成るべく王命に従ひ、國の安全につき、王をして危疑する所なからしむるの答を爲さしめたり、東方教會の存立、及基督教民の生命は、係つて此一答に在りたり、是を以て教祖は務めてマホメットの意に良る事項を省き、君堡の基督教徒が羅瑪教皇を教會の元首と仰ぐ事、教祖自からも其撰みの裁可を教皇より仰がざるべからざる事等を黙々に附したり、何となれを由來羅瑪教皇は土政府と深仇宿敵たりし事、又彼のフロレンス公會議に親臨したる教皇ニセニウス第四世が、自から費用を支辨して、二萬五千の軍兵を回教徒の攻撃防禦の爲に遣はしたる事 (紀元一千四百四十年)、及教皇ニコラウス第五世が軍艦七十艘をヘルレスポンドに遣はして、土兵の亞細亞より歐羅巴に侵入する道を遮斷せしめたる事等の、新らたにマホメット二世の記憶に印して、容易に忘るべからざる事なるは、教祖疾より之を知悉したれをなり、是等の事を黙々に附したる教祖の答書は、自然マホメットの意に適へり、故にマホメット二世は此時直に勅命を以て、教祖授品式の當由に約したる凡ての恩典を與へ、基督教は國內自由に信奉せ

らるゝ事、教會は政府の保護の下に成立する事、司祭等は公務公役より免除せられて、衆人より尊敬せらるべき事、又之と同時に教祖及教祖より派遣せらるゝ使節の權利の施行せらるゝに當りては、政府は毫も之を妨ぐる干渉を爲さざる事、寧ろ教祖の命の普く行はるゝ爲め、必要の場合若くは請求の時に當りては、成るべく之が應援を爲すべき事等を規定したり。

一ホメット二世が此の如き特權を教祖に與へたるは、實に一驚を喫すべきなり、然れども其精神は余の既に前述せる如く明かに讀まる、然るに教祖は之を利用して、移住せる基督教徒をトラペゾンド (Trapezonde) より復歸せしめて、回教徒の個人的暴害より之を保護し、政府に對しても只管其福利を計りたれを、今まで不幸艱難の苦域に呻吟せし移住民に取りては、實に熱心なる辯護人、偉能なる救済主にてありたり。

シヨルジ教祖の後嗣に四人あり、何れも其任に堪へたる人物にして、能くシヨルジ教祖の遺志を繼ぎ、教の光榮の爲め、教民の幸福の爲め、頗る盡瘁したる所ありしかを、

嘗に其信民より畏敬せられたるのみならず、土帝よりも大に尊崇せられ、重大の事件ありたるときは、必ず其意見を詢問せらるゝに至りぬ、去れを基督教徒の利福の爲に、何事を要求するも、其要求必ず聽届けられ、遂には國庫より四人の俸給を支辨して、之を國家樞要の上官の如く待遇するに及びたり。

茲に吾人の奇怪とする所は、此四人の教祖が君堡教會と羅馬教會との關係に就て、毫も世人の疑惑を惹起さざりし事是なり、教祖シヨルジを始とし其四人の後嗣に至るまで、此點に就きて珍しくも沈黙を守りたり、同五人は當時憐なる教會を利用して、祖先の屢々企圖したる野望を遂行し、全く羅馬教會より離脱して、獨立の天地に立たんとの意ありしや否やの事、明に知る能はずと雖、シヨルジ教祖が東西兩教會一致の爲め盡瘁したる事跡、其教祖に撰立せられたる前後の言行、及其後嗣四人の舉動を見るに、余は決して此の如き野心ありと思ふ能はざるなり、端正なること此の如く、仁愛なること此の如く、寡欲なること此の如き人物は、野望の爲に左右せられて云爲し

たりと謂ふべからず、余は思考す、五人の沈黙を守りたるは、時勢然らしめたるを、當時の時勢實に茲に至らしめたり、五人其生を終るまで、羅馬教皇に對し忠誠服従を心中に懷きて、早晚之を公言するの時機あらんことを翹望したるや、彰々乎として際なり。

廢教者  
は基督  
教に歸  
したる  
を回  
考し  
「ザ  
カ」  
は凡  
そ二  
國に  
當る。

不幸にして此時機は遂に到來せざりき、而して之が後任に當りたる者、何れも皆其任に堪へざる斗筭の人のみ、土帝の君堡司教祖及司祭に施したる政治上の恩典は、益々彼等の傲慢、貪慾、野望等を温めたり、故に初は東方の基督教徒一般の幸福なりしもの、遂には弊害の原因となるに至りぬ、而して此弊害は不幸にして直に百出したり。紀元一千四百六十七年、トラペヅヌの一行者メオンなる者、土帝の宮中に廢教者の朋友を有せしが、其斡旋により政府に年々一千「ヂュカ」(Ducat)の貢税を納むるを約して、初て教祖の位を買ふに及びたり、頽敗は頽敗を産む、翌年ヒリツポールの(Philippopole)司教デニース(Denys)、土帝の母皇の寵を獲、更に二千「ヂュカ」の年

貢を約し、メオンを廢して自から教祖の位に昇れり、事茲に至りては、遂に其究極を知らず、尋でセルウイヤン人(Servien)ラフフェル(Raphael)なる市井無賴の惡漢、二千「ヂュカ」の年貢の外に、撰立の際尙五百「ヂュカ」の進呈を約し、デニースを放逐して自ら之に代るに至る、是より野望の人間相次で交迭し、教祖の税は進んで三千「ヂュカ」に至り、進呈の五百「ヂュカ」の外、官吏、宮女、開寺等に呈する全額實に莫大なりき、而して是等の大金は、皆基督教民の膏血を絞りて取立てたるものなれを、當時の信民の苦惱、艱險は實に意外に出でたり。

是に於て乎土耳其の人民までも、皆此盜賊的教祖を太く嫌惡し、土帝も是等の人々に自ら教祖の爵位を授くるに足らずとなし、爾後大「ヴィシール」(Grand Visir)(大臣)を以て之に與へしめ、命するに能く信民を愛撫し保護して、眞誠の司牧の如く之を支配せんことを以てせり、嗚呼一回教徒が教祖に對して此舉に及ぶ、敗類も亦太甚しと謂ふべし。土政府の衰頹と道義の紊亂は思ふより早く到來したれを、法教師等の基督教民を苦

ひること尙一層激甚を加ふるに至れり、蓋し彼等は如何なる不義不道を以て信民を遇するも、政府及人民に對し毫も顧慮する所なきを知れむなり、抑も土耳其の人民は元來武骨の民にして、唯だ武あるを知て文あるを知らず、戦闘あるを知て平和あるを知らず、殊に君堡を陥落してよりは、戦勝の餘威に誇りたれむ、其結果として道義は頽敗し、風教は紊亂し、懦弱の風習、残忍の行爲等日に月に太甚しく、而して政府も亦忽ち其權を失ふに至りけれむ、市井無頼の惡漢等天下に横行し、遂に「ヂャニセール」(Janissaires)と稱せる壯士の如き黨與、天下の權勢を取りて、良民を虐げ、遂には政府をも自由に左右するを得るに至れり、是に於て乎彼の法教師等此黨與に與して、貢税を是等の黨與に納るゝを約したるを以て、爾來東方教會を治むる司教等は多く是等黨與の中より撰立せらるるに及べり、而して天下の禍害は實に此より胎胎し來れり、試に見よ、法律もなく、規律もなき惡漢より出でたる司教等、果して何事をか忍むざる、彼等は己の利欲を逞うするに於て、他に恐るゝ所なく、憚る所なきを以て、不幸なる基

督教民に通常費、臨時費等の貢税を課し、其外種々の口實を設けて信民の膏血を絞り、且一方には政府の譴責を免るゝが爲に、惡漢等に利を食せしめて之を其後援となしたり、是に於て乎信民等此不義なる重荷に堪ふる能はずして、多く改宗して回教を信奉するに至り、中に少しく勢力ある者は土政府に迫りて、民治に冷淡なるを訴へ、時に謀反を企つることもありたれども、政府は彼の惡漢を畏れて、法教師等の不義を抑へんと欲するも、抑ふるに力なかりけれむ、其民治に冷淡なるを訴へんよりは、寧ろ其悲しき境遇に立てるを憐まざるべからざりき。

事態此の如くなりしを以て、此際君堡教會を羅馬教會より分離せしめて、東西の交通を遮斷する城壁を立つることは、彼等法教師に取りて利益上如何に急務なりしかを見るに足るなり、去れむ今日東方教會の論者が、我羅馬教會より分離したるは、羅馬教會の腐敗せし爲なり杯と公言憚らざれども、其言決して天下の識者を欺く能はず、苟も當時兩教會の實際を知了せる者誰か之を信する者あらんや、實際は彼等が羅馬教會

どの一致を何よりも恐ろしく思ひたるなり、何となれど此一致は制度を立て、法規を正し、彼等をして敗徳濫行を逞うするを許さざりければなり、眼ある者は請ふ當時の兩教會の實際を視よ、腐敗したる者は何れの教會なりしか、其彼に在らずして此に在りたること言を待たずして明なり。

此際法教師等は東方の基督教民をして益々羅馬より遠からしめん爲に、種々の手段を案出したり、先づ初に當時の土耳其の人民が、文明を以て聞かたる歐洲教民、就中其不俱戴天の宿敵となしたる羅馬教皇に對する惡感を利用し、若し東方の信民にして羅馬教會と交渉するあらむ、土耳其の人民は必ず疑て以て間諜と見做し、或は余等を殺戮するも知れず杯と巧に言を弄しければ、信民も之に欺かれて、羅馬教會と交渉するは、自滅の道なりと思ひ、大に驚怖して、爾來羅馬と云ひ、教皇と云ふ名は口外にも出ださざるに至れり、次に法教師等は希臘人民が古より羅馬人と反目競争して、二千年前より相共に吳越の觀を爲したる心を利用して、益々兩國人民の反目怨望を高めんことを

務めたり、次に又東方の凡ての禍害は、羅馬教皇が土耳其の人民に抗戦したるより胎胙し來れりと云ひ、教皇が回教徒に向つて進撃したるは、其目的全く回教徒を怒らしめて、其銳鋒を君堡に向けしむるに在り杯と語りければ、不幸にも信民は斯る讒言までも信するに至りたり、又此時羅甸教會の宣教師の中に、其經驗の足らざると熱信の過ぎたるとより、希臘教民をして羅甸の拜禮式を使用せしむるに至らむ、兩教會の一致一層鞏固になるべしと思ひ、羅馬教皇の叡慮に戻るにも係らず、強て拜禮式の變更を勧めたる者ありければ、彼の法教師等は之をも利用して、教皇を攻撃する機會となし、且信民に語て曰く、羅馬教皇は結局希臘國を撲滅するの意なり、それ禮式なきは、直に是れ國なきなり、希臘の式禮なきは即ち是れ希臘の國なきなり、何となれど希臘國が回教徒の中に在りても、羅甸人の前に在りても、今日まで一の國体を維持し來れるは、全く其式禮あるが爲なり、式禮は希臘國の性なり、柱なり、今にして羅馬教皇は之を削らんとす、是れ希臘國を擧げて虚無に歸するの意にあらざして何ぞ云々と。

斯の如き場合に際して、法教師等は不幸なる信民を欺きて、東西兩教會は常に言語上式禮上相異なるのみならず、大切なる教義上に於ても相異なり、蓋し教皇は我儘勝手に之を變更したり、羅馬教會は元來腐敗せるなり杯と妄言して、信民の信用を得ることは誠に易々たりき、去れど彼等は斯の如き道を以て、自己の腐敗を教皇と羅馬の宣教師等に嫁したり、彼等が此時祈禱文讚美歌等の古へより傳はれるものを變換せざりしは、全く信民を躓かせるを恐れたるに由る、蓋し彼等の策略は古代の祈禱文讚美歌等を保存して、基督の定立せる當初の教會の信仰と習例に忠實なるを誇らんが爲にてありたり、然れども彼等の最も嫌惡する所の者の教皇なりしことは、萬衆の能く知る所なりき、彼等は是等の虚言詭言等を偏く信民に信せしめんが爲に、又永く是等の言に權あらしめん爲に、其祈禱文の書中には是等の言を解註として記入したり、尙も信民を欺きて永く之を愚暗の域に沈淪せしめんが爲に、羅馬教會に就て事の眞否を究むる凡ての手續を奪取し、羅馬人とは一切交通するなかれと嚴しく禁じたり。

東方の基督教徒にして、教育を受けんが爲め若くは交易を爲さんが爲めに、歐洲に航行したる者は、悉く破門せられたり、羅馬人にして土政府に歸化したる者は、教法師等の教唆によりて絶えず土耳其人より迫害を受けたり、此迫害は永く繼續し來り、今日に至るも尙未だ其跡を絶たず、是等は皆東西兩教會の間に踰ゆべからざる恐怖の城壁を設けんとの意より出でたるものなり。

然れども茲に解釋を要すべき一の難事起れり、そは他にあらず、彼の法教師等が自教を信民に堅く信せしめん爲め、自教を以てセルラリウス教の繼續にして、使徒の信仰に毫も異ならずと云ひたる事是なり、若果して此の如くんば、フロレンス公會議に議決せられたる兩教會の一致に就て、如何に思考すべきや、是れ此一致は彼等の離教の斷絶を意味するにはあらずや、若又兩教會の信仰が、彼等の唱道するが如く、相異なりたりとせば、如何にして彼の一致は行はるゝを得たるや、彼等は斯る詰問を遁れんが爲に、二個の遁辭を案出したり、此遁辭今尙離教者の間に行はるゝ二個の遁辭とは何ぞ、

曰くフロレンス公會議に議決せられたる一致案は、羅甸人が暴力と詐譎とを以て強て東方教會の司教の同意を求めたるに出づ、故に此一致案は君堡に通知せらるゝや否や、東方教會の基督教徒より萬口一致を以て直に排斥せられたり(其一)、曰く其後東方に於て獨立せる他の會議開かる、同會議に於ては凡てフロレンス公會議に行はれたる事は、使徒の信仰に背反するを以て無効なりと議し、東方教會をして羅馬教會より分離せしめて、永く之を當初の信仰の上に基かしめたり(第二)。

余が前に時代の順に従つて記載し置きたる所を見む、其第一の想像説は長き答辨を待たずして消失すべし、何となれを吾人は歴史に據りて知る、彼のエフェゾのマルコがフロレンス公會議より九年の後、其一致案に反對を唱ひたるとき、同一一致案は當時確に議決せられたる一の事實として論じたるを、去れむこそ己れ一人之に反對したりとて基督教民に誇りたるなれ、去れむこそ之を基督教民にも排斥せしめんが爲め、銳意熱中したるなれ、彼はフロレンス公會議を距る僅か八九年にして、之が反對説を唱道

したるにも係らず、當時信民の其一致案を排斥したる事に就ては、敢て一言をも云はず又信民が之を排斥せんが爲に謀反せりとの事柄をも記したる所なし、蓋しフロレンスの公會議には、時の皇帝シヨアン、パレオログも司教等と共に列席して、自から其一致案に記名調印したるものなれを、若も當時の信民が此一致案を排斥したりとせむ、實に東方教會の司教の權に反對するのみならず、皇帝の措置にも亦必ず不服を唱へて騷擾したるに相違なかるべし、然るに君堡の信民は此時謀反騷擾せざるのみかは、寧ろ是が爲にメトロファヌ、グレゴリウスと云へる兩教會一致の大賛成者たる二教祖を撰立して、大に之が満足喜悅を表したるにわらずや、其後モトンのシヨゼフはエフェゾのマルコの所説を辨駁したるも、當時の教民が一致案に反對せりとの事は、何處にも記さず、却て一致案は到る處に歡喜を以て迎へられたりと記載して、自己も當時の信民に語りて、同一一致案を永く忠實に守らんことを勧めたり、然らむ即ち此點に於ける東方離教者の案出は、全く架空の捏造説たるや明けし。

第二の想像説の如きは、猶更齒牙に懸るに足らず、若果して今日の離教者の唱道するが如く、君堡の會議がフロレンヌ公會議に議決したる一致案を無効に歸したりとするも、前者の會議は果して幾許の効かある、請ふ看よ、同會議に列したる人員果して幾人なりしぞ、又其人物果して如何なる價值ありしぞ、同會議の案によれを二十五人なりきと云ふ、然れども其過半は全く無名の人物なりき、良し假りに二十五人をして悉く聖徳高く名聲盛んなる司教なりしとするも（此事は全く假定なり、何となれを實際は此の如き人物にあらざりし事、同列者の證據によりても瞭かなれとなり）、此の如き少數の人物が、教會の一大公會議に於て萬口一致を以て議決したる所のものを無効に歸することを得るや否や、若し得るとせば、是れ猶一國に於て數十名の反對黨が、天下輿論を代表せる代議士の萬口一致によりて議決せられ、且一國の元首の大權によりて、普く天下に發布せられたる一大法律を無効に歸するを得と謂ふが如けん、一國に於て若し此の如く大膽不敵の反對を爲す者あらむ、必ず謀反人と見做されて、力を以て強服せ

らるゝに至らん、教會に於ては此の如き壓制の力はなし、然れども其議決したる議案を受けざる者あるときは、之を破門者と宣告す、即ち其反抗の行爲によりて、直に教會より脱出したる者と見做さるゝものなり、去れを彼のフロレンヌ公會議に反抗したる會議の如きは、其反抗の言動によりて直に教會を脱離して、離教と稱する一派を教會以外に組成するを得るに至りたるものなれを、世界の一大公教會の憲法と信仰とは、毫も増減損益するものにわらず、今日も尙は前者の會議に従ふ者あるときは、其之に従ふ一事によりて、直に教會より破門せられて、離教者と見做さるゝものなり。余は尙一步を進めて、同會議の果して存在したるや否やを論せんとす、敢て問ふ、同會議は果して開設せられたるや否や、東西兩教會の歴史を數回繰返すも、斯る會議の記事は何處にもなし、歴史家は同會議に就き皆黙々たり、故に余は止むを得ず、同會議に據りて同會議を調査せんと欲す、蓋し同會議の如きは、一見甚だ奇怪なるものなり、同會議の議案の冒頭に曰く、



『此會議はフロレンスの公會議及皇帝ジョアン、パレオログの死去の後、一年半にして君堡の聖ソヒー殿堂に於て開かる云々。』

嗚呼是れ何たる撞突ぞ、フロレンス公會議は紀元一千四百三十九年に閉會し、皇帝ジョアン、パレオログは紀元一千四百四十八年に崩じたり、然らむ則ち如何にしてフロレンス公會議と皇帝の死去の一年半後に開かるを得たるや、同會議は前後二回開かれたるものか、是れ奇怪の一。

次で同冒頭は吾人に教へて曰く、此會議の議案はラスカリス(Lascaris)と云へる有名な文學士の書齋に在りたり云々と、嗚呼教會の一大公會議の議決を無効に歸したる程の大切なる議案が、斯る一個人の書齋に投せられ、それ迄誰れ一人知るものなく、全く忘却の墓に埋没せられありしとは、頗る不可思議の事と謂はざるべからず、是れ奇怪の二。

然れども吾人をして猶一層奇怪の念に堪へざらしむるは、『此議案は君堡の大賢アマナ

ラスカリスの君堡に陥るに依りて、イタリヤに遷りて、一四三五年(西暦)に於て、五百三十三

ジウネと云へる教祖の命によりて手寫せられたり云々』と云ふ事是なり、歴史に據りては、フロレンスの公會議以後に、斯る名の教祖ありたることなし、是れ奇怪の三。以上の奇三怪に由りて之を觀れば、同會議の如きは自らの記事を以て、自からの撞突矛盾の太甚しきを表示するものなり、余は茲に呶々の議論を費さず、少く知慮ある讀者は、以上の記事によりて、自ら之が裁判を爲すを得べし、嗚呼離教者が不幸なる信民を欺かんが爲め、斯く想像説を案出するは、果して何たる心ぞや。

余は終に臨み、一言以て正意の在る所を示さんと欲す、彼のフロレンス公會議の一致案を以て、單に兩教會の契約の如く見做すも、此契約を破却するには、或は之を無効とする兩教會の會合あるか、或は此契約の條件を守るに不忠なる者一方に之ありたるか、或は又權を逞うして自ら破却するに至りたるか等の理由なくんをあらず、然るに今日に至る迄此三者の中一あるをも聞かず、何となれを先づフロレンスの一致案を無効にせんが爲め、兩教會が公然會合したるとは、吾人未だ曾て之を聞見せざれむなり、次に

教皇の一方に於ては、毫も此契約を守るに不忠なることはあらざりき、又權柄を弄して此契約を無効にせしむるが如き事は、無論之なければなり、加之ならず、會議の決議案なるものは、決して契約の條件の如きものにはあらざれど、權柄を以て有効無効とするが如きものとは大に異なり、會議の開設せるや、必ず教會の教理に就て議する所あるが爲にして、要は其眞偽を議別し、是非を尋究するに在るものなれど、其決議案の如きは唯だ其是非眞偽を記録して明截ならしむるに過ぎざるなり、故に眞理の變更せざる限り、教理の換らざる限りは、眞理の顯表たる會議の決議案も決して變更する理なし、況や權柄によりて其力を失ふが如きをや、是故に若し離教者にしてフロレンス公會議の決議案を強て無効ならしめんと欲せむ、或は爾來天より新らしき啓示ありて之を排斥したりと云ふか、或は此時フロレンスに會合したる兩教會悉く其決議する點に就て誤りたりと云ふか、二者其一を確定せざるべからず、然れども離教者は未だ此二事を確定したることなし、將來又決して確定するを得ざるべし、然らむ則ち此二事

を確定するを得ずして、單にフロレンス公會議の決議案を排斥するが如きは、自ら好んで身を公なる教會以外に置くにあらすして何ぞ。

### 東方教會の現状

東方教會の現状を描寫せんと欲するに當り、先づ左の四事を區別せざるべからず、曰く第一宗教（教理と式禮）、第二信民、第三法教師、第四土政府即是なり。

（第一）教理——に就きては、兩教會毫も異なる所なきこと、信仰の傳來の如きは使徒以來彼此全く同一なること、是れ余の既に前文に於て充分證明したる所なり、東教者がフロレンス公會議に相集りて、萬口一致を以て之を認めたることは言ふ迄もなし、爾來今日に至る迄、聖靈の聖子より出づることを太く否定しつゝも、其所騰文の中に頌歌の中に聖靈の聖父及聖子より出づることを絶へず歌誦す、教皇の主權は之を排斥しながらも、聖ペトロ及其後嗣なる聖教皇は、全教會統治の權を受けて基督教民の司牧たることを絶へず歌ひつゝあり、聖人の靈魂の神前に咫尺せることも之を拒否しつゝ、日

々其轉達を求めて、神に代願せられんことを希望しつゝあり、煉獄は存在せずと唱道しつゝも、死者の追會を盛んに行ひつゝあり、司祭も信民も死者を慰安するが爲め、屢々聖祭を執行し、屢々祈禱を献げ、又多く施濟を爲しつゝあり、然れども記せよ、若し煉獄果して在らずと云はゞ、是等の事業果して何の益かある、勿論彼等は煉獄とは云はじ、然れども名稱の如何は余の關する所にあらず、罪贖を果す所ありと認め、是れ亦足る、述べて茲に到れ、東教者は口と心、言と行に於て明かに撞着し居るを見る嗚呼斯の如く其言ふ所を解し、其行ふ所を知れる東教者にして、永く剛復の言を違うして、毫も自家撞着の事實を顧ざるは、抑も何の故ぞ、奇怪々々、實に奇怪なり、其他本教に異なりとして列舉せらるゝ教理の如きも、皆古今一轍の口實遁辭若くは信民を欺く爲の捏造説に出ることば、余の今茲に喋々するを要せざるなり、彼等はフ・ウ・ス、ミカエル、セルラリウス以來、自家の分離を覆はんが爲め、種々様々の想像説を案出して、只管信民に其分離の理由を知らざらしめんとす、誠に憫むべきの至りなら

すや。

式禮——に至りても、亦教理に於けると同様なり、勿論羅馬教會の式禮と異なるもの多少之あらん、然れども其異なる點は明かに之を知る、今是等の式禮を一々調査するも、教理、信仰及道德の法規に悖るものは一も之なし、是を以て教皇は常に此式禮を是認する而已ならず、成るべく之を保續せんことを欲して、東教者よりも尙一層茲に銳意しつゝあり、蓋し式禮は東教者をして教外の人民の中に永く其信仰を保持せしめんが爲め、一大勢力ある支柱となるが爲なり、豈徒だ東教者の爲のみならんや、本教會に取りても、亦大なる助となる、蓋し異端邪説が屢々出沒して、絶へず眞誠の信仰を變更せんとするに當りてや、此式禮實に本教會が其教理の使徒傳なることを證明する良好の證表となる、何となれを同教會と羅馬教會との式禮は、言語等の點に於て無論相異なれども、幸に當初の信仰は是を以て明かに表示せられとなり、若夫れ此式禮中に迷信の混入したるものあらん、斯る式禮は公教會決して之を是認せず、夫れ

教理も式禮も既に此の如くなるに於ては、兩教會一致の點に於て、宗教其物の障礙なるものは之なかるべし、之ありとするは、是れ單だ口實のみ、識者は之を信せず、否之を掲ぐる彼等も之を信せざらんとす、然らば障礙は何處に至る、請ふ先づ信民の事より云はしめよ。

(第二)信民——希臘人は性來神靈的、知識的及虔信的の民にして、宗教には極めて熱心なり、然れども輕跳浮薄、持久の性に乏しきことは、古來より然り、蓋し一たび回教徒の權内に落ちてより以來は、殆ど凡ての禍害を同時に受けたるが如し、何となれを回教徒等彼等を奴隸の如く待遇して、國の常法を以て之を治めず、政治上宗教上一切の事柄は、舉げて其法教師の手に在れども、法教師は彼等の守護支柱とならずして、往々土耳其人と一致協力して、殘忍壓制を以て之を左右するが故に、不幸なる彼等は、一の惡王の下に立たざる代りに、二の殘逆を同時に忍むざるべからざるに至れり、時には土耳其人の壓制を免れん爲め、法教師の助を求め、時には又(少くとも今は)法

教師の壓制を免れん爲め、土政府に哀訴せざるべからざる境界に立てり、而して他の一方より故さら愚暗の域に沈められ、毫も泰西文明の空氣を呼吸することを得ず、教育もなく、進歩もなく、頑然古舊の習例を墨守し、歐洲の人民に對しては、依然先入的の憎惡を含みつゝあるを以て、自家の憫むべき境界を考ふるの知識だもなし、さりとて彼の恐るべき回教徒に對しては、固より反抗するの力なく、他にも又哀訴する人なく、内に在りても外に在りても永く奴隸の羈絆を脱する道を有せざるは、實に憫然と謂はざるべからず、中には斯の如き不幸の境界に伸吟せるの餘り、斷然基督教を脱して、回教に歸依したる者すら之ありたり、現今に至りて唯神論彼等の中に弘布せられたれを、或者は又之に歸依するに至りぬ、今日に於ては多くの人々一意其奴隸の境界を脱せんことを欲し、甚しきは「プロテスタン」教に歸信するも、尙ほ可なりとなし居るもの、如し、然りと雖人民の大半は、今仍古昔の信仰を保持し、頑然情慾的熱心を以て、其教會の舊例を墨守せり、是れ此情慾的熱心、羅甸人に對する先入的憎